

289

289-Ku21-2ウ



1200500732044



始



819-22

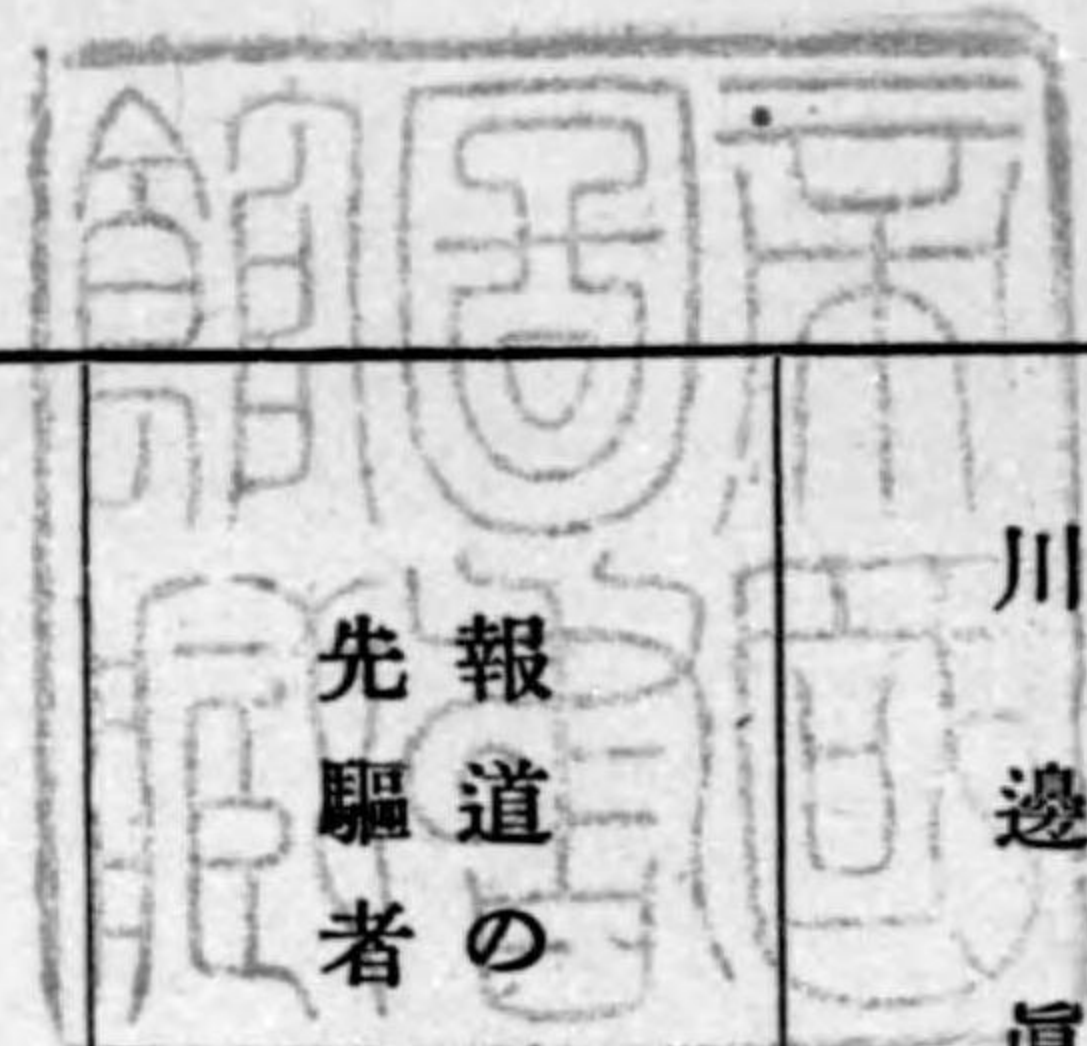
289
Ku21
26

川邊眞藏著

羯南と蘇峰

三省堂刊

289
Ku21
2⑦



川邊眞藏著

報道の
先驅者

羯南と蘇峰

東京三省堂





翁 峰 蘇 の 近 最



活 關 時 代 の 編 南

序

福地、福澤の兩人について、何人を新聞人の代表者と見做すべきかについては、聊か迷はざるを得なかつたのである。そして結局、彼等二人につぐ次の時代、即ち明治後半期において三大記者と稱せられた徳富、朝比奈、陸の三人を一緒に叙説しやうと思ひ立つた。公平に見て、福地、福澤兩人と併行し、鼎立し得る人物を擧げるといつたら、この三人のうちから徳富蘇峰翁だけを選び出すのが、至當であるかも知れぬと思ふ。新聞人として早くから名を成し、新聞事業にいろ／＼の貢献をなし、そして今なほ新聞界の長老として最も重きをなしてゐる事實からいうても、それが當然の選擇だというてよからう。しかし現存の人を評論するに序とは容易の事でない。のみならず、蘇峰翁には、すでに「蘇峰自傳」の著がある。

序 それにおいて新聞人としての彼が踏んで来た途はほとと説き盡されてゐるのである。

それに反して、當時の言論、その後の思想に、蘇峰翁に劣らぬ、あるひは見方によつては、蘇峰翁以上の立場をもち、影響を及ぼした陸羯南については、これを評傳したものが殆んど見當らぬというてもよい状態だ。其處に本書が叙説の中心を羯南に置いた理由がある。

朝比奈知泉には、「老記者の思ひ出」「新聞記者としての回顧」等の作があり、自らその事蹟を記して居り、且つ新聞人としての事蹟も、蘇峰や羯南と比較すれば、相當の懸隔があるやうに思ふ。従つて本書には、彼に關する記述も、叙説の進展に必要な範圍に極限した。左様な關係から、標題も彼の名を省いて、「羯南と蘇峰」とした次第なのである。

羯南については、文章よりもその人格に一層人を魅するものがあつたらしい、三宅雪嶺博士の如きも、彼を評して「文意は時に應じて變遷し、往々昨是今非の

2

3

嫌ひなからず、一々對比すれば或は撞着となすべきあるに、十數年來間斷なく精讀せし者の特に之を怪まざりしは、其の私心に驅られて然りしにあらざるの甚だ明白なるを以てならずや、人格は猶ほ香の如し、蓋すといへども芳薰惡臭自ら判る」というてゐる。意見の變遷、撞着を見るに至つたといふのは、おそらく羯南の對外意見が初めに北守南進論であり、後には對露強硬論であつた等の點を指すものであらう。しかしそれは時の推移に據り、また環境の變化に基づくものであつて、勝ちこれを責むる譯に行かぬ。そして斯様に意見の變化があつたに拘らず、羯南に對して、「曾つて阿世若くは變説の疑ひを招きしことなし」というて、雪嶺博士は羯南の人格を稱揚してゐるのである。古嶋一雄翁なども今なほ「陸君は立派な人格者であつた」というて推稱してゐる。だからこの方面においての羯南を研究する必要も大にあると思ふのであるが、しかし其處まで手の届かなかつたことは遺憾に堪へない。

序

これで私は新聞人の傳記三卷を完成し、明治初年から明治の末期、大正時代に
 至るまでの政治と新聞との關係、新聞人の一般文化に對する貢獻等の大體を一應
 叙説し終つた。勿論、顧みて自ら不本意に思ふところも多い。しかし兎も角、こ
 れだけのことを、極めて短時日の間に完成したのは、出版者を初め、各方面の援
 助にまつところが甚だ多いのである。この際、これに對して深く敬意を表して置
 きたいと思ふ。

(昭和十七年十月廿二日記)

目次

第一序

羯南、知泉、蘇峯の鼎立時代……………三

第二 新聞生活前の彼等……………九

- 一 官報局時代の羯南……………二二
- 二 大學生から新聞社長……………二〇
- 三 蘇峯の少年時代……………二六
- 四 「國民之友」創刊まで……………三三
- 五 蘇峯と羯南、知泉の交渉……………四〇

目 第三 「日本」の創刊……………四七

一 伊藤、井上の歐化政策…………… 四九

二 歐化政策反對の中心勢力…………… 五二

三 「日本」創刊の経緯…………… 五三

四 「國家使命論」の高唱…………… 五七

五 新聞「日本」の性格…………… 六六

第四 「國家の宿望」條約改正…………… 八一

一 「日本」創刊當日の突發事…………… 八三

二 條約改正の二要点…………… 八四

三 寺島時代の改正交渉…………… 八九

四 井上案とその反對派…………… 九四

五 大隈外相となる…………… 一〇一

第五 條約改正を繞りて…………… 一〇九

一 大隈の改正案…………… 一〇九

二 矢野龍溪の辯護論…………… 一一三

三 羯南の名分論…………… 一一三

四 「日本俱樂部」の反對運動…………… 一二〇

五 知泉と蘇峰の態度…………… 一二五

第六 「國民新聞」の誕生…………… 一四一

一 「國民」創刊の前後…………… 一四三

二 羯南と子規その他…………… 一五〇

三 蘇峰と羯南の提携…………… 一五六

第七 自主外交の提唱…………… 一六三

一 陸奥の條約改正……………一六五

二 條約勵行論起る……………一七〇

三 羯南の「國際的革新論」……………一七五

四 羯南、蘇峰の共同戰線……………一八三

五 政黨その他との關係……………一八九

第八 日清戰爭と彼等の活躍……………一九七

一 知泉と羯南最初の論争……………一九九

二 戰時記者としての蘇峰……………二〇五

三 羯南の戰局收拾策……………二二二

四 東洋大陸よりの攘夷……………二二九

第九 遼東還地責任の論争……………二三七

一 蘇峰の思想的一轉機……………二二九

二 羯南の遼東還地責任論……………二三一

三 責任論と實際政局……………二四〇

四 羯南、知泉再度の對陣……………二四三

五 知泉、蘇峰の外遊……………二四八

第十 松隈内閣の組織……………二五五

一 松方、大隈の聯携と蘇峰……………二五七

二 羯南と松隈内閣……………二六三

三 蘇峰内務勅參となる……………二七一

第十一 日露開戦の前夜……………二八一

一 人氣蘇峰を去る……………二八三

二 蘇峰對政府關係の變遷……………二八七

三 蘇峰と桂の關係……………二九三

四 その頃の知泉……………二五五

第十二 晩年の羯南……………二〇一

一 羯南と近衛篤磨……………二〇三

二 講和と「日本」の態度……………二一〇

三 「日本」の譲渡・羯南の死……………二三八

四 新聞人としての羯南……………二三二

第十三 その後の蘇峰……………二三一

一 焼打ちの打撃……………二三三

二 新聞を「数の波に乗せる」……………二三七

三 圓熟時代・桂の死……………二四四

四 修史に力を注ぐ……………二四九

五 國民新聞を去る……………二五四

六 八十の誕辰を迎ふ……………二五七

第一序 説

羯南・知泉・蘇峰の鼎立時代

明治の人物評論家鳥谷春汀は、明治廿九年四月の雑誌「太陽」に「三新聞記者」の一文を掲げて當時の代表的記者を論じ、

福地福澤の時代既に去り、後進俊髦の記者方に勃興して、新聞社會は端なくもこゝに新陳代謝せり。中に文壇の將星たるもの三人、徳富蘇峰、朝比奈碌堂、陸羯南即ち是れ也。（春汀全集

第二卷

と断じてゐる。福地、福澤と並立し、もしくはこの二人を圍繞して新聞の論壇を賑はした人々は、その數において決して乏しい譯ではなかつた。栗本鋤雲、成島柳北等の元老株は暫らくこれを問題外として、矢野龍溪、藤田鳴鶴、末廣鐵腸、沼間守一、中江兆民、犬養木堂、尾崎學堂、島田沼南、田口鼎軒等々、數へあげるとまことに多士濟々であつたのである。しかしそのうち沼間守一は明治廿三年、藤田鳴鶴は同廿五年に、いづれも多望の前途を惜しまれつゝこの世を辭し、矢野龍溪は自ら政界を引退するとともに、新聞界をも辭して宮内省に入つた。その他の人々も廿三

年議會の開設以來、衆議院議員として實際政治界に身を置くに至つたので、自然新聞の評論にその全力を注ぐことが出来ぬやうになり、あるひは全く新聞社會から足を洗ふに至つたものもあつたのである。斯くの如くして、春汀のいはゆる新陳代謝が行はれ、その當時に於ては徳富、朝比奈、陸の三人が、代表的の政論記者となつたのだ。

春汀は更らにその論歩を續けてこの三人の出現について次のやうな説明を下してゐる。

羯南の筆を「東京電報」に執るや、當時未だその文才を知るもの多からず、電報改題して「日本」となり、「日本」漸く重きを新聞社會に爲すと共に、乃ち彼が記者としての伎倆始めて天下に認められぬ。碌堂が報知社に在るの日屢々囊錐穎脱の看ありといへども、要するに當時彼れは藤田鳴鶴の一門生たるに過ぎざりしのみ、彼れが記者としての伎倆を實際に認められたるは、實に「東京新聞」に主筆たるの後に在り。「東京新聞」廢刊せられて彼れが日報社に轉ずるや、居然御用記者の名一代に高し。若し夫れ蘇峰に至ては、記者となるの前既に一著書「將來の日本」を以て異數の文名を博し、彼れがその文名を抵當として「國民之友」を發行するに及び、彼れが一種の文體と論調とは、亦大に讀者に歡迎せられて優に文壇一方の雄たり。是に於て乎國民新聞は生れたり。而して彼れは記者として終に顯著なる成功あるを見る。故に蘇峰の舞臺

に出づる、豫告あり、筋書あり、道具立あり。羯南と碌堂とは然らず、突如として舞臺に現れ、忽爾として演劇せる飛入役者たるのみ。是れ蘇峰の名最も高く世に播ける所以なり（春汀全集 第二卷）

斯様にして徳富、朝比奈、陸の三人は新聞論壇に現はれた。それは殆んど同時というてもよい程であつた。蘇峰が「將來の日本」を出版したのは明治十九年秋冬の際であり、雑誌「國民之友」を發行したのは二十年二月であつた。そしてその年廿一年四月に羯南が東京電報の社長となり、更にその十二月には朝比奈が東京新報の社長として筆陣を張るに至つたのである。

以上の事實によつて見ても明瞭であるやうに彼等の文壇にあらはれたのは、僅かにそれ／＼一二年の差があつたに過ぎない。そして最も早く世間に知られたのは蘇峰であつたが、しかし實際に一つの新聞を支配するに至つたのは、彼が三人のうち最も後であつて、國民新聞の發刊されたのは朝比奈の東京新報に後ること一年三四ヶ月の明治二十三年二月一日であつた。

更らにこれを彼等の年齢の上から見ても、蘇峰は最年少で、羯南が三人中の長兄であつたのである。羯南は安政三年十月十三日、今の青森縣中津郡清水村に生れた。父は中田氏、名を謙齊といひ「津輕藩の侍醫佐々木玄龍の三男にして近侍茶道役、御坊主頭たり、母を種市なほといふ」

と「羯南文録」劈頭の「羯南先生年譜」に出てゐる。碌堂は羯南が六歳の文久二年、水戸の藩邸に生れ、その翌三年正月廿五日に蘇峰が肥後の上益城郡津守村の矢鳥家に生れた。しかしこれは蘇峰の母方の里で、彼の家は其處から約卅里離れた葦北郡水俣の豪家であつた。彼の家系、彼の父祖等に關しては「蘇峰自傳」に詳説されてあり、特に彼の父徳富洪水については、その他にもしばしば蘇峰の筆によつて世間に傳へられてゐる。兎も角、斯様にして彼等はほとんどの年齢を同うし、また出現の時期を同うして新聞の筆政を司るに至つたのである。然らば彼等の新聞評壇に於ける當時の地位、及びその思想、傾向は如何なるものであつたかといふに、それはいづれこれから逐次研究して行く譯であるが、その前に大體の概念を得て置くために、再び此處に鳥谷部春汀の「三新聞記者」を引用してそれ等の點を明にして置かうと思ふ。

羯南の思想は支那の儒教を基礎として、獨逸の國家主義を造作としたるが如し。故に彼れの大
臣責任論は宛も支那の諫議大夫の彈劾に髣髴たり。碌堂は法律萬能の思想にして役人政治を尙
び、而して之れを點彩するに國家主義を以てす。故にその立論概ね法理一偏の紋切形なり。蘇
峰は平等自由を理想とし醇乎たる平民主義を執る、故に最も進歩したる意見を有す。羯南は貴
族と平民を調和せんとし、碌堂は吏閥と貴族を同化せんとし、蘇峰は到底民政の主張者たり。

蘇峰は社會的知識を以て勝り、碌堂は立法的知識を以て勝り、羯南は行政的知識を以て勝る。
羯南は國粹保存を重しとし、蘇峰と碌堂とは稍々歐化に傾く。

蘇峰は政論に於てはるかに羯南と碌堂に及ばず。彼は政治よりも政治家を貴び事業よりも人物
を重しとし、筋書よりも役者に注意す。故に彼れは屢々沒論理の文を舞はすに拘らず、その内
奥には英雄崇拜の鈴音鏘々たるを聞く。彼れは政治を以て歴史と爲し、歴史を以て英雄傳と爲
す。彼れの政治を論ずるはなほ英雄の功名を談ずるが如く、其の前提往々奇警の處ありといへ
ども、その決案は乃ち人の感情に訴ふ。碌堂は政論に於て蘇峰の上にあるといへども、彼れ亦
圓滿の政論記者に非ず。彼は政治よりも論理を重んじ、論理よりも討論を得意とす。故に彼れ
の政治を論ずるは猶ほ軍人の劍を抜くが如く、筆を執れば必ず争氣あり。彼れは到底討論記者
たるに過ぎず。羯南は政論記者として比較的他の二氏に優るや無論なり。議論稍單調に失すと
いへども、その單調なる所以は政治に専門なるより來る。彼れの政治を論ずるは猶ほ學者の講
壇に臨むが如く、一言一句極めて鹿爪らしく眞面目なり。故に彼れは純粹なる政論記者なり。
これを要するに政論記者として、羯南を第一とし、碌堂これに次ぎ、蘇峰は最も下る。蘇峰は

普通新聞記者として成功す可し、普通新聞記者として成功する所以は、これ政治新聞記者の尤たる能はざる所以なり（春汀全集第二卷）

當時の世間が、三人に對する評論は大體斯様なものであつた。この際斷つて置かねばならぬことは、蘇峰を以て全然平民主義の人というてゐる點である。これはこの春汀の評論が蘇峰の平民主義を標榜して立つてゐる當時の評論だからである。蘇峰がこの平民主義を棄て、その態度を豹變したと批難さるゝに至つたのはその後幾何も経ぬ時のことであつた。更らに正確にいふならば、春汀がこの評論を發表した當時においてはすでに蘇峰の胸中に、一種の革新が兆してゐる時であつたかも知れないのである。いづれ後に説明するやうに、彼の思想は日清戦後、三國干渉を楔機として一大轉向を行つたと彼自ら公言してゐる。その觀點からすれば、明治廿九年には最早や蘇峰の思想がこの轉向を見た後であつて、たゞそれが表面に顯著にならなかつたに過ぎぬものと見ねばなるまい。

第二 新聞生活前の彼等

一 官報局時代の羯南

われ等はまづ三人のうちで最も年長であり、且つ最初に新聞の筆政を司るに至つた陸羯南の生
ひ立ちから見て行かうと思ふ。「羯南先生年譜」には斯う記してある。

明治四年辛未

十五歳

この年弘前下町の古川塾に入り、古川他山を師とす。嘗て詩を賦す、風濤自_ニ秣羯南_一來の句
あり、師の賞する所と爲る。因て羯南を以て號となすといふ。

明治六年癸酉

十七歳

この年藩の稽古館に轉じ、兼松成言に従ひ漢學を受く。稽古館廢せられて東奥義塾創立せら
るゝや更に入りて英學を修む。稽古館に在りし當時の同窓の友は珍田捨己、一戸兵衛、佐藤
愛鷹、岩川友太郎等なり。

一 官報局時代の羯南

此處に少し註釋を加へて置かう。稽古館といふのは津輕の藩校である。これは寛政年代に設け
られたもので、單なる文武兩道を指南したばかりでなく、星學、醫學、蘭學等も教へ、幕末時代

に於ては全國屈指の學園であつたといはれてゐる。特に慶應二年からは英學科も新設した。明治二年には英學者島田徳三郎を聘し、その後慶應義塾出身の吉川泰次郎、下條幸次郎等を招き、明治六年に至りて東奥義塾と名を改めたのである。弘前が地理的には東北の最端に偏在するに拘らず、基督敎界の本多庸一や外交官としての珍田、佐藤といふやうな人物を出したのは、この稽古館が早くから西洋の學問を教へてゐたことに基因するといつてよからう。さて再び年譜に移る。

明治七年甲戌

十八歳

本年七月仙臺に出で師範學校に入る。

明治九年丙子

二十歳

本年三月校長の措置に不満を抱き、春日慶之進（後に肅）相川勝藏の二友と共に上京す、偶々司法省法學校にて生徒を募集するに逢ふ。乃ち復た共に入學試験を受け本科（八年生）に入る。法學校當時の同窓の友は原敬、松室致、國分高胤（青厓）、加藤恒忠、古賀廉造、寺尾享、秋月左都夫、富谷銈太郎、河村讓三郎、河村善益、水谷長次郎、福本誠等なり。

明治十一年戊寅

二十二歳

本年七月、加藤恒忠、福本誠、國分青厓の三友と共に富士山に登り千峰萬壑の奇景を賞し、

山を下るや國分と携へて京攝の地に遊び、その神戸に入るや突然警察署より召喚せらる、蓋し弊衣破帽、大久保暗殺の嫌疑者と目せられたるなり（本年五月十三日大久保利通、赤坂門内清水谷に於て島田一郎に暗殺せらる）。詩集「踏雲餘踪」あり。

前に古川塾に於て詩を作つたとあつたが、その後も詩作は繼續して怠らなかつたと見え、「羯南文録」の卷尾にそへた詩集中には、第一集として「咳聲餘音」がまづ收められてゐる。その最初のものに「追懷往事更堪驚、十有九年何所成」といふ句があるところから見ると、それは明治八年頃のものであらうと推測される。そしてその次に第二集として掲載されてゐるのが、「踏雲餘踪」である。これによつて見ると羯南等の一行は小田原から箱根を越へて富士に登り、それから伊勢に出て、大和を通り、芳野に南朝の舊跡を吊うて、神戸に向ひ、湊川に詣でた後京都に取つて返し、木曾街道を通つて東京に歸つたものらしい。後年「日本」新聞紙上の「評林」で鳴らした國分青厓と行を共にしたのであるから、羯南の作も亦相當の數に上つてゐるやうだ。

明治十二年己卯

二十三歳

本年四月司法省法學校の寄宿生は賄征伐を爲す、室田校長その首謀者を處罰せんとす。而して賄征伐に參劾せざる先生、原敬等は極力首謀者處罰の非を論難す、爲めに先生、原、國分、

福本等二十名退校を命ぜらる。九月八日絶家陸家を再興しその戸主となる。有名な司法省法學校の賄征伐事件だ。これは原敬その他に關聯があるので、世間に相當有名になつてゐる。羯南も亦退學處分を受けた一人であつたのだ。

明治十三年庚辰

二十四歳

本年九月十五日、北海道に赴き紋別製糖所に執務す。所長は山田虎吉、詩集「寒帆餘影」あり、北航の目的はその序文に見ゆ。

この「寒帆餘影」の序は生活の途を求めて北海の地に渡る餘儀なき事情を述ぶるとともに、若き日の感傷をつぶさに吐露したもので、即ち左の通りである。

幼而讀書學道、及壯即出作四方汗漫之遊、觀奇交賢、以磨其智謀、是男子之事也、故漢士古俗、有蓬桑之禮焉、余歲甫十、有八、志氣方壯、稍厭荷鋤採薪之陋、四方之志、勃焉不可抑、乃請家父出郷、慨然自以爲平生之志此行可以達矣、自茲南經陸羽西至京攝、前後留東京二六七年、踐清勝之地、逢奇異之人、不少、而禍福無門、窮達有命、是以坎墮蹉跎、無一所得而止、今而見之、皆黃梁一夢而已、今也伯氏家貧、慈父齡衰、而自顧歲既廿有四、一筭之外、更無他物、於是乎、益悟昨非、而胸中塊磊者、猶動不能禁、將復赴東京、

與知己朋友、共謀所思、未果、偶讀大學至曰治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、又曰、孝者所以事君也、余於是翻然而悟焉、嗚呼、人世不能盡孝於其父、而欲盡忠於其君、固既惑矣、況不能自保、而欲濟人、不太過乎、遂有北航之志、郷友憐余者、亦來勸之、蓋以北海地廣人稀、營生最易、今茲仲秋、遂決意辭郷、船入函港、實九月十五日也、去港數日、將入室蘭港、得一詩一絕、曰、此行豈唯爲漫遊、郷里無家可久留、又是秋風廬臚節、一帆斜日入蝦州、夫秋風魚臚、遠客思郷之節也、而余之出郷、却在此時、達於人情者、應知余心之如何耳、詩雖極凡、可一唱以蔽此集也、則寒帆餘影之名出焉

しかしこの北海道の生活も、ながく彼を其處に留めて置くほどのものではなかつたらしい。彼はその翌年五月に再び上京して黄塵裡の生活に入つたのだ。年譜には左のやうに記載してゐる。

明治十四年辛巳

二十五歳

本年五月、山田虎吉と共に上京し、佛語の翻譯に従事す。十二月太政官文書局の官吏と爲る、局長は平田東助。

そして翌年の歳晩に根岸金杉村に居を定め、越えて明治十七年、廿八歳の二月、海軍々醫今村

元吉の長女をつを妻として、いよく一家をなすに至つたのである。その頃の彼の官吏生活の状況については、後年高橋健三を記念した「自恃言行録」のうちに於て、彼が高橋との交渉を記した「自恃庵の書柬」中にこれを窺ふことが出来る。

高橋健三は、いづれ後にいろいろ説明することになるであらうが、當時における政界の一俊でであつた。彼は官報局長として今日の官報、特に議會速記録の印刷に重大な貢献をして居り、また一般文化の上から見ると、今日に於てもわが國唯一の高級美術雑誌と目されてゐる「國華」の創始者である。彼は印刷局長を辭して後大阪朝日新聞の客員となり、明治廿九年松方内閣の成立するや、内閣書記官長として異常の業績を残した。しかしそのうちに、元來強剛でなかつた健康が漸く衰へて、卅一年七月、轉地先の小田原において長逝した。時に年四十四。「自恃言行録」は翌卅二年八月、知人の追懷談を集めて刊行したものである。さてそのうちにおいて、羯南は、彼と高橋との交渉を説いた。

余の始めて高橋君の面を知れるは明治十七年太政官の文書局に於てせり。文書局なるものは今の山縣侯が當時參事院議長として「官報」を創刊せし時新に造れる一官局たり。局の主務は官報編輯に在りしかど、別に諸新聞、諸雜誌及び諸種の出版物凡そ政事に關係あるものは此局に

於て檢閲し、又官報資料の採拾と號して局員を各府縣に派遣して政黨政社の情況を探らしめたるなど、隱然政府中の樞要なり。局長は今の法制局長官平田東助氏にして、幹事は今の内務次官小松原英太郎氏なりしが、高橋君は青木貞三、關新吾等と共に書記官として局に在りしと覺ゆ。余は衆多の小吏中に在りて時々君の面を見たるも、未だ一語をも交へたる事あらざりき。やがて今の伊藤侯は歐洲巡遊を終へて新に歸朝し、宮内卿として憲法取調の委員長となり、省中に取調局といふを設け、故文部大臣井上毅氏は太政官書記官長として、兼ねて該局の幹事と爲りしかば、余も井上氏に從て取調局兼務を命ぜられたり。此の官局は宮内省中に在りても、一種獨立の姿を備へ、何事も特別に扱はるゝ事なるより頗る氣樂にして、勤務の時間にも定限なく、官報局に比して一層氣樂なり、故に余は専らその方へ出勤するの計を取りしかば、高橋君とは益々遠ざかれり。伊藤侯の歸朝してより、參事院なるものゝ勢力は取調局に奮はれ、山縣議長の監督下にありし文書局はやがて井上外務卿（馨）の監督下に移れり。同時に平田局長、小松原幹事などは他へ轉任し、青木氏は局長と爲りて高橋君は幹事と爲れるやう覺ゆ。十八年の末に至りて例の大改革となり、太政官は廢せられて内閣といふを置かれ、同時に文書局は官報局と改名せられて規模及職權は大に縮小せられたり。余の出勤せる取調局も亦た閉鎖せられたれば、

余は屬官に任ぜられて官報局勤務と爲れり。高橋君は官報局次長として余等その指揮を受くる事なれば、此の時始めて君と親しく相接するに至れり。是れより先き君は青木と謀りて官報擴張の計劃を立て、資料の精選并に印刷の改良を實行せんとしつゝあり、同時に廿三年後議院の記事を敏速に刊行せんと目的を以て輪轉器械の買入を準備し、先づ官報印刷所の設置を行ひ、その傍に官報局官舎數軒を造り、君自ら官舎に住したり。當時余もその一舎に住すべかりしに、故ありて之を辭したりしかば、君と比隣の親しみを爲すの機會を得ざりき。既にして青木氏辭職して君は局務を主執することと爲りしより、益々官報の改良に執掌して餘念なかりしが如し。余の君におけるや此の時未だ朋友ならずして下僚の上官における關係あるのみ。特に余の慣習として、公務の外は招かれざるに上役の宅を訪ふなどを好まざりしが故に、君の下僚たること二年、當時私交は猶ほ未だ深からざりき。……二十年今の谷隈山氏（干城）は農商務大臣を辭し、引續いて井上條約案に對する攻撃起り、保安條令の施行と爲り、人心恟々物論沸騰せり。余は浪人仲間に入らんと念を抱き、高橋君にこれを語りしことあり。此の時恰も今の農商務大臣曾根荒助氏官報局長に任ぜられたれば、余は高橋君に請ひて自由の身となり、やがて谷隈山氏等と謀りて「東京電報」といふを刊行せり、是れ二十一年の春なりき。此の新聞紙は、創

刊の際、其の計劃を誤りたるが爲め、數月を経て意外の障害に遭ひて非常の困難を生じ、一夕高橋君を訪ひて事情を語りたるは是れ余が君と私交の深きを致したる始めなり。二十一年の末より更に「日本」を創業するの計劃ありて高橋君は官報局長にてありながら亦これに力を添へたり。

斯様な經緯で彼は官吏生活を棄て、新聞社會に入り、最初に「東京電報」次いで「日本」を創刊した。以上の記述によつては推測し得られるやうに、彼の官吏生活は新聞生活の前提でもあり、基礎でもあつた。彼はこの間に政界の名士の知を多く得たのである。「東京電報」に彼を迎へたものは、官報局時代の長官青木貞三であつた。それは實際上に彼の新聞入りの機會を與へたのであるが、思想的に彼を導いて後年の羯南を大成するに最も深い影響を及ぼしたものは井上毅であつたやうだ。井上と彼との關係は、太政官の文書局から宮内省の取調局に彼を簡拔した事實から推測しても相當深い間柄であつたであらうと想像し得る。

斯くして羯南は新聞人となつた。然らば他の二人はどうであつたらうか。

二 大學生から新聞社長

碌堂は水戸の名門朝比奈彌太郎の一族である。大正七年二月、雑誌「黒白」に彼は「家祖備州墳墓の發見」といふ一文を寄せて、朝比奈家の遠祖朝比奈備中守が築いた遠州掛川城趾に登り、其處で端なくも手掛りを得てその墓所を發見したことを説いてゐるが、そのうちに於て水戸の父祖についても詳細の説明を興へてゐる。それによるとこの備中守泰能の一子彌太郎泰雄は、駿遠に割據した今川氏の没落後、菫山城主北條氏規に仕へ、後徳川家康に知られて、その季子頼房が水戸に封ぜらるゝに及び、城代として水戸に轉じた。爾來水戸の重臣として三千石の祿を食み代々彌太郎と稱した。泰雄の曾孫泰治分家して食祿三百石を賜ひ、累代新右衛門を通稱とし、弓の師範を以て家職としたのが彼の伯父の家であり、後には彼がその家を繼ぐことになつたのである。父は千次郎泰成、新右衛門泰交の弟、別家して十石三人扶持の祿を賜つてゐた。しかしこの三家は明治の初年みな絶家した。朝比奈自身のいふところによると「明治初年朋黨争鬭の結果、一門新立の小分家を併せて三戸共に絶家し、二十二年憲法の發布と共に再興を命ぜられ、水戸に三家

門は再び建ち余は伯父泰交の後を承けて、始めて一家の主人となりぬ」というてゐる。

この絶家當時、彼は朝比奈一門の菩提寺壽昌山祇園寺に養はれてゐた。その時の住持は金牛和尚といひ、水戸の足輕の家に生れた人であるといふ。祇園寺は有名な心越興儔の開創した寺だ。其處で朝比奈は智泉徹澄といふ名を貰つた。後にその智泉を知泉にして本名としたとは彼れ自ら語つてゐるところである。彼れはこの祇園寺に八歳から十九歳まで世話になつてゐたさうだ。金牛和尚が遷化したのは朝比奈の十八歳の時であつた。

予は禪師の遷化と共に迅かに祇園寺を去つて東上するの志を起した。半途教員を罷むる事から、學資の出處を求むる段から、區々たる事だが、その時には身の一大事だつたから、出立は遂に翌年の二月となつた。

と彼は後年「老記者の思ひ出」において當時を追懐してゐる。即ち彼は祇園寺を去つて直ちに上京の途に就いたのである。なほこの際此處に説明して置かねばならぬことは半途教員を罷むるといふ文字であるが、それは當時水戸には中學がなかつた、小學校以上で比較的正式の教育を施すのが師範學校ばかりであつたので、それに入學したのであるが、師範學校には卒業後教員として勤めねばならぬ義務年限があつた。朝比奈が上京を思ひ立つたのはこの義務年限を勤め終らない

時であつたのだ。それで彼は時の縣令に請願書を差し出したものらしい。その草稿が「朝比奈知泉文集」に出てゐる。それは誠に堂々たる文章で、後年全盛時代その儘といふてもよい程豊富な文字を巧みに驅使してゐる。

彼は上京に際して、縣の役人となつてゐた舊幕人原田信民といふ人から、同じく幕人である日報社の塚原靖（澁柿園）報知社の岡敬孝の兩人に宛てた紹介状を二通貰つて來た。それで直ちにこの兩人を尋ね、それ〴〵文章を一通宛送つたところ、日報社の方は何の音沙汰もなかつたが、報知社の方は社説欄に採用され、且つ主筆藤田茂吉が、特に彼を引見して一月四回の寄稿、毎回二圓宛の報酬を出すことを約束されたのである。

斯様な次第で、學資に對する心配もなくなり、慶應義塾外塾——後に三田英語學校となり、それから錦城學校、錦城中學と名を更へた——から、番町の歐亞學館、駿河臺の成立學舎、本郷元町の進文學舎等に飛び廻り、最後に東京大學豫備門に入つた。それは明治十五年のこと。その後十七年に褒賞給費生となつて月謝を免除された外に毎月五圓宛の支給を得たので、新聞に執筆することを怠り、聴講に専心することを得た。

その頃彼は大學の寄宿舎において林權助、内田康哉と室を同うしてゐた。勿論この二人は彼よ

り一二年先輩であつたらしい。しかし朝比奈もその當時は外交官志望であつたので、同じく外交官志望の先輩と室を同うしたことは彼のひそかに喜ぶ所であつたやうだ。彼はまた「外國語が好きで碌に出來もせぬのに英語の外夙に豫備門時代より獨逸語を初め、大學に進みながら佛蘭西語を初め、其外他の専門の講義を傍聽することが好きで、理科大學では寺尾壽教授の星學、醫科大學では大澤謙二教授の生理學の講述には殆ど缺かさず出席した」（朝比奈知泉文集「新聞記者としての回顧」）ところが、意外にも自ら得意としたこの外國語において落第點をとり、それがそもその原因となつて彼が中途退學をするといふ事件が起つた。

といふのは、その頃、ドイツ語の教師がしばしば更迭した。そして更迭する毎に必ず初歩から教授を繰り返すのである。平生ドイツ語に自信をもつ彼はこれにウンザリして、最後にハウスクネヒトといふドイツ人の教師が來た時には、教室に顔を見せなかつた。その結果、試験は受けたが、平生の得點に零をつけられて進級が出來ないことになつた。それに對して彼は強硬に抗議を申込んだが、ハウスクネヒトは頑として受け付けない、他の教授の斡旋も一切功を奏しなかつた。かくて特待生は一轉して落第生となり、學長穂積陳重博士の取扱によつて假進級といふことにはなつたが、しかしそれから氣を腐らして最早や講堂に彼の顔を見ることがなくなつた。其處へ

「東京新報」発行の相談が持ち込まれたのである。その頃の事情を彼は次のやうに述べてゐる。その前後と覺ゆ、一日外山正一先生が余を呼出して、大學は是まで種々の人材を出したが未だ一人もエデターを出さぬ、君は能文の士だが一つ奮發して記者生活に就かんか、余は切に勧告するといはれた。余はその時始めて新聞記者になつて見ようかとの志が動いた。……外山先生の訓誨は勿論卒業しての上といふ意味だつた。然るに井上伯が條約談判失敗に歸して大隈伯之に代り、余は箕浦勝人先生に連れられて伯に外相官邸で謁見した。余が大臣級の人に逢つたのは大隈伯が第一人だ。又伯を介して陸軍次官桂太郎少將に逢ひ、當時徵兵令を改正して全國皆兵主義のものとする時だつたから徵兵令の講釋を聞いた。余が薩長の老政客中始めて知己となつたのは桂太郎その人である。余は此時始めて時事の問題を報知新聞に論出した。無論この時は社説だから何とも署名しない。即ち新聞記者の議論として、而も一社を代表する意見を書いたのだ。時は明治廿一年で余が廿七歳の時だ、それが徵兵令改正の論で、桂氏の教も受け、氏より英文のミリタリー・アドミニストレーションなる一書を借受けて之も讀み、又書名は忘れだが添田壽一氏より英文の論文集を借受け、其内にありし佛のトロシュー大將の名言を引いて書いた處が、トロシューがそんなことをいうた事があるかと桂氏に問糺されたことを記憶する。

右の様な次第で、余が新聞記者として筆を採り始めたのは大隈伯からの因縁に依るとはいへ、時の政府を輔ける意味だつたのが始めて、其の後何の因縁か多くは意味方新聞の方に廻つた。それから愈々一本立の記者となる因縁となつた。大學生とも附かず、報知新聞記者とも附かず、本郷金助町に友人共と共同の僑居を構へてブラ／＼して居た處へ突然來訪したのが、當時内務省縣治局（今の地方局）長を勤めて居た末松謙澄氏だつた。今度山縣内相が肝煎で日刊新聞を出さうと思ふが、君が其方の適任者だから是非遣つて呉れといふのだ。余は大學在學中の故を以て斷つたら氏は大學の方もよく聞て來たが、渡邊總長（洪基）のいふには君は餘り近頃講義にも出ないやうだし、それは適任だから是非遣らせろ己も内々で承知し置くといふのだから異論をいふなと押伏せた。余も何か獨立で新聞の事を遣つて見たいと思つて居たから、實際政治のことには知識も經驗も何もないが、書きなぐりたい事を何でも書いてよいのならといふので早速承諾した。それで兩三日中に各新聞に廣告して、たゞ朝比奈知泉主筆東京新報、本年十二月一日發刊と出した、〔新聞記者としての回顧〕

三 蘇峰の少年時代

新聞に入る以前の蘇峰の生活は、「蘇峰自傳」において廣く知られてゐるところである。従つて今更らこれを説く必要もない程であるが話を進める順序上、同自傳によつて簡単にこれを記して置かう。

徳富家は肥後の南端、薩摩に近い水俣に住んでゐた。

予が家は菅原氏にして菅公の裔と申傳へてゐるが、それは固より當てにならない。暫らく最近の記録についていへば、徳富氏初代を徳富忠助といふた。彼は寛永十三年肥前島原の役に肥後國主細川忠利の軍に従ひ有馬城本丸の磯際より鐵砲を放ち、城内に進入した功を以て寛永十六年肥後國葦北郡水俣郷に於て若干の高地を永世賜つた。

これが「蘇峰自傳」に記してゐる水俣郷に住むに至つた理由だ。この忠助から數へて七代目が美信といひ「寛政十年五月五日生、文政五年十二月、津奈木總庄屋并代官を命ぜられ、天保十年佐敷郷に轉じ、同じく十五年再び津奈木に復し、弘化四年水俣に歸隱し、在職廿五年、明治十八

年七月十七日水俣に逝つた享年八十八歳」であつたのが彼の祖父に當る。

八代は予が父徳富一敬君である。通稱は太多助復太多七に改め、洪水と號す。文政五年九月二十四日葦北郡津奈木に生る。美信の長子也。明治元年七月、父隱居の後、一領一匹を繼ぎ、赦免開田地山林共に下賜せらる。その以前屢々藩命を受けて長崎、鹿兒島方面を往來し、種々交渉の任務に衝つたことは別に記録が存してゐる。明治三年六月、熊本藩廳の召に應じ、家を熊本に移し、同じく五年累進白川縣——當時熊本縣を白川縣と稱した——七等出仕に補せらる。六年十一月、辭職以來、専ら勸業教育の務に従ひ、明治十六年一月、家を長子猪一郎に譲り、父子相與に教育に勤む。十九年家を擧げて東京に移り、二十九年湘南逗子に老龍庵を營み、優然天然を楽しむ。大正三年五月二十六日病をもつて東京に逝く、享年九十三歳。(「蘇峰自傳」これが父洪水に關する記述である。母は矢島氏久子、その一族も亦いづれも特色のある家柄であつた。

母方は男子一人、女子七人である。母の父は矢島直明、温厚篤實な漢で、予の祖父美信の同僚であつた。その妻即ち予の外祖母は三村氏、名は鶴子にて、その非凡の婦であつたことは、横井小楠がその墓碑に書いてゐる。今予が家に残りたる筆跡などを見れば、如何にも勝れてゐて、

尋常人でなかつたことが判る。

母の長姉は三村氏と藤島氏、これは双子であつた。その次が直方、その次が竹崎順子、その次が子の母、母の次が横井津世子、その次が矢島楫子、その次が河瀬貞子であつて、いづれも特色のある同胞であつた。〔蘇峰自傳〕

蘇峰はこの父母の間に生れた第五番目の子であつた。上の四人は皆女である。そして弟に蘆花のあつたことはいふまでもない。彼は八九歳頃迄水俣で育つた。明治三年、叔母の横井津世子に伴はれて熊本に出た。この津世子といふのは横井小楠の未亡人である。その頃彼の父は藩に徴用されて熊本に居た。それで暫らくその寓所に住んでゐたが、その年の暮に一家をあげて熊本に移ることに成り、熊本の東郊大江村に居を卜して引移つた。後年の大江塾が即ち此處に開かれたのだ。

彼は熊本でいろ／＼の先生についたらしい。高野、元田、竹崎、兼坂等といふやうな人々の塾に學んだ。元田といふのは有名な永孚であらう、しかし間もなく元田は東京に出かけたので殆んど直接の教授を受けなかつたやうである。兼坂といふ人は五百石取りの士族であり、その夫人は千石取りの名門の娘であつたに拘らず、歸農して先生自ら馬をひいて薪を賣りに出かけたたり、夫

人は自ら臺所をうけ持つて女中の役を引受けるといふ家風で、思想的に最も深い印象を受けたと「蘇峰自傳」に於て語つてゐる。その後彼は熊本洋學校に入つた。

そも／＼洋學校といふは、細川侯が維新の當初に創立したもので、それには横井小楠の姪、米國から留學の半途、病の爲めに歸朝したる横井大平氏などの盡力にて創立したるものにて、多分最初は兵學校にても起す積りであつたか、フルベツキ氏の世話にて、米國ウエスト・ポイント兵學校卒業生砲兵大尉ゼンスを招聘した。ゼンスの妻はニューヨークの牧師スコツターの娘にて可成りの家柄であり、なか／＼氣強い女にて、ゼンスも夫人にはあまり頭が上がらなかつた。ゼンスは最初は軍人で、可成り放縱な生活をしたらしかつたが、結婚の爲に乎、若くはそれと同時に乎、或は其後であつた乎、兎に角日本に來た時には、彼は熱心なる基督教信者となつてゐた。

扱當初は兵學校の積りであつたらうが、世の中が一變するにつけて熊本の政府は、藩政から明治四年七月縣政に引續いて、予等の父の仲間、即ち實學黨の手にあつたから、教育も自然實學黨の主義に傾いて來た。洋學校の日本人の教師は野々口といふ人にて、是も實學黨の一人であつたから、學校も亦實學黨の支配といつても差支へなかつた。當時の洋學校は一切官費であつ

て寄宿舎杯はなか／＼進歩したるものにて、硝子窓を張りつめ、室の横に柵を架け、それを寝床としてゐた。食事杯も、パンとか、牛乳とかなか／＼進んだものであつた。門前を一度出れば電信柱の下を通る時には、殊更に扇子を開き、それを頭の上にかざして通る如き神風黨が縦横してゐるに、學校の中は殆どアメリカ風の生活を其儘執り行つてゐた。(蘇峰自傳)

斯様な洋學校の空氣の中から小崎弘道、横井時雄、金森通倫、浮田和民といふやうな人々が生れて來たのである。此處に蘇峰は、多少の出入はあつたが十一歳から十三四歳頃まで居たらしい。そして明治九年熊本を去つて東京に出た。

彼は東京に出て東京英語學校——今の一高の前身——に入つたが、其處に幾月も居ず、更らに東京を去つて京都に行つた。それから彼の同志社生活が初まつたのである。

予の一生の中に於て、これといふべき程の學校教育を受けた事はないが、しかしその中に於て若しありとすれば、兼坂先生の塾に於ける幼年時代の教育と同志社に於ける少年時代の教育とを擧げねばなるまい。

兼坂先生の塾に於て、予は平民主義の何者たる乎を體得したる心持がした。

同志社に於ては、予は人格主義の何物たる乎を體得したる心持がした。一は兼坂先生に負ふ所

であり、他は新島先生に負ふ所である。予の眼中に於ては、兩先生必ずしも同等とは思はれない。しかし最初に予をして、人間は階級とか門閥とかいふものに頼らず、赤裸々の自力に頼らねばならぬといふ事を知らせたのは兼坂先生であり、如何なる仕事も恥しいことではなく、恥しい事は仕事をせずしてブラ／＼遊んでゐるといふ事であることを知らせたのも兼坂先生である。而して人間は唯生活するばかりでなく、更により大なる目的に生活するものであつて人間の生活は畢竟、高尚なる奉仕の爲にするものであり、人間の價値は奉仕する心の純潔と熱誠とに依つて定まるものであるといふ事を教へたのは新島先生である。

以上は必ずしも兩先生の口づから授けられたといふのではない。併し自然に予をして斯く感受せしめ、斯く覺醒せしめたのである。家庭における父母の教育は申す迄もない。「蘇峰自傳」
 「趣味からいつても、氣分からいつても、何等予と同志社と調和を保つものはない」。「蘇峰自傳」
 といつてゐる彼が三、四年の間其處に止まつてゐたのは、偏に「新島先生に傾倒してゐた爲」であつた。その間彼は傳道旅行に出たこともあり、郷里に歸省して自ら弟の蘆花を同志社に連れて來たこともある。そして明治十三年六月初旬には卒業の豫定であつたから、卒業したら東京へ出ようと決心してゐた。

然るに十二年の末か、十三年の初頃でもあつたらう、一つの問題が持上つた。それは學校にて甲と乙との兩級を合併する事となつた。この合併に於て乙が得をしたが、乙の得をするだけ甲は損をした。上級生と下級生と合併すれば、上級が不平をいふのは知れ切つた事である。その不平が昂じて愈々騒が起つた。これは予には關係がないが、予の友人島公義その他の面々が被害派であつて、予は義侠心といふでもないが、その後押をした。種々の關係から予も深入りして、一方では學校の當局者、他方では予及び被害派の面々が相對立する事となり、事は愈々面倒となつた。學校の當局者中には、後に横濱市長もしくは朝鮮銀行總裁となつた市原盛宏氏等もあつた。事は益々面倒となつて、愁訴となり、遂には申合せて退學せんとする騒ぎとなつた（「蘇峰自傳」）

この騒ぎは新島總長の態度によつて大體鎮靜したのであるが、しかし徳富だけは頑として聞かず、遂に退學を決行して東京に走つた。

四 「國民之友」創刊まで

徳富が東京に出た目的の第一は、新聞に入ることであつたらうと推測される。彼は同志社に居て頻りにこれを夢みてゐたのである。

明治十年は日本の歴史に於ても多事多忙の年であつた。明治天皇には年の一月廿四日、東京御發輦、二月の五日には京都大阪間の鐵道開通式あり、京都七條の停車場に御臨幸あつて、親しくその典を擧げさせ給うた。……やがて西南の戦争は出で來つた。陛下は京都に御駐蹕遊ばされ、三條、木戸、伊藤等の諸大官も供奉のまゝ滞在した。また大久保内務卿も東京から出かけて來た。謂はゞ政府の臨時本據は、東京から京都に移り、而して大阪が征討軍の大本營地であるかの如き姿となつた。この半年間は、同志社における教育よりも、寧ろ同志社外に於ける教育が、予の一生の運命には影響が多かつたやうに覺えてゐる。予は熊本にゐる時分から熱心なる新聞雑誌の愛讀者であつたから、東京に赴いてからは勿論、同志社に來りてもその方にはなかく熱心であつた。學費さへも不足勝であつた予は自ら新聞雑誌を購ひ讀む事は出来なかつたが、苟も讀み得らるゝだけは熱心に讀んだ。當時同志社には東京の新聞では「日日新聞」「報知新聞」「朝野新聞」大阪では「大阪日報」及び京都の新聞等が來てゐたやうだ。それは讀書室に備へてあつたから、何れも人々が争ひ讀んで、予一人これを専らにするわけには行かなかつたが、

併し恐らくすべての學生の中で、予程熱心に熟讀したものはなかつたとはいはぬが、少かつただらうと思ふ。當時の新聞は戦争の記事が専らであつて、特に「日々新聞」の福地氏の如きは、山縣參軍の幕下にあり、單に新聞の特派通信員といふばかりでなく、公の爲にも働いたらしく思はれる。末松謙澄氏の如きは當時は記者であつた乎、官吏であつた乎、何れにしても兩者を兼ねてゐた如くであつた。その外「日々新聞」の通信員には、現樞密顧問官久保田讓男の同胞久保田貫一氏があつた。「報知新聞」では犬養毅氏が從軍記者として盛んに戦報を送つてゐた。「朝野新聞」では成島柳北氏が軍事通信の目的にて京都迄出かけて居たが、むしろその紙面は軍事よりも、今日でいふ社會記事が振つてゐたやうだ。同年五月廿六日には木戸松菊先生が京都にて逝いた。やがて「日々新聞」にはその社説欄に木戸公の評傳が出た。これなどは予が最も愛讀したるものであつた。また福地氏が戦地より歸るや、彼は一布衣の身を以て謁見仰付けられ、親しく戦況を奏上した。此事の如きは予の頭腦に尠からざる刺戟を與へたやうに覺えてゐる。予は何時頃より新聞記者たらんと心がけた乎、明白に意識してゐない。併し、熊本に居る當時よりその志があり、明治十年——予が十五歳の時——の初にはすでにその志が確立してゐたといふことを疑はない。(蘇峰自傳)

斯様に新聞記者が希望であつたので、同志社在學中も、頻りに文章を書いては神戸で發行する「七一新聞」といふ雑誌に投書し、一時その編輯を手傳ふために神戸まで出かけたこともある。しかしその仕事が如何にも莫迦くしいので、「送別の際に撮りたる寫眞が未だ出來上らない以前に京都に歸つた」というてゐる。また「大阪日報」に匿名で投書し、それが掲載された時には「獨り欣然として鬼の首でも取つた思ひをした」とも語つてゐる。

だから彼が東京に来てまづ第一に思ひ立つたのは、福地櫻痴に面會することであつた。そのために彼は日報社を訪ひ、福地の下谷の自宅を訪うたが、何時も留守とか、不在とかで面會が出来なかつた。よつて今度は方法をかへて同志社の新島の友人であり、父洪水の友でもあつた津田仙を麻布の農學社に訪うて福地への紹介を申込んだのである。處が津田から

福地に面會したとて、福地が弟子にとるとか何とかいふことのあるべきやうもないから、結局無駄でないか

といはれてその上頼み込むことも面白からず、其儘引下つたというてゐる。しかし責めて福地の顔だけなりと見て置きたいと思つて東京府會に出かけた。そのころ福地は府會の議長であつたのである。それで實際の印象は「何やら役者といふ程でもないが、講釋師か何かのやうに見受け

られ、これが爲めに輕蔑を感じたといふ程ではないが、予の熱心を咬る譯には參らなかつた」さうである。

この時の東京滞在は半歳に充たなかつたらしい。しかしその間に彼は井上馨にも面會し、東京毎日新聞社長沼間守一にも會うた。また暫らく岡松蕨谷の塾にも通うたが、兎も角その希望するやうな地位を見出すことが出來ずにまた熊本に歸つた。それは明治十三年の十一月である。

その頃彼の家の經濟状態はあまり順調ではなかつた。彼は、その匡急策の一として私塾を開くことにしたのである。即ち大江義塾がそれだ。その時彼はある種の意見と興味を教育の上にもつてゐたと自らいうてゐる。それを實現しようといふのも一つの動機であつたのであらう。兎も角彼は同志社その他で學んだところを後進に傾かたうと志したので。彼の父も亦この事業に助力した。前に引用した父に關する記述のうち「父子相與に教育に勵む」といふのはこの時のことを指すのであらうと思はれる。兎も角、この十八九代から二十四五歳に至る大江義塾時代は、彼の生涯においても一種の時代を劃するものというてよい。

予は明治十三年の初頭に、東京より熊本に歸り、明治十九年全家を携へて東京に出る間、熊本を本據として、第一自分の學問を専務とした。傍ら新聞などにも關係し、又た演説、講演等も

なし、政治上にも多少奔走したが、専ら従事したのは、前にも記したる如く、大江義塾に於て、生徒を教育するといはんよりも、生徒と勉學したことであつた。

この塾は最初は聽講生五六人より初まつたが、後には六七十人、その盛時には百人を超えてゐた。熊本縣下は固より、鹿児島縣より常に數十人といはざるも、十數人は來り、其他、他府縣からの來學者も尠くなかつた。又臨時に當時天下行脚の有志家が來りて宿泊する者も尠くなかつた。その中には可成り知名の士もあつた。而して予は學課の餘暇、年末年始、春季若くは夏季の休業中には、時としては一人、しかも概ねは數人の生徒と共に旅行を試みた。縣内は勿論、鹿児島縣とか高知縣とか、或は京阪地方、東京等に往來した。(「蘇峰自傳」)

その間新島との關係もまた親密になり、板垣退助とも交渉をもつに至つた。十五年の夏新島と同道して膝栗毛によつて木曾街道を東京に出て、更らに銀座裏三十間堀の自由黨本部に板垣を訪ひ、板垣が箱根に赴いた時は、その後を追うて隨行者の室に同居するといふことさへした。その他田口卯吉、中江兆民、馬場辰猪等にも面識になつた。越へて明治十七年の夏には土佐に旅して片岡健吉、西山志澄等に交りそれから轉じて東京に出で福澤諭吉とも面會したのである。

斯様に一面には時々名士を訪問して交際の範圍を廣むると共に、他面には頻りに筆をとつてそ

の意見を知己の間に紹介することを怠らなかつた。明治十七年十一月には「明治廿三年後の政治家の資格を論ず」といふ小冊子を出してこれを知人に配つた。すると田口卯吉から早速左のやうな書簡が届いたのである。

拜啓此程は尊文を拜讀し轉た爽快の情を覺ゆ、嘗て拜顔を得たりしときは、唯だ思へらく政治に熱心なる人のみと、何ぞ料らん又文壇の巨擘ならんとは。維新以來文章の見る可きもの尠し。尊文の如きは其比を見る能はざる也。僕嘗て徂徠の文を讀み、往日肥後に水秀才ありしを知る。水秀才早く死す、貴下請ふ自愛せよ。二十三年以後の事、財政最も注意すべきか、豫め尊慮を勞せられん事を希望する也。匆々頓首（「蘇峰自傳」）

當時田口は自由新聞の同人としてその社説を書くとともに「東京經濟雜誌」を發行して、評論壇に重要な地位を占めてゐたのである。その人からこの推賞の手紙が來たのだから、彼が非常の自信をもつに至つたのも強ち無理とはいへない。「予は田口氏のこの書簡により尠からざる自信力を獲得した。これは長く田口氏に向て徳とすべきであらう」と彼が告白してゐるのは正直なところであらう。それからその十二月に「自由道德及儒教」十八年六月に「第十九世紀日本の青年及其教育」を出した。この後のものは後に「新日本の青年」と名を更へて一般に刊行された。な

ほその他にも「官民調和論」などもあつたと「蘇峰自傳」に傳へてゐる。

しかし蘇峰の名を一朝にして天下に高からしめたのは「將來之日本」であつた。これは「十九世紀日本の青年及教育」が意外の好評であつたので、それに力を得て奮發した第二の試みであつた。蘇峰は自ら「この著述の草稿を三度書き代へた」といふてゐる。そしてまづ第一にその批評を聞くべく、これを板垣退助に示したのである。それは十九年の夏で、彼はわざ／＼土佐に出かけて行つてのことであつた。しかし板垣は當時家内に病人があつたりして、おそらくこれを讀まなかつたのであらう、何等酬ゆる處がなかつたので、聊か失望を感じたが、今度は路を轉じて東京に出で、島田三郎の紹介で大隈重信、河野敏鎌、陸奥宗光等に會見し、矢野文雄とも對談した。そして「將來之日本」の原稿は田口卯吉に托してこれを刊行することとしたのである。

蘇峰はこの東京滞在中に東京に移住することを決意した。そして同行の人見一太郎をまづ歸郷せしめて大江義塾の閉鎖を斡旋せしめた。東京移住には彼の兩親も賛成であつた。依つて家財を始末し、一家をあげて「心も軽く、身も軽く愈々親子四人（この時蘇峰は結婚してゐた）及び同志の士十數人相携へて熊本を立つたのは、明治十九年十二月一日であつたかと記憶してゐる」と彼はいうてゐるが、彼の東京に着いたころは、恰も「將來之日本」が世間に現はれて、旋風のや

うに讀書界を吹きまくつてゐる眞最中であつた。

この勢に乗じて、民友社が組織され、まづ雑誌「國民之友」が生まれた。それは翌廿年二月十五日であつたのである。

五 蘇峰と羯南、知泉の交渉

「國民之友」の發行及びその賣行等について、「蘇峰自傳」には左のやうに説明してゐる。

當時雑誌の發行部數は、概ね千部以下にて、通常五百、六百といふ位にて、千を超ゆれば先づ盛んなりといふべきであつた。「國民之友」は初號を、最初初號であるからと考へて、思ひ切つて多く刷つたが、見る間に賣切れ、再刊、三刊の止むなきに至り、遂に總數萬位に上るに至つた。これは吾ながら意外であつた。

扱何故に「國民之友」と名づけたかといへば、予は少壯以來米國の「ネーション」雜誌を愛讀し、ネーションといふ字が頭の中に刻みつけられて居たから、遂に斯く稱したのである。而して社名を民友社と名づけたのは、「國民之友」の中より二字を抽出したのだ。國友社とせずし

て民友社としたのは、當時平民主義を主張し、何處までも人民の味方を以て自ら任じたからである。雑誌の體裁などは半ば予が創意になり、半ば外國雜誌のそれを應用したる事もあつた。

唯だ特別寄書欄を設くるの一事は、米國のネーション雜誌に、スベシアル・コレスボンデンスとして、歐羅巴、就中英國諸大家の寄書を掲げたから、それを其儘特別寄書と譯し、而して當時著名なる諸大家の作を悉くわが特別寄書欄の中に網羅せんと努めたのであつた。

こんな風で「國民之友」は最初月刊、やがて月二回となり、三回となり、後には週刊として發された。最初の賣行は「蘇峰自傳」に説いて居る通りであるが、慣るゝに従つて最初ほどではないにしても、兎も角、その時代の代表的な雑誌と見なされ、特にその春期、夏期の大附録は、その頃の文學者を網羅することに努めたので、それが評判ともなり、また文壇的水準とも見做さるゝに至り、この雑誌の見出しによつて出世したのも少なくなつた。

朝比奈知泉（われ等はこれから特別の場合の外碌堂とはいはず今では最も通りのよいこの本名を用ゐる）の如きも東京新報主筆を承諾した動機はこの「國民之友」によつて自信をもつに至つたからであつたというてゐる。彼は自ら語る。

末松謙澄氏の説服に遭うて、何かなしにやつて見る氣になり、新聞の經營に何程の金が要るか

もろくに考へず、編輯、印刷、經營に如何なる人が要するかも考へず、即諾して仕舞ふたは、如何に生年廿七歳で、而も學籍は尙大學に在る青二才の予としても、無謀といへば餘りに無謀である。

その數日後の各新聞の廣告欄に現はれたるは「朝比奈知泉主筆、東京新報、明治廿一年十二月一日發刊」といふだけで、發行所の町名さへ附記したかどうか忘れた。朝比奈知泉何者ぞ。東京大學の落第生として唯大學第三學年級に在籍するのみの一寒措大ならずや。そんな奴が主筆として出す新聞の紙屑同様なのは判り切つてゐるではないか。それでも予は昂然として自信したり。外山先生の眼識に由り、當時の日々新聞を發刊し居る先輩の關直彦よりは予が確かに優しなり。而も予の自惚れは予の名が多少にも已に江湖に知られ居たるを自覺して居た。

これは徳富蘇峰兄に負ふ所が多い。兄は予より年若きも早く「將來の日本」なる快著ありて、文名頗に上り、明治廿年頃既に大名を成して東京に來り、「國民之友」なる雜誌を發行し、この雜誌が非常に賣れ、予を一度その同志社以來の學友たる大西祝氏（木全多見少將の弟で哲學を卒へ博士となりたるが不幸短命にしてドイツ留學より歸朝の後間もなく歿した）の紹介を以て大學に訪ひ來た。予は「國民之友」に何か書けと求められて無雜作に承諾した。まづ第一に

刊行物を出したるの早きに於て、並に日刊新聞を經營するの永く且つ成功したるに於ては、正しく一日の長者と推さねばならぬ。〔老記者の思ひ出〕

これによつて見れば、知泉の蘇峰に負ふところ少からぬものがあるといつてもよからう。

蘇峰と羯南との關係は然らばどうであつたかといふに、これは蘇峰のいふところによつて、新聞發行以前からすでに多少の交渉があつたことを推測し得る。

この機會において、予と陸君との交りについて語るであらう。予は明治十九年の夏、双方の友人和田正脩君と共に、君を牛込揚場町の寓所に訪うた。當時君は尙ほ明治政府の小役人であつた。官報局であつた乎、制度取調局であつた乎、それは覺えて居ないが、高橋健三氏が官報局長として、多分君はその局員の一人であつたと思ふ。予の「將來之日本」が出で來るや、當時新に發行せられたる「出版月評」なる新刊書評論を専門とする雜誌に、貫宇野史と題して、その詳評を掲げたものがあつた。予は一讀して多分それが陸氏であることを氣付いた。貫宇といふは陸君の名、實の字を二つに割いたものであらう。併しその事は當人には訊さずに済んだ。

〔蘇峰自傳〕

陸と徳富の關係はなほ後にも出て來る。しかし兎も角、明治十九年ごろに於て、すでに彼等が

書いたのは「開國始末を讀む」と題して島田三郎翁の著はした伊井直弼傳を縦横無盡に批評したものだ。その頃の予と翁との比較は文壇において提灯と釣り鐘よりも違つてゐたことは、翁はこれに答ふるに予の名を擧ぐるを欲せず、某といふもの云々と記したのでもわかる。然し議論では少しも翁に負けて居なかつた。その同じ「國民之友」に「政黨内閣は果して國家永久の定制なる乎」と題する一篇が現はれた。不染蘆主人の匿名で出したのだが、實は予の特に念を入れて書いたものだ。……予が政黨内閣を論じたのは憲法公布の前だと思ふが、兎に角世論の歸嚮を下する爲に、匿名の寄稿をなしたものだ。然るにこの時は天下既に政黨内閣でなければ責任内閣は出来ないと思つて居たものが多數で、而も政黨員に清淨無垢の人が多かつた故か、予の意見は何人にも顧みられず、民友社に來りたる冷評に「民友記者も亦官友を有する乎」といふがあつたとかで、張膽明目予の論旨に正面より打突かり來たものゝなかつたのは、如何ばかり予に失望させたるぞ。

兎に角に予をして文字あるものたることを天下に知らしめたるも蘇峰兄の「國民之友」なり。予の政黨に對する不必要説を天下に介したるも亦蘇峰氏の「國民之友」なり。蘇峰氏は年齢に於て一年若きも文壇に於て先輩たり。日刊新聞の刊行に於て予の方が少し先なるも、其の定時

相識の間柄であつたことは、これによつて推測することが出来る。さてこれからいよく彼等の新聞經營に關する検討に入らう。

第三 「日本」の創刊

一 伊藤、井上の歐化政策

さてこれからいよ／＼彼等の新聞經營に話の歩を進むべき筈であるが、その前に一應當時の勢を一瞥して置く必要がある。それは羯南にしても、蘇峰にしても、その行き方には各々その個性によつて異なるところがあつたが、しかしいづれも時代の潮流を代表して、その先頭に立つ新聞の經營方法をとつたからである。その觀點からすれば、この際當時の時代相を知ることが、最も必要であるといへるのである。

一 伊藤井上の歐化政策

明治十四年の詔勅は、國會開設の時期を廿三年と決定された。従つてこれが準備、特に憲法の制定は政府のまづ第一に着手せねばならぬ事業となつた。よつて翌十五年の三月には伊藤博文がその取調のため歐洲に出張を命ぜられ、在外一年有半、十六年八月に歸朝して、宮中に制度取調局を設け、その長官として諸般の調査に任じた。その結果として最初に現はれたのが明治十八年の制度大改革である。即ち従來の太政官制度を廢して、内閣組織とした大變革である。その際伊藤が總理大臣となり、井上馨が外務大臣となつた。井上は明治十二年以來外務卿の椅子を繼續し

て占めて居たのであるが、彼は是非とも當時における外交上の大問題たる條約改正を自分の手で實現したいと念願して、ひたすらそのことに努力してゐたのである。特に新に組織された内閣には、維新前から一身同體のやうな間柄であつた伊藤が政府の首位に立つことになつたのであるから、それこそ絶好の機會であるとして一層の馬力をかけ、庶幾無二その實現に邁進した。そしてこの目的遂行のためには殆んど手段を選ばぬほどの熱狂ぶりを示したともいひ得るのである。

條約改正問題については、いづれ後にその經過その他を詳説する必要があるのであるが、兎も角治外法權撤去が最も主要なる眼目であつたことは申すまでもない。井上が最も苦心した點も其處にあつた。其處で治外法權撤去に最も必要な外國人の諒解を得るため、言葉をかへていへば、日本の文明開化が、歐米のそれに劣らぬ程度に達してゐることを外國人に理解せしむるために、種種の方法を講じたのである。指原安三の「明治政史」にはその状態を下のやうに説明してゐる。

我國の始めて外交を開くや、外人の來つて最交際を深くせし者は多く英米にして、佛之に次ぎ他は又數ふるに足らず。是を以て英米の風自然朝野の間に流行せしが、此頃伊藤伯の樞機に當るや獨逸風も亦其流行を感ずるに至れり。而して其歐化主義の極に達せしは則此時を以て然りと爲す。當時井上伯は其重任たる條約改正を成就せんには、我國を擧げて歐洲各國の風習に感

染せしめ、以て歐洲全國の人民をして日本も亦其同情同體の國なりとの感情を保たしむるに在りとなし、且つ彼の十七年清佛の戰爭は伯之を視て東西兩洋の優劣を示せる最近の例證と爲す。是を以て先づ日本國民を擧げて之を泰西風に化成するにあらざれば、樽俎の間に條約を改正すべからずと決心したるが如し。故に法律改正に於ては敢て之を司法省に委ねず、乃ち明治十九年八月六日法律取調所を外務省中に設けて井上伯自ら法律取調委員長と爲り、特命全權公使西園寺公望、司法次官三好退藏、内閣法律顧問ボアソナード、司法省法律顧問カークード、同ルードルフ等を委員と爲し、又翌二十年四月十二日に至り、辨理公使陸軍宗光を法律取調委員副長となし、元老院議官箕作麟祥、内閣法律顧問ロイスレル、同モツセー、法律取調委員會雇ベルヒマン等を加へて委員となし、以て民法、商法、訴訟法等の取調に従事し、且地方制度に於ては二十年一月二十二日山縣内務大臣地方制度編纂委員長となり、内務次官芳川顯正、外務次官青木周藏、逓信次官野村靖、法律顧問内閣雇モツセー等を其委員と爲し、以て該編纂に従事せしむ。是れ多くは條約改正内地雜居の必要に迫つて而して然るものなり。是に於て我國の上流社會は靡然として百事日本の舊風を棄て、忽焉として一朝歐洲風に變ず。夫の輪煥の美を盡し結構の麗を極めし所の鹿鳴館は即ち此時建築し(十六年十一月廿八日竣工)以て宴樂の場と爲

し、晝遊夜譚舞踏音樂骨牌棒球等物として適せざるなく、以て内外貴人の情を結ぶの便に供し、且つ東京俱樂部も亦井上外務卿の發企に係り、十七年五月十四日其第一會を開く、其主意に曰く「修好の媒介を謀り、内外國人の交際を親密にせんが爲、海外諸國に現行するクラブの體裁に準據し、茲に俱樂部を設立し會員を募集す」云々。其一意専心只管洋風を慕ひ以て交際を求めんとする所の舞踏會は、此時に於て開け、華奢風流の餘に出る婦人慈善會は是時に於て起り、其他和を脱して洋に入る羅馬字會あり、風致を棄てて見狀を取る演劇改良會あり、古雅を迂とし直情に馳する講談歌舞の矯風會あり、書方改良、言文一致、小説改良、音樂改良、唱歌改良、美術改良、衣食住改良の如き、貴賤上下翕然として洋風是擬し西人は倣ひ、其甚しきに至りては人種改良論を主張し、大和民族に換ふるに高加索人種を以てせんとするに至る。是に於て遂に畏くも洋裝衣服を宮廷内に行はせ奉り、其儀式も亦歐洲に摸擬せしめ奉る。是國家の基く所社會の仰ぐ所なり、故ある哉其所爲矣。而して宴會の旺盛なる古今また此時より旺盛なるはなく、彼處に總理大臣の譚會あり、此處に外務大臣の夜會あり、朝には雍々の聲東京府知事の官舎に起り夕には鏘々の音陸軍大臣の邸内に響く。就中二十年四月二十日伊藤伯の主催假裝舞踏會、同七日井上伯の鳥井坂邸に於て演劇天覽の如き其最なるものにして、人或は之を評して未だ羅

馬の盛時に至らずして先づ其の弊を學ぶものなりと云ふ。是れ實に明治十八年より同二十年に至るの状況なり。（「明治政史」第二十編）

斯やうな状態に對して、政府以外の人々、特に政府の所爲に對して白眼を以て視てゐる人々が、如何なる所感をもつたかは多く説明するまでもあるまい。現に政府部内に於てすらも、これを苦しく思うて居た形跡の少からずあつたことは、「ボアソナード外交意見」として當時一部の間に流布された秘密文書中の一節（參事院議官井上毅とボアソナードの對談筆記）によつて見てもわかる。

ボ氏突然井上氏に問ひて曰く足下伊藤伯の假裝會に赴かれしや。

井上氏答ふ 偶々病氣の故に辭したり。

又問ふ 鳥居坂（井上伯の邸）の芝居には赴かれし乎。

答ふ 又病を以て辭したり。

ボ氏曰く 足下は定めて予と同感なる故辭せられたるべし。予は近日宴會の席に行くことを好まず。日本は外は權利を減じ、内は進歩税を徵收し、前途暗黒、哀痛の境界に沈淪せんとする時に當り東京の都府は建築土木と宴會とを以て太平を樂めり、予は今日は贅澤の時に非ず

と信ずるを以て、各大臣の宴會は都て之を謝絶するなり。

「明治政史」には更らに、政府のこの歐化政策に對する自己の叙述の眞なるを證するため、末廣重恭の演説を引用して、政府の態度とこれに對する民間有志の批判とを併せて明瞭にする策をとつてゐる。その末廣の言葉のうちには斯様なところがある。

今日我政府の主義とするところは、内を本とするか外を先とするかは第一に起る所の疑問であります。一、二の事實に就て考へますれば、政府は内を本とするよりは寧ろ外を先にする主義ではあるまいかと思はれます。其證據には政府は地方官に命じて馬車人力の取締を嚴重にせらるゝ事がありませう、因て之に向ひ何の必要によつて此の如き規則を設けらるゝやと問ますれば、御役人方は髭を捻り乍ら「外國人の澤山入込て居る都會や開港場などで、汚穢な人力車や乞食馬車のがら／＼往來するのは如何にも我國の面目に關することじや」といはるゝでありませう。政府に於て街路取締を嚴重にせらるゝ事がありまして之が爲めに人民の迷惑を感じるを以て反對論が起つた時には、「追て内地雜居も始まる時節になつて道路取締の行届かぬのは不體裁ぢや無いか」といふ答辯が出るでありませう。服制を變じ、殊に婦人に西洋服を着することとを誘導せらるゝは何の御主意かと聞きますれば、曰く外人と交際する爲なりと。紳士貴女方

が鹿鳴館杯で頻に舞踏會を催さるゝのは畢竟勢力ある人々の誘導に出るといふことでありますから、何の必要があると問ひますれば、曰く外人と交際する爲なりと。又近年に至り頻に大臣の爲に官宅を建築し、之が爲に許多の國費を費やされますから、是は何の爲であるかと尋ねますと、堂々たる大臣を以て狹隘なる邸宅に居住する時は、外國に對して不體裁なりといひ、頻に諸省の建築に巨額の國費を要するを以て不審を起せば、堂々たる日本帝國の體裁を外國に示すには此の如くならざるべからずと答へらるゝに相違御座いけません。是等の口實に依りて考へますれば、我政府の目的は外を先にする傾があると斷言しても不都合はあるまいかと思はれます。外を先にするを以て目的となす時には、是非とも有形上の開化を誘導せねばなりませんから、政事上なり、社會上なり、百般の事物は自から華美に流れざるを得ず。是自然の勢であります。〔「明治政史」第二十編〕

政府部内にもすでに井上毅のやうな態度をとるものがあり、政府部外では末廣がいうてゐるやうに、政府のする事なす事、一々外を先にして内の事情は一切その犠牲に供して顧みぬものと見てゐたのであるから、これに對して猛然たる反對運動の起つたことも當然の成行であるといはねばならぬ。まづ第一にこの時代の風潮に反對したのは勝安房であり、板垣退助であつた。勝は時

弊二十一ヶ條をあげて内閣に建白し、板垣また時事に關する意見十數ヶ條を上奏する手續をとつた。斯くして建白訴願は在野のいはゆる有志によつて頻々として行はるゝに至つたのである。

二 歐化政策反對の中心勢力

その頃 明治廿年六月二十二日——農商務大臣谷干城が一年半に亙る歐米視察の旅から歸つて來た。彼の歐米行については、伊藤博文が最も深く嚙望するところがあつてこれを斡旋したと傳へられてゐる。「伊藤博文傳」によると、

初め谷に洋行を勧め、斡旋の勞を執りしは實に公（伊藤）であつた。公は谷の忠誠謹直の資性に望を屬し、西洋諸國の現状を目撃せしめ、その立憲政治家たる素養を積んで歸り來らば、これに宮内大臣の職を譲らんと期待したのであつた。（春畝公追頌會編「伊藤博文傳」）

ところが谷は海外の旅行中、故國の近狀を聞いて深く憂慮に堪へず、一篇の意見書を起草したのである。

子（谷）は外遊中、夙に故國の弊風を聞き、憂國の衷情制しがたきものあり、維那に於て建白

書を起草してスタインに批評を請ひ、グナイストに意見を求め、或は接近せる諸國知名の士に所感を聽き、歸朝の翌月を以て之を提出した。之を國家の概要と題し、項を分つこと七、曰く情實の弊、曰く内閣の弊、曰く輕佻の弊、曰く外交上の弊、曰く行政の弊、曰く儉勤、曰く立憲政體。（平尾道雄著「子爵谷干城傳」）

これは要するに國粹主義の見地に立つて、政府の歐化萬能主義を痛烈に批評したものであつた。この意見書一篇だけでも、政府にとつては少からぬ打撃であつたのに、谷は更らに第二の意見書を内閣に提出して條約改正に反對し、結局自ら晏如として閣員たるに堪へぬといふて、農相辭職の執奏を願ひ出づるに至つたのである。

伊藤内閣にとつて、これはまことに少しも豫期しない蹉跌であつた。すでに閣外に非常な反對があるところに、閣内にまたこの反對が起つたのであるから、條約改正の一頓挫を來したことはいふまでもない。谷は直ちに辭職を聽許されて土方久元が農商務大臣となつたが、井上外務大臣も間もなく辭職、一時伊藤がこれを兼任したけれども、幾何もなく、大隈重信の入閣を求めて外相専任に充て、更らに首相の地位も黒田清隆に譲り自らは樞密院に入り、その議長となつた。

この政變は一面から見れば確かに従來の歐化主義の一步後退、國粹主義の一步前進であつた。

井上、伊藤の後を承けて外務大臣となつた大隈は決して條約改正を斷念した譯ではない。否なそれを實現するために入閣したものであつたが、しかしこれを實現するためには井上の進んだ轍を踏まず、むしろ國權擴張の主義に立ち大に強硬な態度を保持してこの改正を實現するであらうと世間からは見られてゐたのである。それは兎もあれ、この政變を捲き起すについて最も重要な動機となつた谷の行動が、政府反對派、國粹主義者によつて非常に感激されたことはいふまでもない。それで「谷君名譽表彰運動會」といふものが開かるゝに至つた。

嚮に谷子の議合はずして蹶然冠を掛くるや在京の壯士等大に同子を慕ひ、遂に八月一日（明治廿年）「谷君名譽表彰運動會」なるものを開く。其主唱者は舊自由黨員たりし林包明なり。此日該運動會に加はらんと欲し、午後四時頃迄に九段の靖國神社境内に集りし壯士は無量三百餘名あり。當社前の入口に國家の干城と大書し贈谷氏帝國逸民と傍書せる大旗一流を懸へし、又谷氏勇退、谷君萬歳、嗚呼勇氣なる哉谷中將、氏官を去つて天帝爲國家嘆などと記した紙の旗を建つ。（「明治政史」第二十篇）

といふやうな状態で、この一團が市ヶ谷田町の谷邸を訪問し、推參の辭を述べ萬歳を歡呼して歸つたと傳へられてゐる。かくて谷は政界の一勢力と認めらるゝに至つた。従つて彼を政黨方面に

引張り出さうとする運動が當時頻りに行はれたらしい。あるひは板垣退助との聯盟を説くものがあり、あるひは後藤象二郎の大同團結をうけつぐべきことをすゝむるものなどもあつたらしいが、谷は一切これに耳をかさなかつた。しかし思想的に彼を圍繞する一派が自然にそのうちに出て來たのである。

井上の條約改正に反對したもののうちに、政治的に何等の野心をもたない在野の一團があつた。それは杉浦重剛等の乾坤社の一派である。「伊藤博文傳」には

ポアソナードが反對意見を唱へたる事實の外間に洩るゝや、俄然諸方面の物議を醸し、政黨外の一團體たる乾坤社同盟の如きも、新條約案を以て國家を誤るものとなして、條約締結反對運動を起した。その幹部級は杉浦重剛、長谷川芳之助、千頭清臣、小村壽太郎等にして、小村は當時外務省翻譯局長であつた。一方井上毅も亦ポアソナードの意見に賛同し、反對態度をとるに至り、元田永孚を始め官中側近者にも條約改正の成行を憂慮する者が多かつた。

と記録してゐる。つまり是等の人々、詳しくいへば何等政治的野心もないに拘らず、むしろ政治的野心がないから、一層純眞の赤誠心をもつて條約改正に反對した人々が、自然思想的に相聯絡するに至り、その後も漸次結束の力を強むるに至つた。特に杉浦等の一派と谷との聯絡は新聞發

行の上に於て極めて緊密のものとなつたのである。
 乾坤社同盟の起源については大町桂月、猪狩史山共著の「杉浦重剛先生」中に杉浦の談話として次のやうに語られてゐる。

洋行から歸つてから、小村（壽太郎）さんにあまりあはなかつたが、東京に落ちついてから出逢つた。その折の話に、小村さんが「どうもかう政黨屋が出来ては仕方がない、何か中立の確としたものがなければならぬ」ともいはれ、また「新聞社を創めよう」といふ話もあつた。

その際に自分は「かう歐米の直譯ばかりでは困る」といつた。
 それから小村さん達と組合つて先づ活版所をこしらへた。それが熊田活版所である。都合よくいつたら新聞を發行しようといつてゐた。その時は仲間が十七八人あつた。十九年九、十月の頃の事である。

あのやかましい連判状は、この際につけたもので、ほんとうに記したのは二十年に入つてからである。

この連判状といふものは、「吾々有志共同事を執るの一要件として印刷機械を供給し、専ら印刷事業を經營し、且此事業を根基として往々一の新聞紙を發行し、吾々有志立世の機關と爲すの

目的を以て、此の規約方法を定む」と前書きして第一資本の事、第二經營收支の事、第三創業事務分掌の事、第四基金募集の事を規定したものである。これに連署捺印したものは、

杉浦重剛、巖谷立太郎、平賀義美、宮崎道正、谷田部梅吉、長谷川芳之助、小村壽太郎、高橋健三、谷口直貞、中村彌六、河上謹一、伊藤新太郎、西村貞、千頭清臣、福富孝季、國府津新作、手島精一、高橋茂

の十八名で、いづれも杉浦と同時代の大學出身者であるやうだ。

この事實によつて見ると、乾坤社同盟の目標は新聞發行にあつたといつてもよゝ。この一團と谷とが聯盟して支持するに至つたのが、羯南の「東京電報」であつたのだ。

三 「日本」創刊の経緯

「羯南先生年譜」によると

明治廿一年戊子

三十二歳

本年四月新聞「東京電報」の社長となる。「東京電報」は「東京商業電報」の改題したるも

のにして、日本橋蠣殻町にありき、前社長は青木貞三。とある。青木は官報局長として官吏時代に羯南がその下に使はれた人である。鳥谷部春汀はこの人と羯南の関係について、

彼が「日本」の前身たる「東京電報」を創刊したる際には、青木貞三といへる人も間接に之に關係したるの事情あれども、實際の經營は、凡て羯南の獨力に屬したりき。青木は高橋健三氏に先ちて官報局長となり、當時内閣書記官長として才名ありし伊東已代治氏と對抗して相下らず、辭職後は株式市場にも出入して大に奮はむとしたることあり。曾て官報局に在りし頃より羯南を知りたりしを以て、彼が新聞發行の志を聞きて之れに多少の後援を與へたりしに似たり。

というてゐる。これ等の記録から見て、青木が羯南の新聞創刊に深い關係のあつたことは明瞭である。恐らく青木が東京商業電報を經營してゐたのを羯南に譲つたものであらうか。東京電報時代から日本時代まで實際編輯の任に當つてゐた古島一念翁（一雄）のいふところによると、谷、三浦、曾我といふやうなその頃の不平將軍連と渡りをつけるに至つたのは青木であつたやうだとのことであるから、大體そんな關係で、東京電報が羯南自身の經營に移つてからも、多少の援助をしたものであらう。しかし「青木は間もなく病死した」（『春汀全集』）さうで、それもあつた。

は東京電報の長續きしなかつた一因であつたかも知れない。

何しろ蠣殻町といふ株式市場の眞唯中に、侃々諤々の政論を唯一の生命とする新聞が發行されてゐたのだから、その不釣合なことの上もない。だから新聞の賣れるといふことなどは勿論問題外であつた。羯南が四月に社長になつて、その年の中に最早動きがとれなくなつて來たのである。

明治廿一年の春、吾れ「東京電報」なる新聞紙を創む。……新聞紙の業は易からず、先輩及び知友の憐助甚だ多しと雖も、吾れ名甚だ微にして才甚だ庸なるが故に業少しも擧らず、障害亦た之に加はる。未だ一年を経ざるに吾れ能く支ふべからざるを謂ひ、將に業を廢して以て罪を先輩知友に謝せんとす。私に思ふ微名庸才吾れ復た世間に向て公共の業に従ふの類なしと、臨淵氏方さに海外より歸る。天臺道士吾れの爲に此の事を語り且つ吾れを介して之に面せしむ。氏一面舊の如く吾れの業に助言すること頗る切なり、吾れ亦た生面の人を以て之を見ざるなり。……臨淵氏はより同志の間に奔走し、特に谷隈山氏に新聞紙の將來益々必要なるを説き、終に「日本」の創立を見るに至れり。隈山子は其の夙に敬信する所にして義に於ては師弟たり、親に於ては父子たり、吾が「日本」の今日あるを致して吾れの能く前業を失墜せざるは隈山子

の保護なりと雖も、臨淵の計劃幹旋は與りて最も力あり。

とは羯南自ら「臨淵言行録」の巻首に於て語つてゐるところである。此處に臨淵というてゐるのは前に乾坤社同盟のうちに掲げた福富孝季のことで土佐の人、今日の文理科大學即ち當時の高等師範學校教授であつた。福富は天臺道士杉浦重剛と大學の同窓であり、且つ土佐出身の關係から隈山谷干城と極めて近親の間柄であつたのである。

杉浦と羯南とが如何なる關係で結合するに至つたかは明瞭でない。しかし杉浦の門下生である古島一雄が最初雑誌「日本人」の編輯に加はつたが、其處が面白くないといふたら、それではといつて「東京電報」の編輯に入れたといふやうな關係から見ても、「東京電報」發行の時代には、すでに兩者の間に相當深い關係のあつたことが推測される。「杉浦重剛先生」によると、

明治廿一年の頃、陸羯南君は東京電報といふ新聞を發刊してゐられたが、其の經營が非常に困難であつて苦しんでゐたのである。たま／＼福富、千頭（清臣）の兩君が西洋から歸られたので、幸ひ貞照庵で會合し、いろ／＼新聞の改良を協議したのであつた。然し改良は容易ではない。とう／＼新新聞を起すことの相談が貞照庵で略々纏まり、谷將軍の邸に於て最後に決定したのであつた。それが明治二十二年憲法發布の日に、初號を出した日本新聞である。

というてゐる。貞照庵といふのは明治十三年杉浦が英國留學から歸つて後、十四年小石川久堅町に家をもつまでの間住んでゐた家であつて、傳通院の境内にあつた。そして杉浦が他に家をもつてからもその儘他の同志が其處に住んで、彼等一黨の會合所に充てられてゐたのである。其處にはいろ／＼の人が出入していろ／＼の計畫が立てられたところであるらしい。

新聞「日本」の計畫も其處で略々設計された。そして「谷將軍の邸で最後の決定をした」というてゐるが、平尾道雄氏の「子爵谷干城傳」には、

明治廿一年十二月廿八日、子は彌生町の旗亭に杉浦重剛、福富孝季、古莊嘉門、千頭清臣、高橋健三、宮崎道正、野村文夫及び陸實等と相會して議を練り、名を「日本」と改めた。

となつてゐる。ところがこの「彌生町の旗亭」であるが、これが果して旗亭であるかどうか疑問だ。「谷干城遺稿」に收められてゐる日記によると、

十二月廿四日 古莊氏來る、彌生町の事六ヶ敷を話す、午後三時より山王に於て元田先生の講義あり。終て酒食出づ先生會主たり、吉井氏其他六名なり。

同廿五日 早朝福富氏來る、先月來苦心の事某義俠の力により基礎確立の吉報を得たり、辻氏來り彌生町の方も異議なき由の談あり。午後彌生町に行き基礎確立の見込あるを述べ猶將來

の事を計る。無論賛成に付助力するを諾せり。

同月廿八日 元田氏に行、一昨日の答禮なり。其より黒田、三條、佐々木諸氏に行く、黒田氏は不在、條公に面し土佐山内の事を談す、佐々木氏明治會の談あり。六時頃彌生町に行く。來會するもの杉浦、福富、千頭、陸、高橋諸氏及宮崎某、野村文夫氏等なり。十一時頃歸る。新聞の名稱單に日本と冠する議あり。

とある。これによつて見ると、彌生町に集合したのは旗亭に集合したものとは思はれない。これは谷子とともに「日本」を援助した淺野長勳侯邸を指したのではないだらうか。

兎も角、斯の如くにして「日本」の創刊は着々として進められてゐた。廿一年十二月廿八日の名稱決定について、翌廿三年一月廿八日の谷干城日記には

本日の新聞に彼の日本新聞の廣告始て顯はる快といふ可し。

といふ文字があり、同卅一日には

本日着の朝野新聞に云ふ(三十日發送)來月一日神田雉子町日本新聞社より發兌すべき日本新聞は資本金は谷干城、淺野長勳の兩氏にして同社の社務には野村文夫氏之に當り、編輯には谷氏に關係ある諸氏が従事する趣なり云々稍探り得て密なりと云べし。

と記してゐる。この神田雉子町の日本新聞社は漫畫と諷刺文によつてその當時の出版界に異彩を放つてゐた團々珍聞社の建物を借りたもので、團々珍聞の出資者が淺野侯爵家の家扶か何かであつた關係によるものであるとのことである。

四 國家使命論の高唱

かくて「日本」は明治二十二年二月十一日に創刊された。翔南はその紙上に「日本創刊の趣旨」を掲げ、

新聞紙なるものは政權を争ふの機關にあらざれば則ち私利を射るの商品なり、機關を以て自ら任ずるものは黨議に偏するの謗を免れ難く、商品をして自ら居るものは或は流俗を趁ふの嘲を招く、今の世に當り新聞紙なるものゝ位置亦た困難ならずや。然りと雖も自黨の利益を謀るに偏して漫に異論を唱へ、曲事を掩ひ以て自ら政黨の機關なりと稱するものは新聞紙たる職分に缺く所なき歟。時の流行を趁ひ俗の嗜好に投じ、昨是今非毫も定見あるなく、恣に文筆を弄して只管讀者の意を迎へ、以て自ら政黨外に中立すと稱するもの亦た新聞紙たるの職分に缺く所

なき歟。我が「日本」は因より現今の政黨に關係あるにあらず、然れども亦た商品をして自ら甘するものにあらず、吾輩の採る所既に一定の義あり。

とまづその特異の立場を宣明したる後

一、「日本」は先づ日本の一旦亡失せる「國民精神」を回復し、且つ之を發揚せんことを以て自ら任ず。

一、「日本」は狹隘なる攘夷論の再興にあらず、博愛の間に國民精神を回復發揚するものなり。

一、「日本」は外部に向て國民精神を發揚すると同時に、内部に向ては「國民團結」の鞏固を勉む可し。

一、「日本」は國民の富力を増さんが爲め、實業の進歩を期し、國民の智力を増さんが爲め、教育の改良を期す。

一、「日本」は批評諷刺の方法に依り、常に善惡邪正の分を明かにせんことを勉む可し。

といふ趣旨の主義方針を明瞭にした。この創刊の趣旨によつても明瞭である通り、「日本」の宣明せんとする主義思想は決して攘夷的保守主義、排他的國粹思想ではなかつたのである。それは世界のあらゆる思想を包容し、その上に建設せられたる國家主義、日本主義であつたのである。

は我日本人民をも悉皆カウカシアン人種に化せんことを望む者あり。此他或はベトナムに耽溺し、或はミルを過信し、眞正の最多幸福主義を誤りて最も淺劣なる貪樂主義に陥る者あり。彼の經濟と實業とは吾輩も亦た之を我國に適用して最も便益なるべしと信する所なり、然れども是亦た西洋主義の極端論に苦められて弊を受くること甚し。此等の徒は動もすれば時代と場所とを顧みずして僅々の年月にバルミンガム若くはシカゴの盛觀を我國に致さんと期し、二三の牛虻のために貧困なる幾百萬人の利を擲つても恬然意に介する所なし。此徒は只だ富人政治のみを以て極樂界と看做すものなり。

我が工藝は歐洲著名の批評家も其の特定固有の美あることを許せり、然れども是も亦西洋の機械製品に若かずとなして放擲する者あり。所謂演劇院本等の改良論も亦同一の心酔に出でたるものなり。法律は人民に必要緊急なるよりして起るべきものなるに、是も亦西洋の甲國又は乙國の法律を翻譯模倣するに外ならず。人民の風俗も亦容易に變更すべしとの妄想を抱くものあり、其理由は人民の習慣、傳制、嗜好、經濟等に適すると否とにあらず、只彼は歐洲にして此日本なれば宜しく歐洲風に化せしむ可しといふに在り。斯くて男女日用衣食住の具、遊戯歌舞の法に至るまで擧げて西洋に倣ひ、資本もなく技巧もなくして開明國の奢侈を我が首府に移さん

即ち採長補短の精神によつて西洋の事物と思想に對すべきであつて、ただ無批判にこれを模倣することこそ絶対に排斥すべきであるといふ趣意に外ならなかつた。この趣旨を羯南は更らに同じ日の紙上に「日本といふ表題」の一文を掲げて明瞭にした。

日本は往時西洋諸國を蔑視して毫も其の事情を辨へざりしが、一たび國を開きて此等諸外國と交を結びてより、有形無形數多の點に於て彼の我に優ること遠きを知り、頓に洋風摸倣の意を生じ、百事則を彼に取るに至れり。是に於て西洋事物の我國に傳來すること決水も音ならざるは數の免れざる所にして怪むに足らざることなれども、其の結果に至りては大に吾輩の望を失へる所なり。有益純良なる結果と共に悲むべく痛むべき事實も亦た出現し來れり。第一に政治論に就きて之を言へば、權利及び自由の説は一方には共和的無政府に近き粗劇暴烈なる主義を生じたと同時に、他の一方には鄙猥なる疑世論及び虛無論ありて之を奉信する人々は空寂無爲に就きて之を言へば、一方には鄙猥なる疑世論及び虛無論ありて之を奉信する人々は空寂無爲の内に人生の活動を忘れ、冷淡嘲笑の間に社會の事物を議し、又は只だ肉體五官の樂みを是れ事として一世を徒費せんとす。他の一方にはダルウキン及びスペンセルを妄信する輕率なる學者あり、至適生存の理を諸般の事に適用して百事泰西の開化に若かずと爲し、甚しきに至りて

ことを望み、躬自ら世界の首府とも謂ふべき巴里の豪華を夢みつゝあるが如きは、徒らに西洋に心酔する者の通觀なり。以上に述ぶる所は是れ實に近年に起りたる事實の重なるものなり。其他は枚舉に遑あらず。

今吾輩が非として論ずる所は此の極端なる西洋主義にあり。其の理由は他なし、只此の西洋心酔を以て我國の利にあらずと信すればなり。抑々今日に於て西洋諸國の我に優れる開化を占むることは何人たりとも之を知らざる者なかるべし。吾輩も亦權利自由の説を重じ、此等諸國の法律を貴ぶ者なり、我輩は哲學、道義の理を敬し、西洋諸國の工技文藝を愛する者なり、其の經濟的實業的の事に感服する者なり、風俗習慣の或るものに就きては吾輩は亦西洋を欣慕することなきにあらず。然れども此等貴愛する事を我國に傳へて採用するに至りては大に其の適否を考へざるべからず、採用は實に主要の問題なり。吾人は西洋事物を只其の西洋事物たるを以て採用せず、日本の利益幸福なるが故に之を採用する者なり。西洋に於て善良なる事物も我國に移して適當ならざるものは棄てゝ之を顧みざるなり。吾輩が本紙を發刊するの意も亦實に此にあり。

この羯南の思想は、その後彼が「近時政論考」を紙上に連載するに當りて一層明確に表明せら

れたのである。この「近時政論考」は明治廿三年七月二十日より八月卅日に亘りて連載されたものであるが、廿四年五月に「自由主義如何」「近時憲法考」の二篇とともに一部の冊子として出版された。そのうちに於て彼は明治維新以來の政論を叙述し、最後に「國民論派」の一項を設けて、まづ次のやうにいうてゐる。

吾輩は政論考を草して保守中正論に至り、篇を重ねること既に十七、最後に吾輩の持説たる國民論派を略叙せんと欲す。吾輩は此に至るまで實に全く批評家たるの地位に立てり、然れども國民論派を吟味するに當りては理に於て自ら之が批評家たる能はず、寧ろ其の説明者又は代表者と爲りて順當に之を述べざるを得ず。保守派と國民論派とは歐化時代に於て共に現出したりと雖も、元來此の二派は元と同根の者にあらず、其の歐化主義に反對するや、保守論派は自由の理を以て其の論據と爲し、而して國民論派は國民天賦の任務を以て其の本と爲す。一は主として國の權理を完うせんが爲に起り、他の一は權理を重んぜざるに非るも寧ろ國の義務を全うせんが爲に起れり。二者固より反對にあらざるも其差異を言へば稍々斯の如きものあり。此處に「保守中正論」といひ、「保守論派」というてゐるのは當時鳥尾得庵（陸軍中將鳥尾小彌太）によつて率ゐられてゐた一派を稱するものであつて、鳥尾はその頃「保守新論」（明治廿二

年一月創刊）といふ雑誌を發行して、當時の歐化主義に反對し、自ら保守中正派と稱したのである。この保守中正派の所論に對し、羯南はまづ鳥尾の「王法論」の所説を引用して、

是に由りて之を見れば自稱保守論派の論旨は西學者の社會契約の論に近似し、殆んど夫の自由論派又は改進黨論派の上に凌駕するの進歩主義たりと云ふべし。

と斷じ、「然れども其の自由自主の理を推し、以て痛く夫の歐化主義に反對して自ら保守論派と稱し、常に儒佛の道を唱へて妄に泰西の學説を口にせざるが故に、俗人は誤りて之を保守論派と名けたるに似たり」というてゐる。

この保守論派に對して「二者固より反對にあらざる」ものであるといふ國民論派は然らば、如何なる立場にあるのであるか。

泰西の政學者は皆な揚言して曰く、近時の政治は即ち國民的政治なりと、此の語簡なりと雖も其の旨や遠しと謂ふべし、所謂國民的政治とは外に對しては國民的特立及び内に向つて國民的統一を意味するものなり、此の一點に於ても世人は「國民論派」の實に最新政論派たることを知るに餘あらん。

といひ、泰西における國民的政治思想は三變遷を経ていよ／＼練成せられたものであるというて

ある。それは第一、宗教的變遷即ち教權絶對の無政府的信仰が、信教自由の宗教革命によりて國民的感情を復活し、第二政治的變遷即ちフランス革命の四海同胞主義に對する國民統一思想の復活、第三軍事的變遷即ちナポレオンの軍事的征服に對する歐洲民心の反動的國民精神の勃興——この三段階を経て歐洲の國民論派が擡頭したのである。

泰西の國民的精神の變遷既に斯の如し、其の國民論派の功績亦た斯の如し。されば泰西に在りてはナシヨナリテの原則を以て鎖國主義、攘夷主義と爲すもの未だ之あらざるなり、番に之あらざるのみならず、寧ろ此原則を以てするにあらざれば、自由及幸福を全うすべからず又國民の進歩を望むべからずと云ふに至る。蓋し國民論派は排外的論派にあらずして反りて博愛的論派なり、保守的論派にあらずして寧ろ進歩的論派なり、百年前に現はれたる舊論派にあらずして實に近時に生じたる新論派なり。我が國民論派の歐化主義に反動して起りたるは、猶ほ彼の國民論派の佛國の壓制に反動して起りたるが如きのみ。日本人民が歐洲の文化に向つて伏拜したることは、正に歐洲諸邦の人民が佛國の兵威に向つて伏拜したると同一一般なり、されば國民論派の日本に起りし原因は其の歐洲に起りし原因と比較して、唯だ文力と武力との差異あるに過ぎず。

羯南は斯様に論じて、更らに日本における國民論派の旨趣を表明してゐる。それによると世界と國民との關係はなほ國家と個人との關係と同様で、兩者相容れぬものでなく、全く兩立して併行することが出来る。のみならず、個人が國家に對して竭すべき義務ある如く、國民も亦世界の文明に對して、その特殊の能力、特殊の文化を寄與すべき義務があるのである。だからこの義務を竭さんが爲めには、國民たる者、その固有の勢力とその特有の能力とを努めて保存し且發達せしめねばならぬ。

以上は國民論派の第一に抱く所の觀念にして、國政上の論旨は總て此觀念より來る、國民論派は其の目的を斯る高尚の點に置くが故に、他の政論派の如く政治一方の局面に向て運行するものにはあらず。國民論派は既に國民的特性即ち歴史上より緣起する所の其の能力及勢力の保存及發達を大旨とす。然れば或る點より見れば進歩主義たるべく、又他の點より見れば保守主義たるべく、決して保守もしくは進歩の名を以て之に冠することを得べからず。夫の立憲政體の設立を以て最終の目的となす所の諸政論派とは固より同一視すべからず、是れ即ち國民論派の特色なり。

以上の所論の結論として羯南は、國民論派と他の諸論派との相異をあげ、「代議政即ち立憲政

は他の論派に在りては最終の目的なれども、國民論派に在りては一の方法たるに過ぎず。然らば其の目的は如何、曰く、國民全體の力を以て内部の富強進歩を圖り、以て世界の文明に力を致さんこと、是れ其の最終の目的なり」といひ、「國民論派は立憲政體を日本的にして、世界中に一種の制度を創成せんことを期するものなり」というてゐる。

われ等はこの所論に對して、此處にこれ多くの言葉を費すことは暫らく差控へる。しかし五十年前において斯様な議論——世界に對して、日本の政治組織の創立を目標とした——のあつたことは、今日の立場から見てもまことに興味のあることであるといはざるを得ない。

五 新聞「日本」の性格

これまで説いて來た所によつても、羯南が主宰した新聞「日本」の如何なる性格のものであつたかは略々推測することが出来ると思ふのであるが、更らにこの新聞を作るについて、彼がひそかに所期したころの信條がこんなものであつたらうかと察知せしむるに足る一つの文献があるのである。それは前にも引用した「臨淵言行録の首に題す」の一節であつて、そのうちに於て、

「蓋し臨淵氏は歸朝の前既に新聞紙創立の志あり、其の曾て倫敦より或る友人の信書に答へたる英文一翰は氏が新聞紙業に係る意見の要を知るに足らん」とて、左の譯文を抄録してゐる。

條約改正（井上伯條約）の無限に延期せるは、余が深く喜ぶ所にして君と全く同感なり、君が起さんとする所の新聞紙に就て余は匿藏なく余が意見を言はん。

第一、現政府の作置に反動すべき新聞を起さんと欲せば、我が人民が信實に聽從すべき強固廣潤なる政治的主義を執らざるべからず。

第二、主筆たる人は、善く現今の新聞條例及び其の應用に通じ、且つ吾々が充分に信任し得べき剛毅の性を備へざるべからず。

第三、資本金は自由ならざるべからず、其の獨立し得るに至る迄は數年を要すべし。

第四 吾々が、吾々が執る所の主義の爲には幽囚の危険を冒しても公然と發言し得るの用意なかるべからず。

第五、些細なれど最も強き所の困難は、個々人の人物的考察なり、吾々の朋友たる者は勿論充分に信據し得べきも、不幸にして吾々が行はんとする事業の進路を決定するに於て甚だ強き努力を有するものなり。

以上の如き困難もあれば、余は君が新聞の著しく政事的ならざるを切望す、君が知れる如く最初の失敗は前途の事業を損ふものなり、唯望む専ら力を同志の結合に盡し、他日條約改正の如き大問題の起るに備へんことを。

これは福富臨淵の新聞観であつて羯南その人のものではない。しかし羯南が特にこの新聞観を臨淵言行録の首に題する文中に引用した事實から見ても、この意見に多く異論をもつてゐなかつたであらうといふことは、ほど推測し得ると思ふ。あるひはむしろ、この臨淵の理想した新聞経営者たるんことを自ら期したからこそ、特にこの私信を引用したのではないかと思ふのである。特に「吾が日本の今日あるを致して吾れよく前業を失墜せざるは隈山子の保護たりと雖も、臨淵の計劃斡旋は與りて最も力あり」といふ程の間柄であつて見れば、彼等の間には、新聞経営について常に意見の交換が行はれ、絶えず意思の疏通が行はれたであらうと想像されるので、その點からいへば、臨淵の意見は、羯南のそれと多く異なるところがなかつたであらうと推測される。更らにこれをその後の實際に徴しても、日本の主張が常に廣淵たる見地に立ち、如何なる論難攻撃に際しても、一應敵の立場を顧慮した上に更らに純粹理論の立場からその論歩を進むる點、また如何なる壓迫、例へば頻々として來る發行禁止の如きに對しても、決してこれに屈せず更ら

にその主張を強硬にした點、等々、常にこの臨淵の所説を如實に實踐したといつてもよい態度から見ても、彼の信念のほどが窺はれるのである。

「羯南先生年譜」によると「日本」創刊の際、彼は社主といふことになつてゐる。「杉浦重剛先生」には、

いよ／＼日本新聞が出来てからは、自分（杉浦）は千頭清臣、福富孝季、古莊嘉門、高橋健三、宮崎道正の諸君と共に相談役となり、又社長代理といふやうなことを頼まれ、社に出勤したものである。それから暫らく繼續したが、明治廿三年の三月に新聞社に出勤することを已めた。というてゐるから、それまで杉浦が社長のやうなことをしてゐたのであらうか。兎も角、羯南の書いたものは、日本新聞社内では絶對的のものであつて、編輯長であつた古島一雄なども「羯南のものだけは神聖犯すべからずとして一切手を觸れなかつた」と語つてゐる。

第四 「國家の宿望」條約改正

一 「日本」創刊當日の突發事

新聞「日本」の創刊された明治廿二年二月十一日は、帝國憲法の發布された當日である。そしてその發布式に参列するため禮装してゐた文部大臣森有禮が、刺客のために官邸の玄關においてたはされた日である。森を刺した刺客は西野文太郎といふ山口縣人、當時内務省土木局の雇となつてゐたが實は長い間子爵三浦梧棲の書生であつた男である。彼の懷中には丈餘の遺書があり、そのうちに森を刺す趣意が認められてゐたのであるが、それは、森が伊勢大廟に詣でた際、不敬の舉動があつたといふので、この不敬の大臣をして、不磨の大典發布の御式に参列せしむるは忍びないところがあるからだといふ趣旨であつた。

三浦は長州出身の陸軍中將であつたが、長閑の外に超然として、谷、鳥尾、曾我祐準等と國粹派の四將軍と目されてゐたのである。従つて彼と「日本」との関係は決してあかの他人ではなかつた。特に西野が森刺殺の理由とした大廟における舉動を天下に知らしめたのは、「日本」の前身「東京電報」であつた。かやうな關係からして、新聞「日本」の前途は、その創刊の日からす

でに一種の運命と多くの波瀾を豫感せしむるものがあつた。(古島一雄談)
 そしてこの新聞が、創刊間もなく遭遇したのが、彼の大隈外相の條約改正であつて、これに對する「日本」一派の反對は、言論においても、實際運動の上においても、まことに深刻極まるもので、創刊當時の豫感をまづ其處に實現したのである。

一一 條約改正の二要点

條約改正の歴史は、近代日本の外交史上、最も重要な一項目として研究に價するものがある。いはゆる治外法權の制度は、歐米人相互の間には決して實現せられた例がない。それは白人が他の人種に對する特殊政策の一發現に過ぎないのである。そしてこの特殊政策を見事に打破つて、對等條約を締結するに至つた唯一の國民——といふことが出来なければ、其の最初の先例を作つたのが實に日本國民なのである。しかしこの先例を作る迄には、わが國民は實に三十年に近い努力を必要とした。そしてそのためには種々の貴重なる犠牲が拂はれたのである。その努力と犠牲の足跡が即ち條約改正の歴史なのだ。

後年、この條約改正の難事業に成功した陸奥宗光は、その著「審々録」中に「抑々條約改正の大業は維新以來國家の宿望に係り、之を完成せざる間は、維新の鴻業も尙ほ一半を剩すに均しとは久く我國朝野歸一の意見たり」と述べてゐる。何しろ明治廿七年、陸奥が對等條約を締結するに至つた迄の條約は、舊幕時代に締結したものをその儘繼續してゐたのであつて、それは實に安政五年(西曆一八五八)に調印したアメリカとの條約が基本となつてゐたのである。この條約は、その際アメリカ合衆國を代表したタウンゼント・ハリスが主として起案したものであつて、福地櫻痴の「幕府衰亡論」には左のやうな記述があるのである。

是よりして(註、ハリスが江戸出府後)ハリスは堀田閣老とも屢々面會に及び、和親貿易の新條約を議定する事になり、井上(信濃守)岩瀬(肥後守)の諸人は日本の全權となりて談判に涉り、即ちハリスが呈出したる條約草稿に就き一箇條毎に討論を盡して十二月廿五日に至り漸く草案を議し畢り、今は最早双方全權調印署名する計りに相成りたる草案は即ち其翌年に調印したる現行條約なり。世間の説にては此條約は幕府の官吏が亞國官吏に脅かされて一も二もなく唯々諾々したるが如くに讒誣して今日にてさへ之を信ずる輩ありと雖も、當時の應接筆記を閲すれば、井上、岩瀬等は着々其利害を聽き、且つ論じ、且つ議して聊か苟もする所もな

かりしは、余が大に感服する所なり。(其後明治四年余が亞國に至りし時、新約克にてハルリスに面談し、談この時のことに及びしに、ハルリスは、當時余は一方に於ては亞國の利益を謀り、一方に於ては日本の利益を損せざる事に勉めたり。治外法權の如きは勢の止むを得ざるに出でたれども因より兩國全權の素思にはあらざりき。輸出入税の如き余は民主黨にて自由貿易家にてありけれども、日本の爲に海關税を得せしめんと欲し二割平均の輸入税を定め、酒類並に烟草は三割五分の重税を置きたる位なりき。……といはれたる事ありき)

しかしこのハリスの心盡しに成つた税率は、其後その儘維持されて居た譯ではなかつた。それは安政五年の條約(米國及び、英、佛、和蘭、ロシアの五國と締結)によると翌安政六年(西曆一八五九)六月、神奈川、長崎、函館の三港を開き更に二年後即ち西曆一八六一年一月一日新潟、一八六三年一月一日江戸、大阪、兵庫を開くべき旨を約束したのである。ところが國內の情勢は、いはゆる攘夷熱の猖獗によつてこれ等の場所を開くことを許さぬ形勢となつて來た。其處で閣老安藤對馬守が各國公使、中にも最も態度強硬であつた英國公使オールコックを口説き落して、結局五ヶ年間の延期に盡力することを約束せしめたのである。そしてその談判をするため、わが國からは竹内下野守等の一行を使節として歐洲に送り、更らにオールコック自身賜暇歸朝し

て英國政府に運動するところあつた。

然れども凡そ斯る談判には外交上の慣例として彼已に我望に應ずる以上は我亦彼が望に應じて報酬を與ふる事必要なりとあつて、日本は兩港兩都開市延期の代りに何を以て條約國に報酬するかといふ一段に成りて英國は輸入税減率の事を第一に申出したり。抑も安政五年の江戸條約に添へたる税則に據れば輸出入海關税は第一款輸入無税品(金銀貨幣金銀塊當用の衣類家具并に商賣の爲にせざる書籍、何れも日本在留の爲に來る者の所持品に限る)、第二款輸入五分税品(凡そ船の造立綱具修復或は船裝の爲に用る品々鯨魚具の類鹽漬食物の諸類麵包并に麵粉、生たる鳥獸類、石炭、家屋建築用の材木、蒸氣器械、亞鉛、鉛、錫、生絹)、第三款輸入三割五分税品(都て蒸溜或は釀造種々の製法にて作りたる一切の酒類)、第四類輸入二割税品(凡て前條に擧げざる品は何に寄らず)、第五類輸出五分税品(金銀貨幣棹銅の外總て日本に産し積荷として輸出する品物)と定められたれば輸入税二割輸出税五分は凡て海關税の標準と成りて是まで右の税則を實施したりしに、英國は彼の兩港兩都開市延期承諾の報酬として英國製造品の輸入税を五分に減すべしと望み、其他の諸國も同様に思ひくの望を申出したれば、幕府の公使も止むを得ず、その要請を承知したるに付き、開市の延期は我要請を達したる代りに輸入税は二

割の定率も三割五分の酒税も、此時より大抵みな五分の輕税と相成たり。是實に明治廿五年の今日に至るまで外交上の一大問題たる治外法權と肩を並ぶる輸入税率過輕の種子を蒔たる原因たり……擬此五分税は此時なほ從價税法に依りしが、其後英佛米蘭の四國は長州を砲撃して長州侯と和約を結びたる時に於て有名なる馬關償金三百萬弗を幕府より拂はさしむる事に歸着したる時に於て税則再議改正となり、四國公使の要請に依り幕府は更らに從量税法に改め、談判を重ねたる上にて遂に五分税を標準として現行の税法に改め、益々輕減して平均五分以下に至れるも其因は全く鎖攘に原由せるに外ならざる而已（「幕府衰亡論」）

この馬關償金に伴ふ税率改正は慶應二年のことであつて、それが明治廿七年まで繼續してゐた譯だ。斯様な次第で、日本と歐米諸國との條約は、幕府時代に締結したのが、其儘維新政府に引繼がれたのである。一面にはこの過輕の關稅協定があり、他面には領事裁判を認むる治外法權がある。この二つの不利な協定を破壊して新に有利な新協定を制定することは實に明治政府の當初からの願望であつた。そしてこの願望を表面的に具現した最初の運動は明治四年岩倉大使一行の歐米視察の際であつたのである。

三 寺島時代の改正交渉

岩倉大使一行の視察について、「明治政史」には下のやうに説明してゐる。

夫れ政府は明治二年の頃よりして條約を改正せんことを欲し、其二月を以て條約改正を外交官に一任せしが、外人は日本の法律を改正して殘酷なる刑罰を除くに非れば承諾すまじとの事なればとて、四年新律綱領を定むるや、之を翻譯して各國公使に寄贈せり。斯て條約面によれば明治五年七月以後（註、安政條約によれば締結後十四年後に改補することを得と規定し、その際は一ヶ年前よりその意思を通告することとしてある）に至れば改正を爲し得べき筈なれば、政府は其明文に従ひ已に一年前に於て改正の希望を各國公使に通達し、且此改正談判は之を東京に開くべきに決したり。然ども此事尋常一様の事にあらざれば、まづ談判を開くに先ちて親しく外廷に使臣を派して彼我の意見を交ゆるこそよけれとて、遂に大臣の一行を派遣するに至りしなり。

「明治政史」は以上の説明について、更らに明治天皇の米國に寄せ給ひし國書の復譯を奉載し

てゐるが、そのうちに、

今願フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫テ一年有弱ノ時に在リ。朕大ニ之ヲ改正シ、我國ヲシテ文明ノ諸國ト對頭ノ位置ヲ保タシメ、其權利ト其實益ヲ全フセンコトヲ思フ。然トモ朕カ國土ノ文物制度大ニ外國ニ異ナレリ。是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マス。唯タ方ニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ、其最モ朕カ國土に適スルモノヲ撰ヒ、之ヲ採テ之ヲ行ヒ、徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ、以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム。是ヲ以テ朕今使節ヲ派シ聯邦政府ニ就テ朕カ國土ノ事情ヲ露示シ、我制度ヲ改良スルノ手段ヲ商議セシム。而シテ朕カ使節ニシテ復命セハ、朕將ニ條約改正ノ事ヲ撰思シ、以テ朕カ平生ノ望ヲ達セン。といふ御趣旨があるのである。

この使節一行が米國に於て大統領グラント、國務卿フィッシュに會見の結果、正式に條約改正の談判に入る意向をもつて、全權の承認を求むる事に決し、そのため副使の大久保利通、伊藤博文の二人が急遽歸朝したことは著名な事實である。その際兩人は、

一、内地雜居は尙早きに由り、外國人をして居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、まづ開港場に於て何年の間は何里以内と定め、内法の整理するを待て、漸次に其區域を廣むる事

一、條約中に裁判所を公開し、内外人民をして同一の審判を受けしむる事を掲げ、裁判權を我に復して、從來の治外法權を廢する事、然ども當分の中は假に法律を設け置き、漸を以て法律を改良し、實際裁判の公平なると法律の寛裕なるとを外人に目撃せしめ、以て日本に在るものは日本の法律を遵守せしむるを目的とする事

一、日本の法律中に外教の明禁なしと雖も、尙高札に其禁令を掲示するを以て、外人は一概に自由信仰を妨ぐるの野蠻國と看做し對等の權を許すことを甘んぜず、故に此高札の禁令を除く事等〔明治政史〕

の趣旨をもつて談判を開くべきことを提議したと傳へられてゐる。「明治文化全集」第六卷外交篇に收容されてゐる大日本合衆國新定條約並附錄草案は福地櫻痴の自筆に成るもので、即ち當時わが使節一行と米國政府との協議草稿であると吉野作造博士が解説してゐる。福地はその時、一等書記官として使節の一行に隨行してゐたのであるから、條約文案の起草及びその書記に任じたものであらう。それによつても大體の趣意は「明治政史」に掲げてある大久保、伊藤のいふところと大した相異がないやうで、法權及び稅權の回復に非常に有利な規定になつてゐる。だから、もしもこの際にこの交渉がその儘繼續されて、日米間の協定が成立してゐたならば、その後にお

ける形勢がどう變化してゐたであらうか、容易に想像し得ないものがある。

しかし國內における廟議は、使節一行の提案を是認しなかつた。やはりこの際は條約改正の交渉に入らず、單にその前提としての訪問視察に止める方がよいと決定した。この説を最も強く主張したのは留守政府の外務卿副島種臣であつたといはれてゐる。

斯やうに米國との正式交渉は頓挫したのであるが、しかしこの使節派遣を一轉機として條約改正の願望が、我國朝野の政治目標の一として明瞭に掲げらるゝに至つた。副島外務卿は其後幾何もなく、征韓論の破綻からその職を辭して寺島宗則と代つた。

よりて七年二月に至つて、時の外務卿寺島宗則は、なるべく速かに條約改正に著手したいとの希望を三條太政大臣に上申し、次で又條約改締書案取調局の設置の必要を具申した。かくて五月に至り取調局を開設することとなり、爾來着々改正準備を進めたが、研究調査を重ねるに従つて難問題が續出し、一時に條約全般に亘つて改正することは容易な業でないことを知つた。

當時大藏省に於ては、歳計頗る窮乏して居たので、國庫收入の増加を計る爲に、速かに稅權の自主、關稅の増徴をなさうとして、八年七月に大隈大藏卿は寺島に對して、各國と交渉して海關稅則の改正取極め方を希望した。由來我が條約改正の難關としたものは、治外法權の徹廢と

海關稅權の自主とであつて、國家の維持體面上から永く不問に附して置くことが出來ず、朝野の論議の的となつたものであるが、當時我國情はこの法權、稅權の二つながら一舉に回復することが難事であつたので、寺島も大隈の申出に同意を表し、先づ稅權を回復しようとしてその旨を三條に上申した。……

九年一月に三條よりその許可の指令があつたので、愈々その改定交渉に著手することとなつた。寺島はまづ米國公使ビンガムに會し、海關稅則改定の議を進めてその諒解を得たので、駐米公使吉田清成をして米國々務省と交渉させる爲め、之に訓令及び内達並に附屬書類を送つて、もし貿易章程、稅關稅則の二項に就いて我が要求を容れしめば、我が國に於てはその報酬として新港を開き輸出稅を廢することを提案させた。當時米國に於ては大統領改選が迫つて居たので交渉が遷延してゐたが、十年三月ヘイスが大統領に就任後、交渉も順調に進み、米國政府は我が要求を認諾するに至つた。そこで吉田公使は十一年七月二十五日に華府に於て條約に調印し、翌十二年四月八日に同府に於て批准交換を行つた。この改正條約の大意は、從來の稅制に関する約定は之を廢し、關稅の賦課及び開港場の貿易に関する諸規則の制定は我が政府の自由とする。又輸出稅を廢し、沿海貿易管理權は我が政府に歸する。此等の讓與に對して、我が政府は

新たに二港を開くといふことであつた。而してその第十條に

此約書は日本ト他ノ締約各國ト現實此約書ト均シキ所ノ約書或ハ現存條約ノ重修ヲ取結ビ右
現行ノ時ニ至リ實施スベシ

の一條を挿入した。これは米國政府の希望に従つたもので、この條款あるが爲に、批准交換を了しても他國が要求を容れなければ實際の効力が生じないといふことになつた。世外井上公傳はこの改正條約は事實に於て効果を生ぜずに終つた。それはその後の交渉によつて露伊の二國はこれに同意したが、その他の諸國、なかんづく英國が頑強にこれに反對して承認しなかつたからである。そのうちに十二年九月、寺島は文部卿に移つて井上馨が外務卿の椅子についた。

四 井上案とその反對派

井上の外務卿及び外務大臣は明治十二年九月から廿年九月まで九ヶ年に亘る長い期間であつた。この間十五年、十七年の朝鮮事件その他いろいろの問題があつたが、しかし終始彼が最も力を注いだのは條約改正の問題であつたのである。そのために彼はまづ前に叙述したやうに内政上の歐

化主義を主張して、日本の文化が歐米文明を吸収し、それと同程度に向上しつゝあることを示す政策をとると共に、一面には外務省内に法律取調所を設けて自らその委員長となり、歐米式の法律を制定せんと努力したのである。かやうな態度が、國內一部の反感を買うて、一方には國粹論者の擡頭となり、他面には閣内の條約改正反對論を捲き起して、遂に自ら退陣するの餘儀なきに至つたことは前に略述した通りである。

井上の條約改正意見は、寺島時代の稅權回復を主眼とするものとは異なりて、法權回復に最も重點を置いたのである。彼が十五年三月三條太政大臣に提出した上申は最も明瞭にこれを物語つてゐる。

明治十二年九月、馨不肖の身を以て當任を辱し、時に自以爲らく、稅權は寧ろ暫く不問に置くとも法權の回復に至ては實に猶豫す可らざるものあり。稅權の回復は固より我國の損益に關する鮮少ならずと雖も、之を治外法權の我權利に檢束を受くるに比すれば、自ら輕重大小の別あり。夫れ治外法權なるものは、萬國公法上果して何等の基礎に據て存定せしもの乎。世界中治外法權の厄害に遭遇するの邦國を數ふれば埃及、土耳其、支那、日本等とす。而して其權域は其國の情態に従ひ互に差等ありて一定する所なし。就中日本の如きは之が檢束を蒙る最も甚しとす。

試に我が現状を觀察するに、治外法權の爲めに我裁判權の制限せられたるや、國家の秩序安寧を保全するに於て、施政上最緊要とする所の行政諸法規、及び地方規則の如きさへ、眼前之を犯す者ありて、相當の處分を施すを得ざるが如きは、今更に愚言を要せず。其制法の權に於ても、現條約中之を拘束する條款は之れなしと雖も、實際は一種の積習殆んど法と爲るが如きものあり。……此等の事情あるが爲め、我政府に於て法則を制定又は改定するに臨み、之を内外一般に實施せんとせば、必先づ之が構案を各國公使に内談し、實際我目的の達する様依頼する所あらざるを得ざるの慣習を馴致し、其積習の久しき、今や隱然互に約定せしものゝ如き狀をなせり。若し如此積習を放置して、漸次之が除却に着手せざるときは、頑然益々固着して遂に一種の法と化し、復た動かす可らざるに至らん。然るに稅權の一方は、之を一見すればさまで難事にあらざるが如しと雖も、彼の英佛等の如く權勢相對する邦國に於ても、其稅則中の一二條款を改正する事、猶且論議數回に涉り、俄に協定に至らず。況んや我國の如き治外法權の存在するものより、彼等の國に向て大に求むる所あらんとす、決して容易の業にあらざるなり。良しや稅權は容易に回復し得たりとするも、若し他の一方に於て治外法權を今日の儘に付し去る時は、稅則其他海關に關する諸法則の實行に至ては、依然未だ檢束を免れざる所あるを以て、

偶ま復し得たる所のものも、傍より脱失するの憾あるは必然の理勢なり。故に今日に於ては、寧ろ稅權は不問に付すると雖も、法權は即ち其幾部分なりとも必之が回復を圖らざる可らざるなり（「世外井上公傳」）

これは井上の條約改正に對する大體の意嚮であるが、彼はこの上申書を三條に提出する以前、即ち明治十三年においてすでに一種の改正案を作製してこれを各國公使に手交し、新しい交渉を初めたのである。しかしこの交渉は英國その他の同意を得ることが出來ず、結局、英國の發議に依りて、從來の經驗によつて肝要と認める改正を加へる爲め、各國委員を東京に集めて改正の基礎を商議せしむることとなつた。井上はこれを條約改正豫議會というてゐる。

この會議は明治十五年一月十八日、英、獨、佛、澳、露、伊、西、蘭、瑞西、瑞典、諾威、丁抹等の公使を委員として聞かれ、その後、白耳義、葡萄牙、米國も参加して、回を重ねること廿一回、七月二十七日に至つて一旦閉會し、その成案を夫々本國に知照してその訓令を待つことになつたのである。

この會議の第九回目に井上は内地開放の意見を公表した。即ち治外法權を撤去して日本在住の各外國人が、日本の法權に服従するならば日本の内地を開放して何れの場所たるを問はず、その

入居することを許可する意嚮があるといふ趣旨を表明したのである。そして彼は更にその第十三回目の會議において

若し此の大主義を各國政府承諾あるに於ては、日本政府は便ち外人の爲め其凡そ必要なる殊遇特權を許與し、歐米諸邦に在て居留外國人を待遇する方法と恰も同一様の寛典を以て、全國を締約各國の人民に開かんと欲する（「世外井上公傳」）

趣旨を説明し、且つ法權回復の準備期間五年間領事裁判權の制を施行し、外人を判事に雇用する細目を述べて、各國公使の納得を求めた。

しかしこの會議に於て、稍々具體的に決定した事實は稅權回復の點だけであつたやうだ。關稅の改正については最初井上の案は最高二割五分の稅率を奢侈品その他少數の品種に課し、その他は一割乃至五分の稅率で四百萬圓の輸入稅を得るにあつたが、協議の結果三百六十萬圓程度に落付き、その點については各本國政府に於ても異論がないやうな形勢であつた。

かくて明治十六、十七年の大部分は、この會議の成案をめぐつて歐米各國との交渉に費し、十七年の後半期に入つてから井上は新條約案の起草に着手した。當時、國內に於ても漸く條約改正に關する論議が旺んになつて來たので、彼はその漏洩をおそれて絶對秘密主義をとり、極めて少

數の腹心の人々を以てこれが作製に従事せしめた。この草案は十八年四月に出來上つたが、井上は更らにこれをその月の廿五日に各締盟國公使に手交して豫備交渉に入り、來るべき條約改正會議の準備に取かゝつたのである。

その間内政上にも重大な變革があつた。即ち十八年十二月、太政官制度が廢せられて新に内閣制が設けられたことである。最初の内閣は伊藤博文によつて組織された。そして井上は外務大臣となつた。それ等の關係から條約改正會議の開かれたのは翌十九年の五月一日であつた。彼は次官の青木周藏と共に全權としてこれに列することとなつたのである。

この會議は明治廿年四月廿二日まで繼續された。その間正式の會議を開くこと廿六回、その外非公式の協議會がしばしば開かれた。最初井上の草案によつて協議を進めたが、途中から英獨兩公使の提議による修正案を談判の基礎とすることとなり、結局この修正案を議定することとなつたのであるが、その法權に關する部分の要項は左の通りである。

- 一、本條約批准交換後二ヶ年以内に我が全國を外人の爲に開くこと
- 一、我が國國民が享有する權利及び特權は外國人にも付與すること
- 一、外國人が享有すべき待遇にして本條約に明文のないものは、通商條約に明載すること

- 一、外國人にして批准交換後直ちに權利を享けやうと望む者は、我國の裁判權に服従すること
 - 一、我が政府は泰西の主義に従ひ、司法組織、及び刑法、治罪法、民法、商法、訴訟法等を制定すること
 - 一、右の諸法律は、條約批准交換後二箇年以内に頒布し、及び批准交換後十六箇月以内にその英文を外國政府に通知すること
 - 一、領事裁判權は我が全國開放の日より三箇年間は、東京、横濱、神戸、大阪、長崎、新潟及び函館にのみ存すること
 - 一、我が政府は外國籍の判事、檢事を任用すること
 - 一、内外人交渉訴訟を審理する裁判所には外人判事數名を置くこと及び審判の手續並びに地方裁判所、控訴院、大審院の所在を條文に定めること
 - 一、右の裁判制度は十五年間その効力があること
 - 一、本條約は批准交換後十七年間その効力があること及び批准は一箇年以内に東京に於て交換すること（「世外井上公傳」）
- 各國公使はこの議定案をそれ／＼本國政府に送つてその允許を待つてゐた。ところが、わが朝

野の間には猛然としてこれに對する反對運動が起つたのである。まづ第一は司法部内、元老院、それから閣僚の一部、民間側等々、そしてこの反對意見を代表したものは内閣の法律顧問ポアソナードと農相谷干城のそれであつたと「世外井上公傳」に論斷してゐる。

ポアソナードの意見は治外法權の及ぼす支障は國內の一部に限られてゐる。然るに新條約の及ぼす支障は全國的であり、一般的であるといふ見地から詳細にその不利を論じたものであり、谷の意見は、

農商務秘書官柴四朗の草したもの傳へられてゐるが、その論ずる所は、ポアソナードの如き具體的のものではなく、甚だ抽象的に偏し、幕末志士に見るが如き悲憤慷慨の言辭を以て満たされ、壯士の極文程度のものに過ぎない。決して内外の國情を洞察し、條約改正の實蹟を認識した意見書といふことが出来ない（「世外井上公傳」）

ものであつたといふが、しかし「而も世人はこの一篇の書に刺戟せられて熱狂した」（「世外井上公傳」）のであつた。この間乾坤社その他在野の政客が猛烈な反對運動を試みたことは前に述べた通りだ。

内閣においても、谷農相以外に、司法大臣山田顯義がその職責の見地からの反對意見書を提出

- した。
- 一、その不完全を感じ、且つ不測の變を生ずべきことを懼れるものは泰西の原則を基とするところである。
 - 二、法律規則の成案並びにその改正案を外國政府に通知し、外國政府若し原則に適せずと爲し、その意見を述べるに際して、外交談判を以てその適否を決するは至難の業である。
 - 三、外國人を裁判官、檢察官とするに方り、彼等純然たる外人の資格を有し、我天皇陛下に忠勤すべき宣誓を爲し得ざる者を以て我が司法官とすることは不可である。
 - 四、外國人に關する事件は、總べて外國裁判官多數なる裁判を受けねばならぬ故、國民にとりて従前の手續より甚だ不利である。
 - 五、外人は外國裁判官所在の裁判所に訴出づるを得ることは、亦國民にとりて従前の慣行より不幸且つ不利益である（「世外井上公傳」）
- といふ大體の趣旨であつた。斯様な朝野の反對に遇つて流石の井上もその政策を押通すことが出来なくなつた。其處で彼は七月十八日の第二十七回條約改正會議に於て會議の中止を聲明し、且つ責任を負つて辭表を捧呈するに至つたのである。

五 大隈、外相となる

さても、井上敗退の後を承けて、何人が條約改正の難事業に當るべきかは當時に於て一つの問題であつた。井上はまづ大隈重信を推薦したのである。「伊藤博文傳」によると、井上のこの推薦に對して伊藤も直ちに同意した。そして内閣顧問黒田清隆に依頼して大隈の意嚮を尋ねしめた。それは廿年八月中のことらしい。即ち

かくて公（伊藤）は八月十三日夏島より歸京し、翌日自ら黒田を訪ひ、井上の辭意を告げ、その後任に大隈を推擧したきを以て、然るべく斡旋の勞を執るやう要囑した（「伊藤博文傳」）

黒田は直ちに大隈を訪うてその意嚮を聞いたが、その時は大隈が入閣を肯んじなかつたものと見ゆる。そしてその結果九月十六日、井上の辭職裁可とともに伊藤が宮相兼任をやめて外相兼任となり、農相の土方久元が宮相、農相には黒田が入閣したのである。

一方外相の辭意を洩した井上は、八月下旬に上州の磯部温泉に靜養した。その時恰も大隈は伊香保に避暑中であつた。

公（井上）は徒然を慰めるため伊香保に遊び、大隈を訪ひ、數回相會して閑談に日を消したので、一時世人の視聽を惹いたが、その會合はお互ひの音間に過ぎないもので、何等話頭を政界のことに及ぼさなかつた。併しこれにより十四年以來疎隔してゐた公と大隈とが悠々相語り舊好を温め得たものであつて、かゝる間に大隈入閣の素地は次第に固められたのであらう。

〔世外井上公傳〕

元來、黒田の入閣は伊藤との間に内閣讓渡の默契があつたのだと傳へられてゐる。しかし政治家としての黒田の素質が、憲法の發布と國會の開設を眼前に控へてゐる際の首相として適任でありや否やについては、伊藤はいふまでもなく黒田自身も少からぬ疑惑をもつてゐたらしい。そしてその結果、副總理としての大隈の入閣が極めて眞剣に彼等によつて考へられるに至つたのである。特に當時條約改正中止に氣勢を増した在野の政府反對運動がますます猖獗を極め、内相山縣有朋をして保安條例發布を主張せしむるに至つた事態は、伊藤をして一層退陣の準備を急がしむるに至つた。そこで伊藤は保安條例を發布して、在野政客を皇城三里外に放つた日の翌日即ち二十年十二月二十七日、黒田にその意を通じて大隈入閣を再び慫慂することとし、その後しばらく兩人相携へて大隈と會見したのである。そして彼等の口説き落しが成功して、二十一年二月一日大隈

の外務大臣が實現した。

斯くて大隈の條約改正交渉となり、これに對する「日本」一派の反對となり、日本及び報知紙上の羯南對矢野龍溪の一騎打ちとなつて言論史上に稀有の壯觀を呈することとなつた。

第五 條約改正を繞りて

一 大隈の改正案

大隈の條約改正案は、井上の改正案と同様の反對を政局に捲き起した。しかも大隈は、井上以上の剛情さを以て頑張り通したのである。そしてその結果は、外務省玄關先の爆彈騒ぎとなつて彼の隻脚を失ふことになつた。

最初大隈の態度は極めて慎重であり、極めて強硬であるやうに見へた。彼はこの問題を處理するに腹心の秘書官であり政務局長である加藤高明と雇外人デニソンとだけを相談對手として改正案を作りあげたのである。だから次官青木周藏に對してすら、次官は普通の事務を見て居ればよろしい、政治のことは政務官がやるというて、その内容を示さなかつたと傳へられてゐる程であつた。しかし愈々その案が出来上つて、明治廿一年十一月これを各國駐劄のわが公使に送り、それぞれ交渉を開かしむる前に、閣僚、樞密院議長伊藤、その他の諒解を得てゐたといふのが事實であらう。

一 大隈の改正案

が、兎も角、條約案は嚴秘に附せられて少しも世間には洩れなかつた。そして大隈の外國使臣

に對する態度は極めて嚴格であり、伊藤、井上時代における歐化政策とは全く反對の形勢さへも示した。それに條約改正そのものゝ交渉にしても、會議を開いて外國公使團の討議にまかすといふやうなことを止めて、個別的交渉によつて實效をあげるといふ自主的態度と能率主義をとつたのである。この態度は國民一般に好感を以て迎へられた。そして交渉も亦極めて順調に進み、二十二年二月廿日には米國公使ハッバドと外務省において新條約文に調印を了し、ついでベルリンにおいて、わが駐劄公使西園寺公望とドイツ政府代表との間に調印が行はれた。斯様な形勢であつたところに、日米新條約の内容が、ロンドン・タイムスによつて報導された。それは四月十九日發行のタイムス紙上に掲載されたもので、その後幾何もなくわが國の各新聞紙に譯載されたのである。

- 一、一定の年月以後、日本は外國人に内地雜居を許し、土地所有權を與ふ。この特點を享有する外國人は日本の司法權を遵奉するものとす。
- 二、前項の年月以後、尙ほ若干年月間は、現行條約の居留地制度並に領事裁判を存置す。此年月經過後は居留地も全く他の地方と同様に取扱ふ。
- 三、日本は前記の如く國土を開放する以前に、外國法官若干名を日本高等裁判所に任用するも

のとす。この制度は若干年月間繼續し、その後に至り日本は歐米各國と平等の法權を獲得す。四、新定の民法は、第二項の現行條約に依て居留地制度を棄却すべき期限より三年以前に適宜これを公布し且つ實施す。

五、海關稅の改正は、明治十九年より同二十年に互り、條約改正談判中協定せる條目に従ふ。
〔伊藤博文傳〕

これがロンドン・タイムスの報道の概要であつたらしい。そしてこの内容の暴露によつて國論は一時に沸騰した。「伊藤博文傳」には

大隈の條約改正案が完全なる對等主義に立脚するものと信じ居りたる人々は、これを見て、當初期待の大なりしだけに、その失望も亦甚しく、殊に外國人裁判官を我が國の高等裁判所に任用するが如きは、憲法に違反し、且つ我が國權を損するものなりとし、遽かに反對の氣勢を揚げ……

と敘述してゐるが、この反對の氣勢をあげたものゝ第一は新聞「日本」及びその一派であつた。當時、條約改正問題について眞先に烈しい言論戰を君（大隈）に向つて挑みかけたのは平生國粹主義を標榜した新聞「日本」であつた。「日本」は伊藤井上等の歐化主義の弊害に反對して

起つたもので、外交上では對外硬を主張して一步も他邦に讓歩するのを好まなかつた。さうした傾向の下に、彼等は當時の我國の進歩した程度や、國際上の地位をも、實力をも考へないで、一概に手強く君に反對した。普通政史などの齊しく記するところによると、最初「日本」に外交上の機密を告げて、君を攻撃すべき材料を供給したのは小村壽太郎であつたとしてゐるが、加藤高明の直話によると、全くそれを否定してゐる。小村は當時外務省の翻譯局に煙つてゐて、君の條約改正事業に全く關係してゐなかつた。従つて、その機密を知る方法もなかつた。但し「ロンドン・タイムス」の記事を逸早く保守派の知人に傳へた事實だけは眞實であらう。それは二十二年五月初旬のことである。

「日本」は眞先に君に反對した。五月十六日君の改正案を難じた論文を掲げ初めた。六月五日には「大隈伯の案は前年の條約改正議案とはその期限などに多少の差異はあるが、大體矢張混合裁判の構成と泰西主義の法典とを以て、治外法權の撤廢を買ふものだ」と攻め立てた。同十六日にも、井上案にくらべて精神上甚だしい差異がない事を切言した。「大隈侯八十五年史」この「日本」の論難に對して、正面から改正案掩護の任務に當つたのは矢野龍溪の主宰してゐた「郵便報知新聞」であつた。「大隈侯八十五年史」には、前に引用した敘説に引續いて、

それに對して、君の公正な態度を是認して、皮相の辯難に付き纏ふ種々の誤解を一掃しようとしたのは「報知」である。「報知」の「條約改正問答」はよく君の精神と立場とを正解してゐた。

というてゐる。われ等は此處で報知新聞、特にこの新聞に「條約改正問答」を連載して、大隈のために極力奮闘した矢野龍溪の立場を少し説明して置かうと思ふ。

一一 矢野龍溪の辯護論

二 矢野龍溪の辯護論

矢野龍溪は豊後佐伯藩の出身、嘉永三年の生れだから、羯南に比すると七歳の兄であり、條約改正論の闘争を始めた明治廿二年は數へ年の四十歳に該當する譯である。彼は慶應義塾に學んで福澤諭吉の門に入り、福澤の推薦によつて大隈の幕下となつた。明治十一年大藏省少書記官、十三年太政官權大書記官、十四年統計院幹事兼太政官書記官に昇進したが、同年の政變によつて、大隈と共に官を退き、郵便報知新聞を買収してその社長となつた。勿論その以前即ち十一年の就官前にも報知新聞に關係してゐたが、しかし社内の全權を握つてその經營に任ずるに至つたのは

この時からである。

當時彼は、一面には大隈を奉じて改進黨を創立し實際政黨運動に關係するとともに、他面には郵便報知によつて旺んに政論を發表したのであるが、それとともに亦、一種の啓蒙的讀物として政治小説にも筆を染めた。「經國美談」が即ちその第一作である。この小説はギリシヤ古代の事蹟によつて構想し、當時非常の人氣を博した。何しろその印税によつて、彼が洋行を企てたといふのであるから、その賣行の程も推想される譯である。「經國美談」の出版は明治十六年、洋行は十七年の四月であつた。それから十九年九月の歸朝まで二年餘に亙る日子は主として英國で費されたのであるが、その間つぶさに歐洲の政治と新聞事業の視察を行つた。そして、歸朝第一の事業として、郵便報知の大改革を斷行したのである。

それは政治新聞を變革して文化新聞としたことである。そして定價の大低下を行つて、新聞を一般的家庭に入れることを企圖したのである。一時夕刊も發行したが、それは永續しなかつた。兎も角、かやうな新しい試みをやるとともに、人的資材の方面にも注意し、後年報知の盛運を築きあげた三木善八を拔擢して營業方面を擔當せしめた。

二十一年の大隈入閣は、彼の獻策による點が少くないと傳へられてゐる。大隈幕下の多數はこ

の入閣に賛成しなかつた。しかし矢野は大隈の帷幄に參ずるとともに伊藤博文とも親善であつたのである。そして平生伊藤大隈の聯携を胸に畫いてゐた。だからある種の條件を附して入閣し、閣内から彼等の企圖する政治の促進を行つがよとの意見をもつて、それを大隈に進言したので。大隈が、伊藤及び黒田清隆と相會して入閣を協議した際、一種の條件を列記した覺書を提出したが、それは矢野の案であつたといはれてゐる。

兎も角、斯様にして政治方面では、大隈を入閣せしめた。新聞の方面では、報知の社内改革を行つて、その事業と社運が漸く確立する緒についた。その矢先において、突如、矢野は政界退隱と新聞からの引退を申出たのであるから、彼を知る程の人々があつと驚いたのも無理がない。種々引留め策が講じられたが、彼はそれを謝絶して郷里佐伯に歸つたのは、廿一年の十一月であつた。それから四ヶ月の間郷里に悠々してゐたといふから、彼が歸京したのは廿二年の春であらねばならない。彼が歸京して見ると、まづ報知新聞が、彼の考へてゐたやうに順調には行つてゐない。再びむかしの状態に引戻されさうな形勢にある。そして是非彼の社長を繼續してくれとの嘆願である。さすがに彼もこれを無碍に退ける譯に行かない。其處で一年といふ期限を附して社長を繼續することになり、ひたすらその經營に心をそゝいだ。第二の政治小説「浮城物語」が、

その頃報知の紙面に現はれたやうに「龍溪矢野文雄君傳」が傳へてゐるが、しかしそれは廿三年一月十六日から三月十九日まで（柳田泉「矢野龍溪浮城物語について」）だといふから、おそらく讀者維持策としてその頃から執筆を考案してでもゐたのであらうか。

かやうな次第で、明治二十二年の矢野龍溪は、政治の實際からは全く隔離してゐた。報知の關係を繼續するに際しても、

しかし政界引退の初志に従ひ政界に對しては全然何等の交渉をも持たず、従つて改進黨への應援、駆引等、凡そ政黨運動に類する一切の言動を避け、たゞ單なる一文筆の士として、且つ新聞經營者としての職責を盡すだけのことならば引受けやうとの返事を與へたのであつた。これに對して大隈侯も異存がなく、社友一同も即座に承諾したので、こゝで再び先生（矢野）が社長として「報知」を主宰することとなつた（「龍溪矢野文雄君傳」）

のである。だから條約改正にしても、その真相は矢野にあまりよくわかつてゐなかつたのだといふてゐる。

しかし矢野にして見れば、大隈の窮境を、その儘見て居る譯には行かなかつた。それは單に大隈に對する從來の情誼といふ點からばかりではない。實をいへば、大隈をこの窮地に追ひ込んだ

そも／＼の基を作つたのは矢野であるといへぬこともない。即ち大隈の入閣を最も強く支持して、それを促進したのは矢野であつたともいへるからである。その點からおそらく彼は、最も強い責任感をもつに至つたのであらう。そしてあくまで大隈のために善戰敢闘しようと決心したものであらう。

一片の義氣抑ふるに由なく、矢野先生は遂に起つて味方防禦の戰陣を布いたが、しかし政界引退を聲明して以來は殆ど政治方面との交渉を絶ち、政論さへも努めてこれを避けたので、たとひうす／＼大隈侯の條約改正がほど順調に進捗してゐる位の話も聞いてゐても、その案の具體的内容などは全然關知しなかつたのである。然るに今卒然これを庇護しなければならぬ立場に立つたのである。よし改正案そのものに多少の缺陷があるにせよ、豫めこれを研究してゐたならば、攻撃を防ぐにも自ら途があるわけであるが、何等の豫備智識もなく突如辯駁を一手に引受けなければならなかつたのであるから、先生の迷惑苦衷察すべきであつた。しかも問題となつた改正案そのものも、實は十分完全なものとはいへなかつた。先生をして若しも初めからこれに參劃せしめたならば、なほ多少何とかしやうがあつたらうと思はれた（「龍溪矢野文雄君傳」）

これが大體矢野の立場であつた。しかし矢野は全くよく闘つたのである。彼は新聞において闘ふたのみならず、演說會に、請願運動に、あらゆる方面において、攻撃軍に對抗して一步も譲らず防禦の陣を張ることに怠らなかつた。

さて然らば 矢野は如何なる論據によつて、この條約改正を辯護したのであるか、「大隈侯八十五年史」は左のやうにその要約を掲げてゐる。

「報知」によると、

(一) 數名の外人法官を雇入るゝのは一國の體面を損じ、これが爲め他の干渉を蒙るとの非難は當らない。エジプトの如き立會裁判は全く別として、任免懲戒の權全くわが手にあるから格別國家の體面を損することなく、また干渉を蒙るべき心配はない。殊に歸化外人を用ゐ、且十二年後にはそれを廢するのだ。

(二) 内地を開放するのは危険だといふ非難も不當だ。列國の交際は彼等均等ではなくてはならぬ。ヨーロッパ諸國が己にわが國人に許すに内地開放を以てしてゐる以上、ひとりそれを杜塞するやうな不均等のこととは出來ない。

(三) 外人に土地を買占めらるゝ恐れがあるから、土地の所有を禁止すべき事を主張するの

亦不當だ。外人の爲に鐵道、公債、郵船その他の株式を買占められて商工界を占領せらるゝに至つたら、たとひ單に土地のみを所有してゐても其甲斐がない譯だ。故に外人の占領を恐るゝならば諸事業一切これを禁止しなくてはならぬ。それでは初めから條約改正を見合はずより外に法がない。ましてわが國の土地は他の事業にくらべると利益の少いものであり、世界中、日本の土地よりも利益の多い地面が、日本に幾百倍する程の廣い面積を持つのがまだある。外人が日本の土地のみ買ひ占めやうとして群り來る恐はない。

(四) 外人法官を用ゐるのは憲法第十九條に違反するとの非難も不當だ。憲法第十九條は日本臣民の分限を規定したもので、特別の規定を以て外人任用を禁ずる意味は含まれてゐない。

(五) 彼に向て内地開放を許すならば、一時に治外法權を撤去して、法權、稅權一切を一時に回復す可しとの註文は無理である。現行條約では彼に七分の利、我に三分の利を有するに過ぎぬ。それを今急に双方五分とすることは、彼の同意を得る所以でない、行ひ難きことよりも行ひ得べき方法によるのが正當だ。

(六) 新條約は法權、稅權の八九分を回復し得るが、尙一二分の不完全なところがある。それについて内地の全開放を見合せて半開放、半回復とを交換すべしとの説はいふべくして行ひ

難し。

(七) 新條約は少しも舊態を改めないで、これを十二年間据置くのはいけない。又わが改正の法律を豫め諸國に通知して承諾を得るのも宜くないといふ説も不當だ。新條約では關稅を三倍に増し、且エキサイス類の稅は隨意賦課の權をわが手に收め、十二年後に自主權を完うするのである。次に法律を諸國に通知しその承諾を得るなどの事は新條約にはない。

要するに新條約によると、

(第一) 僅々五箇年後には治外法權を全廢し得る。

(第二) 條約締結と同時に關稅を三倍以上に増し、且酒、煙草稅の類は隨意賦課の權を恢復し、

十二年後には諸目一切賦課の自由を得る。

(第三) 十二年後には數名の外人法官を解雇して日本法官のみとなる。

(第四) 十二年内に稅權、法權の八九分を恢復し十二年後に完全のものとする事が出来る。

世人が若しわが國勢を以て今日行はれ得べき最大のものを行つて、一日も速に彼の實害、國辱の大なる治外法權を撤去せんと望むならば、この新條約の如く、わが國にとつて利益の大なるものがないことがわからうと述べた。

この要約によつても明瞭であるやうに、矢野の辯護論は、要するに實際の國力より打算してこれ以上の改正は何人が局に當つても出来るものではない。完全なる對等條約論をふりかざして、實際實現し得ない空想論に耽るよりも、現實に實現し得る最もよい案によつて改正することが利益ではないかといふ實利主義であつて、いはゆる花より團子の實益論であつたのである。

三 羯南の名分論

「日本」の論調、即ち羯南の立脚點は、これに對してあくまで名分論であつた。彼は七月十六日より二十八日に互つて「報知新聞の條約改正論」と題して、一々矢野の所論を駁した。

吾輩は報知新聞の「條約改正問答」を讀みて大に益を受けたるものあり。然れども亦大に疑ひを存するものなきにあらず。故に我輩は報知記者に其の説明の勞を謝すると同時に又異存のある所をこゝに述べざるを得ず。而して我輩の意は必ずしも唯報知記者の論旨を吟味して其の教を請ふのみにあらず、廣く日本朝野の愛國者に向つて微衷の存する所を訴へんと欲するに在り。報知新聞は世の風説する新條約の簡條に完全の同意を表し、吾輩不同意者の論旨を攻撃するに

力を極むるものなり。吾輩其の條約改正問答に言ふ所を察するに、新條約は現條約に比して大に日本の利益及び名譽を増すものなり。前大臣の條約案（註、井上案）に比しては非常に優等なるものなり。今日に在りて出來得る丈の最良のものなりといふに歸するが如し。而して廿年來日本の憂國者が常に熱望して己まざる所の條約改正又は國權回復なるものは果して如何なる事柄を指すものなる歟。日本の輿論が久しく唱道する所の條約改正なる語は如何なる改正を指すものなる歟。報知記者は此點に付て殆んど未だ知らざるものゝ如く、恰も二三年來始めて日本に移住せる外國人の如く、唯現條約に對比し、前大臣の條約案に對比し、以て頻りに新案の優等を誇稱するものは抑も何ぞや。治外法權及び關稅制限の撤去は是れ日本に於て輿論の唱道する條約改正なり。日本の憂國者が熱望する所の國權回復なり。思ふに今日口を極めて新條約案を頌贊する所の報知記者も亦當時に在りては必ず此の望みを條約改正に屬したるならん。試みに十年前の諸新聞を展覽せよ。特に當時の報知新聞を展覽せよ。其の唱道したる所の條約改正とは、果して今日報知記者の熱心に頌贊する新條約案の如き改正を意味したる歟。十二年間外人を日本法官に任用することを約し、五年以内に泰西の法理に基ける日本法典を編成することを約し、依りて以て五年の後僅かに治外法權を廢撤するの承諾を彼より受くるが如

きは是れ豈に二十年來輿論の所謂條約改正ならんや。内地を外人に開放して剩さへ一切の財産權を彼に許可し、而して得る所のものは只從來制限の儘なる海關稅率に一分三分を増加し得るの權利に過ぎざるのみ。是れ豈に二十年來輿論の所謂條約改正ならんや。報知記者と雖も一念此に至らば恐らくは必ず今昔の嘆に堪へざるものあるべし。

斯くの如く總論的にまづ「報知」の態度を批判した後、各項目について報知の論據を一一検討追窮し、最後に報知の掲げた得失比較表を引用してその妄斷を責め、羯南自身の得失比較表を作つて、新條約排斥の意思を明瞭にした。

終りに臨み吾輩は彼報知記者の得失比較表を吟味し、其の甚だしき妄説たるを證明すべし。報知記者は其の身を日本に置き乍ら其の心をば外國に置き、頻りに外國の讓與甚だ多きを示さんことを勉めたり。然れども吾輩は日本臣民たるの資格を以てするも敢て外國に過當の讓與を要望するものにあらず。此際唯日本の讓與と相當せんことを欲するに過ぎざるのみ。報知記者はいふ、左迄大なる利益を外國が如何にして故なく日本に讓與すべきやと。而して又曰ふ、新條約にては日本には十分の益ありて外國には左迄の益あることなしと。前言後言少しく矛盾ありて吾輩に解し難きものありと雖も、要するに「新條約に由りて日本に得る所のもの實に莫大な

るを知るに足らん」といふの一言は終局の説なるが如し。今其の比較表を左に掲げん。

日本の所得

外國の所得

- (一) 外國にて雜居、旅行、財産所有の事
- (二) 治外法權を五年後に全廢する事
- (三) 七名の西人法官を十二年後に解雇する事
- (四) 關稅を三倍以上に増加し且酒煙草稅の類隨意賦課の權を回復し、其上十二年後に一切課稅の權を握る事。

(一) 外國にて雜居、旅行、財産所有の事

- (一) 日本にて雜居、旅行、財産所有の事
- (二) 日本にて雜居、旅行、財産所有の事
- (三) 七名の西人法官を十二年間雇入しむる事
- (四) 三割の増稅を十二年間据置く事

(備考) 報知記者は七名の西人法官となしたるも後に自ら四名と正誤せり、又記者は關稅三割としたるも吾輩の聞く所にては從價從量とも、最高は二割、最低は五分にして平均一割一分餘に當るといへり。

右の比較表は頗る杜撰のものなり。……今吾輩は報知記者の方式に倣つて比較表を製すること左の如し。

日本の取得

外國の取得

- (一) 五年後治外法權の撤去
- (二) 關稅を平均一割二分に増加し且つ酒煙草の類隨意課稅の事
- (三) 歐米人四名を日本の大審院評定官に任用せしめ、外國人被告たる場合に日本法官より多數の合議裁判を行ふ事
- (四) 五年以内に外國人の安心し得べき民法、商法等を法典に編纂發布實施せしむる事
- (五) 日本内地到處に雜居、旅行、動産所有の權利を有する事

(備考) 法典編纂の事は報知記者毫も之を明言せずして、只前條約案の如く通知又は承諾を受く等の事なきを喋々せり。吾輩の聞く所にては勿論記者の辯護の如く通知等の事なしと雖も、

五年以内に編纂發布実施するといふ約束はあるが如し。即ち新制法典の實施と治外法權撤去とは相關連するものにして是非とも同時ならざるべからずといふ。

羯南は斯くの如くまづ條約改正の全般に互つて報知新聞の所説を駁したのであるが、更らにこの「報知新聞の條約改正論」に引續いて、「治外法權と内治干渉」「内治干渉論」「内治干渉論の補遺解惑」「外人任用を論じて報知新聞記者に決答を望む」等の雄篇を續々紙上に掲載した。これ等の論文は何れも數日もしくは十數日に互る長篇で、外人法官の任命、法典編纂に關する諸種の條件は要するに一種の内治干渉であるといふ根據から、新條約案の締結に反對し、すでに明治五年において現行條約は改訂の期限に達してゐるのであるから、止むを得ざれば無効の通告を發して無條約状態に入るとも、國威を損するやうな改正は斷じて行ふべきでないといふ論した。

日本は東洋の師表たるべき任務あり。故に内地干渉を受けて自ら獨立主權の作用を拘束せらるゝは外政の目的に反するものなり。條約改正は日本の品位始めて定まるの時なり。故に現條約に比して區々の利害を較し内治干渉を受けて自ら卑劣するは一國の榮辱を忘却するものなり。日本は正に内治上の信用を固くするにあり。故に外國に向つて憲政の有效を主張せず、其の意を迎へて内治干渉を受け以て自ら其の信用を薄くするは今日の日本に適せざるの計なり。國民

は實に其の既失の權利を回復することを勉むべきのみならず、又其の既得の權利を輕んずべからず。故に外交の行掛りに拘泥して條約無効の今日に尙ほ徒らに外國の權利を過重し、以て内治干渉を正當視するは是れ自國の權利を輕視するものにあらずや。世界各國の大勢は日本を促して獨立の國たらしめんとす。故に此の機に乗じて完全の回復を謀らず、尙ほ外國の威風を望みて進取に躊躇し、萎縮して、而して内治干渉を甘受せんとするは是れ豈に世界の大勢に逆ふものにあらずや。(「内治干渉論」)

斯様に羯南の立場は名分尊重論であり、國家の面目維持を最上とする根據の上に在つたのである。だから最初から報知新聞の實利論、最善を得ざれば第二善第三善をとる打算論とは自らその立脚点を異にしたのである。そして兩者の間には幾度びも、應答が繰り返された。現に「外人任用を論じて報知新聞の決答を望む」の如きも、外國人任用に關する歐米の實例について、報知の所説を悉く駁撃したものであり、

一、世界何れの國にても立憲政體の國に於ては外國人を裁判官、特に高等裁判官に任用するの例ある歟。

一、立憲政體の國に於ては其の名義の何たる問はず、條件なく外國人に裁判權を委任するの例

ある歟。

一、若し其の例あらば、記者幸に吾輩に教ふるの勞を執れ、若し其の例なきときは記者の外人任用論に引擧せる類例は毫もその論據なきものなり如何。

と詰問してその決答を迫つたものであつた。

この詰問があつたに拘らず、報知新聞はこれに應酬するところがなかつたらしい。それで羯南は「報知記者の決答を促す」と題して、

爾來旬日を経て未だ何の賢答をも垂るゝあらず、思ふに記者其の幕僚に調査を命じ、假すに時日を以てするの致す所なる歟。若くは吾輩の愚論を取るに足らずとして之を抛棄して顧みざるの故なる歟。

と問ひ、

然れども人各々其の所爲に自由あり。我輩に決答を與ふるも又與へざるも皆記者の自由なり。

吾輩固より強ひて之を請ふの權利を有せず、又強ひて之を望むの要用なし。記者若し決答を與へざれば、吾輩は敢て不遜を顧みず記者は辭窮し、理屈して答ふる能はざる者なりと斷定せんのみ。

と論斷してゐる。

しかし羯南と龍溪との論戰はすでにその時は終局すべき時期に迫つてゐた。それは羯南がこの最後の論文において龍溪の決答を促す趣旨を筆にしつゝあつた日は、まさに大隈外相受難の日であつたからである。それは明治廿二年十月十八日——「大隈侯八十五年史」はその時の光景を斯う描寫してゐる。

閣議が終ると、君（大隈）は午後四時五分頃、首相官邸を出て、馬車で官邸——霞ヶ關の外務省構内——へ歸つて來た。折柄西に傾きかけた秋の夕日は薄赤く外務省の海鼠塀を照して四邊は物靜かであつた。君は例の如く、右脚を左脚の上に重ねて悠然車上に坐して護衛の警部に守られてゐた。君の馬車が外務省の門を過ぎらうとする頃、外務省とロシア大使館の中間の坂——今交番のある邊——からフロックコートを着た三十歳位の男が、ハンカチーフに包んだものを提げて足早にづか／＼此方へ來た。そして馬車から八九間離れたところ迄來ると急に馳せ出して馬車に近付かうとした。その際君の馬車は將に門内へ入らうとしてゐた。馭者は彼の洋装の男を怪しんで急に馬に一鞭をあて、半圓を描いて馬首を立て直し、門前の下水橋にさしかゝつた。その刹那、洋装の男は馬車から八九尺離れたところへ來て何氣なく、ハンカチーフに包んだ

ものを素早く電光のやうに馬車の眞上に投げ付けた。それが君の頭上を過ぎて、右側の車輪泥除けに當ると、忽ち大烟火を打揚げたやうな大爆音が起つて地上が震動した。同時に馬車の一部分はひどく破壊されてその碎片は右側の門柱の邊で木葉微塵に四散した。が、絹帽をかぶつてゐた君は矢張悠然として微動だにしなかつた。唯一聲「馬鹿ッ」と洋装の男に向つて大喝して馬車と共に門内深く消えた。このとき爆音を聞きつけた護衛の警部は直ぐ馬車から飛び下りて、かの洋装の男を追つた。洋装の男は逸早く懐中から白鞘の短刀を取出して、ぐさと咽喉に突き立てた。と見る間に血が颯と迸つて彼は地上に倒れた。

洋装の男は玄洋社の壯士來島恒喜、大隈はこのために隻脚を失うを、そして彼の企てた條約改正はまた／＼中止となつたのである。

四 「日本俱樂部」の反對運動

「日本」はその創刊の日において起つた不幸に對して、即ち森文部大臣の遭難に對して、少からぬ關心をもたねばならぬ事情にあつたことは前に述べた。それから一年ならぬうちに政治上に

またこの不祥事に遭遇した。おそらく羯南およびその他の人々も、衷心無限の痛恨を感じたであらうことは、容易に想像し得るところである。「大隈侯八十五年史」は、

言論上で極力、君（大隈）を攻撃して止まなかつた「日本」さへも「伯の不幸を悲むと同時に國家の爲この問題の實行を遷延するに至らんことを心痛する」といつた。と説いてゐる。

しかしこの條約改正に反對する運動は、單に言論の上において行はれたのみではなかつた。言論以外にも政黨方面、宮中側近の方面にも有力なる反對があり、政府部内においてさへ、後には非常な反對が現はるゝに至つたのである。當時の政黨は大同團結派が極めて有力であつた。明治二十年、井上の條約改正が蹉跎する形勢を示すに至ると、それまで離伏してゐた後藤象二郎が猛然として起ち、國民の大同團結を叫んで全國に遊説したのである。彼はこの際政黨的區別の如きは一切これをかなぐりすて、大同して國難に對處すべきことを提唱した。そして舊自由黨の大部分、國權黨、改進黨の一部がこれに加はつた。二十年十二月の保安條例も、實をいへば後藤のこの運動に對する政府の防禦陣であつて、現に後藤の門に出入するものは誰彼の容赦なくみな追放したといふ事實が、これを證據立てゝゐる。しかしその後藤が、二十二年三月、突如黒田内閣に

入閣したので、團結の陣營に動搖が起り、大同協和會、大同俱樂部の二派に別れたが、ともにいづれも大隈の條約改正には反對した。それは自由、改進黨といふ傳統的な兩黨の對立感情が消えてゐぬばかりでなく、大同團結結成の際において、改進黨の主力がこれに反對して参加しなかつたといふ生々しい對立感情が、一層兩者の溝渠を深くしたといふ事情があつた。其處へ、改進黨の事實上の首領である大隈の條約改正が、もしも成功したならば、國內における舊自由系の立場がなくなるといふ打算も加はつて、言論の反對が起ると共に、實際の政治的對立運動を開始したのである。宮中側近の反對は井上案當時からの反對の連続であるが、たゞ政府部内、特に樞府議長であつた伊藤と農商務大臣であつた井上の態度は聊か説明を要するものがある。最初伊藤、井上は大隈をしてこの事業を完成せしむる意思をもつて外相に推薦したのであつた。しかし時局の展開に従ひ、大勢が漸く大隈に不利であるに至り、特に大隈一派の新聞が、大隈案を井上案に比較し兩者の間に遙かな懸隔があるかのやうに辯護するに至りて、井上がまづ少からず感情を害した。そして伊藤も結局、それに引摺られた。遞相後藤象二郎の反對は、大同團結派との關係から見て當然のことであり、地方制度視察のため洋行中であつた山縣有朋の歸朝は恰もこの問題が最後の段階に到達した際であつたので、反對派は彼を押し立て、頑強なる大隈に對抗しようと策謀した。

「杉浦重剛先生」のうちに杉浦の談として左のやうな記述がある。

この頃小村氏（壽太郎侯）は外務省に勤務して居られたのであるが、常々我々と氣脈を通じて居られたので、運動を援助してくれた。その際小村氏の言葉に、今度は内閣が連判帳を造つてゐるからなか／＼容易ではないよ。しかし山縣伯は外遊中で之に加入して居らんから、之を説き付けるのが肝要である云々。そこで余は品川子（彌次郎）に説き、品川子から山縣伯に説いて貰ふことに奔走したことであつた。兎も角も政治運動として、余はこれほど猛烈なことをしたことはないよ。

四 「日本俱樂部」の反對運動

宮中の側近を引くるめての政府部内の反對、それに政黨方面の反對の外に、更らに有力な反對は、いはゆる國粹派の反對である。それは「日本」を中心とした一派で、上に述べた政治的意味、政治的感情を多分に含んでゐる反對とは全く色彩を異にして、純理の上からの反對論者であつた。そして彼等は一面的には言論を通して一般的、大衆的對立を指導するとともに、一面には谷、三浦、鳥尾等の舊將軍、杉浦その他の人々が、宮中側近の元田永孚、佐々木高行、副島種臣等の一派と通謀し、伊藤博文、井上毅等の政府部内の樞要部に對しても鞭撻建言して、その意見貫通に躍起運動を行うたのである。それは上に引用した杉浦の談話を見ても略々推測することが出来

る。彼等はこの時「日本俱樂部」といふものを組織して、運動の中心機構とした。當時「日本」の編輯に任じてゐた古島一念はその頃の状況を談つて、
 何しろその頃の日本新聞社は物騒な連中の梁山伯であつたのだ。谷、三浦、杉浦などは勿論、頭山も来る。柴四朗も来る。その他ソウいふ連中が、肩肘怒らして編輯局内に入り込んで来る。そして頻りに慷慨談をやる。こちらもその頃はまだ若い、血の氣の多い時であるから、その話を聞くとは仕事など手につかない。これでは駄目だといふので、陸（羯南）に談判してこの連中を編輯局から追放して貰うた。そして新聞社内の方へ行つて貰うことにした。それが「日本俱樂部」の創まりさ。その後西五軒町に引越したのだよ

というてゐる。この西五軒町に日本俱樂部を設けるについては、谷、浅野（長動侯）三浦の三人が出資したものださうで、「子爵谷千城傳」には、谷子が五千圓出資したというてゐる。他の二人も大體同様のことをしたのであらう。「杉浦重剛先生」には、杉浦が初めて頭山滿に面會したのはこの日本俱樂部に於てであつたというてゐる。

羯南等の一派は斯様にして、日本俱樂部を組織して條約改正反對の政治的運動もしたのであるが、しかし羯南の本領があくまで言論上の闘であつたことはいふまでもなく、そのためには「郵

便報知」の矢野龍溪と一騎討ちの華々しい闘争を演じたことは前に述べた通りだ。當時「日本」の發行部數は一萬内外に過ぎなかつたらうが、しかしあれだけ天下を動かしたところを見ると、あの頃の「日本」が如何によく有識階級に讀まれたか、容易に想像されるとはこれも古島一念の追想談だ。

元來わが國の新聞史は、最初の間は全く政論の對戦によつて充たされてゐたというてもよい。福地時代のいはゆる急進漸進の對陣から主權論の論争、それから自由改進黨の抗争等々、みなそれでないものがないが、しかしこの條約改正を繞つての羯南對龍溪の對陣の如きは、おそらくその最も精彩ある一頁を爲すものであるというてもよからうと思ふ。

五 知泉と蘇峰の態度

その頃、知泉（朝比奈）と蘇峰がどんな態度をとつてゐたらうか。

知泉の「東京新報」を創刊したのは明治廿一年十二月一日、即ち羯南が東京電報に行き詰まつて「日本」創刊の協議をして居たところである。

東京新報社はその初め京橋區三十間堀の借家に置いた。活版も印刷機械もなく、築地活版所に頼んで、活字も、印刷もして貰うた。約半年ばかりして、山下町に一軒の家屋を買入れ（今のジャパン・アドヴァータイザの所在）印刷器械も備へたが、その頃は何れの新聞社にも輪轉機はなかつた。西洋にも多分まだ出来なかつたらう（「老記者の思ひ出」）

といふ始末で、その時彼は「生年廿七歳で、而も學籍は尙大學にある青二歳」であつた。だから二十二年の條約改正問題がやかましくなつた頃は二十八歳の新聞主筆であつた譯だ。

「東京新報」は最初、大隈の態度にある種の賛意を表してゐたのである。大隈の強硬な態度、條約勵行によつて現條約の不利を外人に徹底せしめようとする態度、交渉に個別談判の方法をとる點等々に對しては、むしろ大隈の態度に賛意を表してゐたのである。しかし外人法官任命のことが明瞭になるに至つて、俄然としてその態度を一變した。元來法理論を最も得意と信じてゐた知泉は、その得意の法理論によつて頻りに新條約案の不當を論じ立てた。

山縣伯の不在中に起つたのは條約改正談判中止の問題だ。是れは大隈外相が大審院に外國判事若干名を置いて領事裁判廢止に代へようとして、その新條約が出来掛かつたからの事だ。第一國論は沸騰する。政府部内でも樞密院、元老院に激烈な反對が起つた。予は敢て物論に雷同し

た譯ではないが憲法を公布して間もなく、而もその附屬法たる裁判所構成法に於て判檢事の資格を丁年以上たる帝國臣民に限定したるに、その未だ施行せざる前に改定を行ふの不都合なるは言ふ迄もない。予も亦猛然反對を唱ふる一人たらざるを得なかつた。之が爲めには、二三度發行停止も喰た。（「老記者の思ひ出」）

知泉は斯様にして條約改正反對陣營の一人となつたのである。だから反對團體の聯合會には、東京新報社からも一名の委員を出して協議に参加するといふ状態であつた。

羯南、知泉等の斯やうな態度に反して、蘇峰はその時、むしろ條約改正に賛成した。彼は斯う説明してゐる。

當時予の立場は平民的急進主義ともいふべきものにて、鹿鳴館の舞踏とか、徒らに外國の文明を粉飾するとか、特に外國物質文明を崇拜するとかいふ事は大嫌ひであつた。而して外交の要は必ずしも外人の服を着、外人の食を喰ひ、外人の如く踊り、外人の如く考へ、身も魂も外國化するに非れば、その目的を達する能はずとは考へず。されば「國民之友」初號には、貴族的文化主義に批評を加へ、西園寺公の如きは此れを讀んで「貴君の書いたものは、何やら社會主義の要素が含まれてゐる様だ」などといはれたことを記憶してゐる。またその第二號には「外

交の憂ひは外に非ずして内に在り」といふ題目にて、内を忘れて外にのみ奔る外交政策を攻撃した。これについては豫ねて予の目からは保守的の官僚派にして所謂刀筆の吏の毛の生えたものに過ぎずと見做したる井上毅君などからも、至極同感であるとの賛成を得た。併し當時予の最も恐るゝところは、歐化主義者よりもその反對に立つ反動者であつた。

されば予の同情は何れかといへば、内地雜居反對などといひ、昔の攘夷論者の如き口吻を繰返へず者よりも、寧ろかへつて井上、陸奥その他の歐化主義者にあつたことは論を俟たぬ（蘇峰自傳）

これが蘇峰の大體の態度であつた。だから大隈の條約改正が問題になつた時も、この態度を繼續して反對論を冷眼視した。

當時自由黨は勿論、苟くも大同團結の流を汲む者、若しくは保守黨、國權黨の面々は、孰れも條約改正反對にて、中止の請願、もしくは建白書などを出す者が相接した。予は此際この勢を防止せねば、保守的反動が何處迄出て來るかも知れずといふ考にて、從來大同團結に反對したる行掛り上、大隈侯の條約改正を理想的とは思はぬが、寧ろ最善を得されば次善を得よとの立場から、これを成就せしめた方が得策であるといふ見地にて、多數の世論に反對した。

〔蘇峰自傳〕

かくて彼は「經濟雜誌の田口卯吉君、報知新聞の矢野文雄君と互に呼應して論陣を張つた」が、「併しこの戦争は予にとつては負け戦であつた」と語つてゐる。

蘇峰のこの態度に對して、大隈の周圍が非常に好意をもつてゐたことはいふまでもないところであらう。「大隈侯八十五年史」には、當時の形勢を述ぶるに當つて彼の所論をところ／＼に引用してゐる。

當時「國民之友」は比較的公正な立場に居たが、大同派及びその首領後藤が不合理に近い攻撃を君（大隈）に加へたのを陋として、その誌上で「條約改正の問題の如きに至りては、吾人はこの國家の問題を擧げて黨派問題となしたる事甚だ不得策なるを嘆ぜざるを得ない。大同團結の諸氏はその事の不可なる爲に反對するのか、又その常に相關ふ改進黨の首領大隈伯の手に出た爲に反對するのか、彼等は之を以て誠實に國家の不利と考へるのか、吾人は今日に於て之を明言することが出來ない。けれども之を以て改進黨を攻撃するの利器とするが如きことあらば、吾人は甚だその黨派競争の道德に缺くる所あるを知る」といつた。それは確かに大同派の弊を穿つて居た。

というてゐるのがその一例であり、更らに、

當時「國民之友」は閣員の行動に論及して「條約改正の責任は獨り大隈伯に向つてのみ歸すべきではない。若し之を大隈伯ひとりに歸せんとするなら、それは我が政府に望むに國家の大問題に關して聯帶の責任を負はないで、單獨の責任を負はしめんとするものだ。これ豈責任内閣を組織する所以の道であらうか。正しく藩閥政府を利導して責任内閣たらしめんと欲するならば、宜しく條約改正の責任を政府全體に向つて負はしめなければならぬ」といふ意を切言した。そして更に論歩を進めて、「條約改正が完全であるとしたら、政府全體に向て感謝すべきだ。また條約改正が不完全なら、政府全體に向つてこれが不平を訴へ、それに攻撃を加へなければならぬ。そしてその責を受けて辭職する者は大隈伯のみならず、内閣の人々を擧げて、後藤伯すらもその責任を荷うて辭職せねばならぬ」と叫んだ。

と敍説してゐる。これ等の敍説によつて容易に推測し得るやうに、蘇峰は條約改正案そのものゝ支持よりも、條約改正案反對者、特に大同團結とその首領たる後藤象二郎の一派を攻撃することによりて、間接に大隈案を支持するといふ結果を生じたものであるやうだ。其處に條約案そのものを問題とした矢野龍溪、もしくは菊南等の態度とは自ら相異するものがあることを發見する。

第六 「國民新聞」の誕生

一 「國民」創刊の前後

條約改正の騒ぎも大隈の負傷によつて一段落となり、黒田内閣は直ちに辭職した。そして一時内大臣三條實美が内閣總理大臣を兼攝したが、やがて二十二年も暮に迫つた頃、山縣内閣が成立した。條約改正反對を目標にして組織された羯南等の日本俱樂部は、十一月三日を以て解散し、世はあけて翌二十三年の國會開設に對する準備にいそがしかつた。

その頃蘇峰は日刊新聞の創刊に嚮心してゐた。蘇峰自身のいふところによると、それは必ずしもその頃に初まつた譯ではない。現に條約改正騒ぎの眞最中においても、新聞創刊の目的を以て東奔西走してゐたといふのである。

一 「國民」創刊の前後

新聞を發行する事は、予が新聞記者とならんと志を立てたると同時に思付きたる事ではない。順序からいへば、當初はたゞ新聞記者とならんとするが、唯一の目的であつたが、完全に新聞記者の機能を働かしむるには、自分が新聞紙そのものに對する自由の手腕を振ふ事が必要であり、斯くするには自らその新聞の持主、若くは重なる持主たるべき必要のあることを認められたか

ら、予は何れの新聞社に入社する事も見合はせ、何時かは思ふ通りの新聞を發行して見たいと考へてゐた。

而してその考は「國民之友」が殆ど豫想外の成功をなしたから、猶更ら一層の自信力を持つて來た。併し今日は勿論であるが、明治二十二年度の當時に於ても、一つの新聞を作る事はなかく容易でなかつた。

當時東京には所謂る五大新聞なるものあり。即ち「日々」「報知」「毎日」「朝野」「時事」であつた。其他には幾多の小新聞なるものがあつた。而して其中間にも若干の新聞はあつたが、若し強ひて領地を開拓すべきものなりとしたならば、それは大新聞に非らず、小新聞に非らず、その兩新聞の境目に、若干新たな力を試むべき餘地があつた。

即ち予は此の方面に向つて鉄を打込さんと考へた。抑々何時頃から日刊新聞發行を具體的に計畫み出した乎、今ははつきり記憶しないが、尠くとも明治二十二年の初には、即ち憲法發布の前後には、既にそろ／＼其事に取掛つたらしく思はるゝ。それには第一、人である。予は豫め新聞の同人たるべき人物を夫々物色し、單に物色したるのみならず平たき言葉を以つていへば、その人々へ手付を打つて置いた。そのみならず、豫めその準備として、その人々を夫々實地

に就いて、練習せしめて置いた。……予は如何に遅くとも、明治廿三年帝國議會開設の年には、是非とも吾が新聞を以つて、意見を發表して見たいと考へた。〔蘇峰自傳〕

それで先立つものは資金である。「當時民友社に幾何の資金があつたか知らぬが、何れにもしろ明治二十年から二十二年迄の間には、若干の儲があつたに相違はない。」〔蘇峰自傳〕その金でまづ日吉町の社屋——それは共存同業演説館というて、明治の初年、洋行歸りの新知識が共存同業といふ團體を作つて、その演説會館に充てたものが、その後本願寺大谷派の説教所となり、更に飯島某といふ盲目の高利貸の所有となつてゐたものを五千圓前後で買入れた。それが大正十五年四月まで國民新聞社として續いたものである。

しかし社屋ばかりで新聞は出來ない。その他に要する資金については、種々の苦心をしたらしい。兎も角しかしその資金をどうにかして、印刷は秀英舎に頼んで、「國民新聞」第一號が發行されたのは明治廿三年二月一日であつた。

その間、彼がいろ／＼の點で力にしてゐた新島襄が、その年の一月二十三日永眠する等のこともあり、蘇峰の身邊は非常に多忙を極めたやうであるが、新聞の發行は豫定通り進んだ。

この年一月三日附發行の「國民之友」にはすでに國民新聞發行の豫告が出てゐる。

明治二十三年は新日本の社會が急轉直下の秋にして、吾人國民たる者が、最も醒眼警心を要するの期なりと信ず。故に吾人は同志相謀り、從來發刊し來れる雜誌「國民之友」の外、更に「國民之友」と同主義、同目的を有する「國民新聞」なるものを發刊せんとす。斯の新聞たるや、敢て高尚に失せず、卑近に流れず、最近の出來事を網羅し、之を掲載し、之を論評し、文學、技藝、美術、教育、農工商等の事に關しては、夫れ々々専門家諸氏の寄稿を乞ひ、地方通信、海外通信等を敏速頻繁ならしめ、常に日本國民生活の實況を紙上に描き出し、特に社會の下層に隱伏したる事情を露呈せしめ、國民をして自他の情狀を知悉せしめ、以て國民相愛の情を存養するの地と爲す。若夫れ社會上、政治上の現象に至りては、飛耳長目、毎に其真相を看破し、而して其觀察や斬新奇警、其議論や公平無私、敢て偏僻する所なく、敢て忌憚する所なく、誠實、剴切に國民民福の要點を穿たんと欲す。之に加ふるに、最近の出來事、若くは珍聞異報に際しては、之を説明するの繪畫を挿むべし。今や是が爲に、佛國大博覽會に於てアカデミーアルチストの名譽ある位號を授與せられたる久保田米僊氏に托するに、繪畫の主任を以てし、其他和洋諸大家に其補助を托したり。故に本紙は青年も讀むべく、婦人も讀むべく、都會の人讀むべく、地方の人讀むべく、苟くも日本現時の狀況を察し、且つ之に處するの道を講

ぜんと欲する者は、何人にも讀むべし。而して其文字、直截平易にして、紙面純潔清白なれば、男女學校に於ても、殊に嚴肅なる家庭に於ても、之を購求するに於て、遲疑するを要せざらしむるべし。

とうたうてゐるところに徴し、蘇峰のこの新聞編輯について、如何なるところにねらひを付けてゐたか、容易に想像し得られる。

かくていよいよそれが二月一日に發行された。さて實際に發行された新聞を見ると、それは必ずしも蘇峰の豫期に副ふとばかりいうて居られなかつたらしい。

扱新聞が出來上つて見れば、予自身に於ても満足は出來なかつた。而して「國民之友」にて多くの望を囑したる世間も、敢て悉くとはいはぬが、その一部では確かに失望したらしかつた。何時も鱗は柳の下には居ない。「國民之友」で世間を驚かしたる予は、再び新聞で驚かすといふことは、初から期待した事では無かつた。或者は日刊雜誌であるといつた。無用の文字を羅列して何等新聞らしき種は無いつた。それもある程度迄は當つて居たかも知れない。併し公平にいへば、矢張り新機軸を出したに相違はない。世間の期待程ではなかつたとしても、必ずしも特色なき新聞では無かつた。而して當初から七千内外の講讀者を得た。當時に於ての七

千の紙数は、一萬が殆ど新聞発行の最上級であつた時代であるから、決して少いとはいへなかつた。（「蘇峰自傳」）

なるほど當初から七千の發行部数は決して少いとはいへない。福地櫻痴が日々新聞を主宰してゐる間に、最も發行部数の多かつたのは一萬二千であるといつてゐる。明治十五年福澤諭吉が時事新聞を創刊した時の發行部数は三四千臺であつたと思ふ。それに比較すれば、勿論年代も七八年後ではあるけれど、國民新聞の七千は決して少いとはいへない。

予は新聞の問題は決して政治、經濟に限るものではない。文學、宗教、美術、凡有る社會問題、凡有る人事問題、悉く新聞紙面の種として取扱ふべきものであるから、政治、經濟に偏重する必要な事を認めてゐた。また新聞は必ず讀むものと思つてゐるが、その外に又見るべきものであることを考へ、問題次第では讀むよりも寧ろ見る方が早分りとする事を知り、新聞に於て凡有る事件を繪畫にて説明するの必要を認めた。風景とか、人物とか、肖像とかは勿論、火事があれば火事の繪、祭禮があれば祭禮の繪、當時は未だ寫眞術が發達せず、寫眞版が普及しなかつた時に於て、勢ひスケッチの木版畫が必要であつた。

同時に事件が新聞の種であるのみならず、意見も亦た新聞の種である事を認めた。當時、意見

として新聞に掲ぐる者は、社説、論説、投書の部類であつた。併し予は其以外に、その時々、その問題に必要な人を捉へ、その意見を聴き、これを新聞に掲ぐるといふ事が最も大切なることを認めた。所謂對話、即ちインタビューなるものを、吾が新聞界にも採用せねばならぬと考へた。予のなした事は必ずしも、予自ら發明の特許をとる程の價値はない。併し吾國に於ては、如上の件々は、予が國民新聞發刊と共に始めたといふ事が出来なければ、尠くとも廣く遍くこれを行ふに至らしめたといひ得るであらう（「蘇峰自傳」）

斯様な點が、「世間の豫期にも、また予自身の豫期にも、全く副ふ事が出来なかつたとはいへ、凡有る意味に於て新聞界に新紀元を打出した事は疑ひもない事であつた」と彼自ら自負してゐる理由であらう。特に蘇峰は見る新聞を作るために、畫家久保田米僊を入社さす事には非常に骨を折つたといつてゐる。そして「編輯局に於て最も高き給料を、久保田氏に拂ふ事に取極めた」といつてゐる。それ以來、天分のある畫家を見つける事は、國民新聞の傳統のやうになつた。後年の平福百穂、川端龍子、池邊鈞などを入社せしめたのも、おそらく久保田を見つけたと同じ趣旨から來たものであらう。

一 羯南と子規その他

羯南も亦必ずしも政論一偏の人ではなかつた。彼は詩もやり、歌も詠み、その交友には愚庵和尚鐵眼のやうな變り種もあるといふ一種の趣味の人であつた。だから「日本」も亦、それ等の方面に新しい面目を開く事に努めた形跡はある。羯南が司法省法學校時代の同窓國分青崖を引入れて「評林」の一欄を設け、漢詩によつて時事を論じた如きは、確かに當時世間の一話柄を作つたものだ。和歌は落合直文、小中村義象等の一派の作が常に紙上の一角を占めて居た。特にその後、正岡子規が入社するに至つて、いはゆる日本派の俳句、そして後になつては和歌が、日本の俳句史上、和歌史上に如何なる意義をもち、如何なる改革を行ふに至つたか、此處に事新しく説くまでのあるまい。

この際、羯南と子規との個人的關係を少し説明して置くことは、羯南の人物をハッキリする上からも必要ではないかと思ふ。子規は、羯南が司法省法學校以來、特に親密な間柄であつた加藤恒忠の甥であつた。そして兩者の關係については羯南自身、「子規言行録」の巻頭において物語

つてゐる。

明治十六年の夏の頃と記憶してゐるが、友人加藤拓川（恒忠）が佛蘭西へ往かうといふので語學練習の爲めに築地の天主教會堂に寄宿して居た。或日子の寓居に来て色々話した中に、「この頃國元から甥のヤツが突然やつて來たが、まだホンの小僧で何の目當もなく、何しに來たのかと聞いたら、學問しに來たといつてゐる。僕も近々往くのだし、世話も、監督も出来るぢやなし、いづれ同郷の人に頼んで往くのぢやが、君の處へも往けといつて置いたが、來たらよろしく逢つてくれ結へ」との話もあつた。二三日たつとやつて來たのは十五六の少年が、浴衣一枚に木綿の兵兒帶、いかにも田舎から出たての書生ツコであつたが、何處かに無頓着な様子があつて、加藤の叔父が往けといひますから來ましたといつて、外に何もいはぬ。ハア加藤君から話がありました。是から折々遊びにお出でなさい私の宅にも丁度アナタ位の書生が居ますから御引合せませうといつて、予の甥を引合はした。やがて段々話する様子を見ると、言葉のはしくに餘程大人じみた所がある。對手になつて居る者は同じ位の年齢でも、傍から見ると丸で比較にならぬ。叔父の加藤といふ男も予よりも二つも若い男だが、學校に居る頃から才學共に優ぐれて、予よりも大人であつた。流石に加藤の甥だと此の時ハヤ感心した。その後當分見

えなかつたが、二年もたつた頃尋ねて来た。その時早や大學豫備門に這入つて居るとのことであつた。……その後文科大學に居るといふ事を聞いたが、二十四年の秋、予が根岸の寓を尋ねて来て、來年は卒業の筈だが、病氣の爲に廢學する積りだと語る。ドンな病氣か知らんが、我慢して卒業したらどうかと勧めても、決心はなか／＼動かせない。近頃俳句の研究にかゝつて少しく面白がついて来たから、大學をやめて専ら之をやらうと思ふといひ、根岸に座敷を貸す家があらば世話してくれといつて歸つた。……ちようど寓居の向ひに老婦獨住ひの家があつて、誰か確かな人に下宿させたいとのことであつたから、早速そのことを報じてやつたら、すぐやつて来てやがて引越して来た。是れから隣同志となつて、毎日往來する間に俳句の味が少し分りかけて来た。その頃新聞紙上に十七字の句を出すものは、其角堂永機の輩か、左もなくば角田竹冷の徒で、それも至つて少い方であつた。どうだ何か「日本」へ出して見たらば、といつたら、かねて書いてある紀行でも出さうとのこと、それからそれと俳句まじりの紀行などが出た。これがそも／＼正岡子規の初陣である。

といふのであるが、それから十年、羯南は絶へず子規の面倒を見てゐたのである。二人とも始終根岸に住んで隣同志であり、碧梧桐の「君が絶筆」虚子の「君が終焉の記」等によつて見ても羯

南夫妻が朝夕子規の病床を見舞うたこと、陸家の電話で醫者や友達の呼び出しをしたこと等が記してあり、また

本日は陸より貰ひしおもゆ少許の外滋養物喉を通らず（「君が終焉の記」）

といふやうな記事もある。死んだ時の枕下へも、まづ第一に驅け付けた一人は羯南であつたらしい。そして虚子と碧梧桐が、第一に手頼りにして、取りあへず葬儀その他の方針を相談したのも羯南で、この三人の協議によつて一切が取り運ばれた模様である。

それから子規の推薦で中村不折が「日本」に入ることになつた。それは明治二十六年の話である。その頃「日本」は屢々發行停止を命ぜられた。それであるひは「日本新聞」あるひは「大日本」等の名の下に、代りの新聞を印刷したが、それよりも家庭新聞を發行しようといふので、「小日本」といふ名の下にこれを出すことになり、子規にその編輯を主宰さすことにした。その時、子規が一つの條件として毎日繪畫を入れることにしたいといひ出したのである。よつてその畫家の推薦を小山正太郎と浅井忠と二人に頼んだところ、當時無名の中村錦太郎といふ畫家を推薦して来た。それが不折である。不折は當時神田連雀町の下宿屋の二疊か三疊の間に燻つて毎日寫生に出かけてゐた。その留守に上り込んだ子規が、不折の出世作「笙を吹く女」の畫面が偶然室の

中に置かれてあつたのを瞥見して、すぐ入社を懇請したとのことだ。
不折はその時、報酬として單に自分の必要とする畫の具その他の材料に要する費用を出して呉れるならといふ條件を出しただけであつたといふ。これは子規とともに不折を訪うた古島一念の談話である。

その他、劇評、相撲評等も「日本」の一名物であつたらしい。劇評は、福富孝季、磯野徳三郎、西松次郎といふやうな人々が交替に筆を執つた。彼等は皆それ／＼専門の學者である。福富は前に述べた臨淵、高等師範の教授だ。磯野、西の兩人はいづれも理學者で、みな杉浦重剛の同窓である。彼等は芝居が好きで、よく共に見物してはその批評を書いたものだといふ。福富については更らに斯ういふ話がある。彼は杉浦に對して、是非見せたい芝居がある。ついでは何日何時新富座の茶屋猿やにお出で下さいといふた。その日福富は杉浦を待つてゐたが豫定の時間にやつて來なかつた。そのうちに芝居の幕はあく。それは忠臣藏の四段目、即ち判官切腹から、由良之助が駆けつけ、血氣にはやる若侍どもを諭して城あけ渡しを無事に終る一幕である。福富は幕が終るとともに、由良之助の苦衷に萬斛の同情をそゝいで茶屋に引あげて來た。ところが何と、其處には杉浦が端然と坐つて彼を待つてゐるではないか。茶屋の女中が、杉浦の態度に、芝居を見る

ためのお客様ではなく、用事のために來たものと早合點して幕のしまるまで待たして置いたのであつた。ところが、福富の計畫は、元來芝居を見た事のない杉浦に、この城あけ渡しの由良之助の苦衷を見せることにあつたのだから、その事情を話して、その儘引とつたといふこと、そのため杉浦は生涯遂に芝居を見る機會を失つたといふ話だ。

相撲は、日本新聞社の常連の一人佐々木高美——今の行忠侯の父——が相撲好きで、その頃行動を共にしてゐた近衛篤磨——文磨公先代——とともに場所を缺かしたことがなかつた。そしてその批評を紙上に出せと勸告したのである。それで古島が、これ等二人の貴公子の手口評を聞きつゝ、議會の政治的運動と關聯せしめて批評を書いたのが、一つの讀み物となつたのださうだ。

その他、西、磯野等の西洋文藝翻譯もあり、新聞日本は必ずしも政論一偏の新聞といふ譯ではなかつた。しかし何といつても國粹主義、羯南のいはゆる國民主義を提唱することを主張として生れた政論新聞であるのだから、其處に、すべての社會現象を平等に見て、これを報道することを新聞任務の第一とする報道第一主義の編輯方法とは自から非常な相違のあつたことは申す迄もない。

其處へゆくと、朝比奈知泉の董督する「東京新報」は舊來の新聞體裁から一步も外へ踏み出さ

ぬものであつて、政治一點張りの新聞であつたらしい。否な「東京新報」ばかりではない。明治廿五年、彼が「東京日々新聞」の主幹となつて以來の東京日々も何等新面目を打開したとは思はれない。むしろその以前、即ち關直彦が福地櫻痴の後をついで居る頃が、むしろ如何にして讀者を維持すべきかの苦心から、種々の新施設を試みようとした形跡があつた、といひ得る程だ。

三 蘇峯と羯南の提携

蘇峯が自ら「蘇峯自傳」のうちで「日本」と「國民」を比較して評論した一章がある。そのうちにおいて彼は斯ういふ風にいうてゐる。

やがて君（羯南）は官を辭し、青木貞三君等の後援によつて、初めに「東京電報」なる新聞を發刊し、明治二十二年二月憲法發布の頃から、之を「日本」と改題し、發刊した。而して君はその社長であつた。「國民新聞」は明治二十三年二月に發刊したから、正しく一年遅れたる弟である。然るに此の二新聞は、その主義主張、趣味嗜好等に於ては、互に氷炭相容れぬ程に反對してゐるに拘らず、孰れも殆ど商賣氣を抜きにしたる書生流の新聞で、いづれもその讀者は

實業家とか、金持ちとかでなく、寧ろ論客、志士、其他世の中と共に俯仰しない、特色ある人々を讀者とする事に於て一致してゐた。而して社員的身分や風儀は、互に異つてゐたが、社の組織といひ、社と社員との關係といひ、孰れも互に有志者の團體的氣風を持つてゐた事に於て一致した。

併し何といつても「日本」は歐化主義の失敗したる時に蹶起し、天下の反動の氣運に乗じて出て來り、しかもその後援者は有力者のみにて、社友といふべき人々の中には、陸軍の將軍連の外、副島伯などの老先生もあり、また大學出の古き學者達もあり、地方に於ては有力なる——暴力團とはいはざるも——その名を聞いてだに、人をして懼伏せしむるに足る壯士團體もあつて、なか／＼それに向つて競争するといふ事は、容易の業ではなかつた。

固より日本新聞社には、福本日南の如き、如何なる問題であらうが、如何なる文體であらうが、向ふ所敵無き健筆家がある。また詩人としては天下一品といはれたる國分青崖氏などがあつた。また文學方面には正岡子規、繪畫方面には中村不折、また海外よりの投書家としては池邊三山氏等があり、實に濟々たる多士であつた。……

右の次第にて「國民新聞」と「日本」とは、從來の行掛りから、議論より文章の總てに至る

迄、互にその兩極を代表してゐたが、而して讀者も若し極端にいへば「日本」は頭の硬き連中の爲めに愛讀せられ、「國民新聞」は氣の迅き人々の爲めに愛讀せらるるといふ傾向があつたに拘はらず、社會に於ては、兩々相對してゐた。但だ予は、當時他の新聞は相手とせず、常に「日本」を相手としてゐた。その紙數なども、略々伯仲の間にあつたと思ふ。但し正確の事は判らぬが「日本」六、「國民」四、若くは「日本」五半、「國民」四半といふ所であつたと思ふ。思ふにこれは明治二十四五年頃のことでもあつたらうか。そしてこの互に兩極を代表してゐるやうな「日本」と「國民」、言葉を換ゆれば羯南と蘇峰が、互に相提携して政治の共同陣營に立つに至つたのである。それはまた問題となつた條約改正を繞つての政策、即ち對外硬の主張と運動とについてであつた。

まづ如何にして左様な徑路をとるに至つたかについて蘇峰自身のいふところを聽かう。

「國民新聞」は新聞紙面の及ぶ範圍を廣くした。即ち從來殆ど閑却されたる人間の生活及び思想の凡有る方面に向つて新領土を開拓したのであつた。而してこれが他の新聞に新たなる刺戟を與へたことは争へない事實であらう。併し當時に於て、予の主なる目的は、此の新聞を以て改良の目的を達せんが爲めであつた。當時予の熱心であつたのは第一政治の改良、第二社會の

改良、第三文明の改良第四宗教の改良であつた。

而して「國民新聞」は、以上の改良に向つて自ら急先鋒を以て任じて居た。その中にも政治の改良が予の最も熱中する所であつた。

如何にして政治を改良する乎。予の當時の意見は何よりもまづ藩閥政府の打破であつた。これを打破するには輿論の力を以つてせねばならず、而して輿論の力といふも、唯だ空言、空論でなく、實力を以てせねばならぬ事を十二分に認めた。而してその所謂の實力とは如何なるものである乎を考慮し、まづその實力の養成と糾合とに努めた。

予の考ふる所に依れば、自由黨といひ、改進黨といひ、是迄互に鎬を削つて來たが、何れも藩閥に對する反對黨である政府黨に對する野黨である。

然るに互に相争ふといふ事は、これ恰も在野黨の力を以て藩閥政府を擁護する所以である。斯くては憲法が發布せられ、帝國議會が開設せられても、終世その目的を達する事が出來ない。故に何よりも先づ今日の急務は、在野の合同であり、合同黨が出來なくんば聯合である。(蘇峰自傳)

斯やうな考で彼は政治の實際方面に深く踏み込んだ。その間山縣内閣は第一回の議會を兎も角

も解散せず済まして退引し、その後に出て来たのは松方内閣だ。この内閣は第二議會を解散して有名なる明治廿五年の選挙干渉を行つたのであるが、結局この干渉が累をなして倒れ、同年八月伊藤第二次内閣が組織された。そしてその外務大臣として陸奥宗光が就任した。

陸奥に對して、蘇峰は最初在野の政客として大に働くだらうと囑望した。米國公使をやめて歸朝したばかりの陸奥はしばらくそれらしい形跡を示したのである。そして蘇峰と陸奥との交渉が初まり、陸奥が山縣内閣に入つてからも、それが繼續し特に松方内閣に於て陸奥が極めて不遇の地位に居た頃は「國民新聞」の政治的ニュースの大部分は陸奥の手から出るといふ程の間柄であつた。しかし陸奥が、伊藤内閣の外相となるに至つてその關係は稍變化を見せるに至つた。

予は初から薩長政府に反對するのが目的であるから、陸奥伯が松方内閣と葛藤を生じた時に陸奥伯と接近したのは勿論であるが、扨愈々第二次伊藤内閣が出来上つて見れば、これもまた松方内閣よりも文明的ではあるが、依然たる薩長の内閣には相違ない。従つてまた予と陸奥伯との政治的關係は、追々疎遠とならざるを得なかつた。……

當時朝野の一大問題は條約改正であつたが、その中でも内地雜居反對の論者が少くなかつた。これは政府部内にもあつたが、民間の中にて、從來政府と關係淺くなかつた保守黨の連中も、

概してそれであつた。予は當初より内地雜居論者であつたが、併し陸奥流といはんよりも伊藤流の外交には反對であつた。予は飽迄對等條約を主張し、その目的を達する爲めには、まづ條約を勵行せねばならぬ事に結着した。

これは予が發明した論ではない。大隈侯が外務大臣として條約改正を企てたる場合に執つた政策の一であつた。從來條約面に依れば、凡有る外人は居留地以内に封じ込まれ、その外に出るには頗る面倒であり、窮屈であつた。唯だ法は存したけれども、大目に見てそれを勵行しなかつたから、外人も左程苦情を訴へなかつたが、大隈侯が外相となつて以來、その條文通りに勵行したから、居留外人等には頗るこたへた。即ち予等の意見はこの勵行を一層手廣く、手厳しく、徹底的にやるといふ事であつた。即ち外國人の氣嫌をとつて條約を改正するよりも、寧ろ彼等を徹底的に困まらしめて、自ら兜をぬがしむるに如かずといふ意見であつた。この意見は急進黨も、保守黨も、頑固黨も期せずして一致し、茲に所謂る六派聯合なるものが出で來つた。

この對外硬政策——所謂條約勵行論が羯南の一派、即ち舊日本俱樂部の面々によつて主張され、支持されたことはいふまでもない。従つて羯南がその全力をあげて、この一派のために、堂々の

筆陣を張つたことは説明するまでもないことであらう。此處に「日本」と「國民」即ち羯南と蘇峰が共同陣營に立つて政論を行ふといふ思ひも寄らぬ事態が現出したのだ。

第七 自主外交の提唱

一 陸奥の條約改正

大隈の條約改正が中止となつた明治廿二年の十二月、福澤諭吉は「時事新報」に「條約改正始末」と題する一文を載せて、

條約改正の汰沙も近來は漸く鎮靜したるが如し、一兩月前その議論の方に盛なるや、一非一是、底止する所を知らず、斷行といひ、中止といひ、局部の言を聞けば孰れも皆相應の道理あらざるはなし、雙方の言皆妙なれども、我輩は最初より其孰れにも加擔することを爲さず、恰も傍觀者の地位にありしものなり。國家の大問題と稱する事柄につき是非得失を言はざるは、今の政談流行の時節に少しく奇なるが如くなれども、我輩敢て奇を好むに非ず、唯事の大體に就て國の長計を案すれば、斷行、中止ともに大に我大日本國を輕重するに足らざるを信するが故に之を自然の成行きに任するのみなりし。

一 陸奥の條約改正

といひ、一國の輕重は、結局その國力に伴隨するものであつて、條約面の協定は「平時ある分限までは交際を支配して力ありと雖も、いよく國の大利害に關係する場合には存外に無力なるも

のと知る可し」とて、まづ條約面の改正よりも國力培養の必要を唱道し、所謂治外法權の如きも、最初には、

内外の人民相對して罪を犯したる時は、其本籍の存する政府の筋に引渡して刑に處するといふが如きは、日本人の考ふる所にて尤も至極に聞え、諸藩の士民が相互に爭論する時は、何れも本藩に引渡して處分するの習慣に養はれたる日本人なれば、條約中犯罪裁判の條を見ても毫も之を怪まず、條約の文面甚だ妙なり、我日本人が外國人に對して罪を犯したればとて、何として之を彼等の吟味に附す可きや、我は我にて始末すべし、彼は彼にて始末せよ、至極の便法なりとて曾て疑を容るゝものもなく、又横濱長崎等に居留地を設けたるも、實は其節攘夷論の起らんとする折柄、外國人が漫に内地に住居しては、如何なる事變も計る可らず、兎に角に異類の人は一個所に閉居せしめざる可らずとて、力を盡して居留地に押込み、外出遊歩も十里限りとて、遂に外國人を談じ付けて蟄居申し付けたる程の次第にして、當時の日本人は此一舉を見て不面目と思はざるは勿論、寧ろよく出來たる談判なりとてひそかに誇りし事なり。

と條約締結當時の事情を明にし、要するにこれ等の條約は、國家の實力さへ充實すれば、伸縮自在なるを得るものなれば、もし改正が面倒なれば、自然に改正の時期を待つべし、

此談判は一昨年（井上案）一度中止したることなれば、暫らく中止の儘に差置き、我國事の進歩して内外の情勢を變ずるまでは着手せざるこそ得策なりと思へども、今更に言うて甲斐ある可らず。今日は是れ二度目に着手して更に休息中に居るものなれば、唯休息後の方向に就て今より利害を講ずること肝要たる可きのみ。

と論じて、まづ國力の培養を第一とし、條約改正は必ずしもこれを焦眉の急視すべきでないことを説いてゐる。

しかしながら、政府の當局者は必ずしもこの見解をとらなかつた。山縣内閣の外相青木周藏、山縣内閣の後に成立した松方内閣の外相榎本武揚は、いづれもそれ〴〵この問題に關する對策を樹てたのである。しかし青木外相の交渉は、ロシアの皇太子負傷の天津事件によつて急遽その職を去らねばならぬ始末になつて中止し、榎本外相の施設は條約改正調査委員會を設置した迄で、未だ成案を得るに至らずして其地位を去つた。が、この條約改正調査委員會の設置については、詔勅までも御下賜になつて居り、それが次の當局者である陸奥宗光をして奮起せしむる最も重要な原動力となつてゐるやうである。陸奥はその當時の事情を斯う語つてゐる。

去れば明治廿五年四月に至り、當時政府内の重臣數人を條約改正案調査委員に勅選し、特に

右委員に對し、朕即位以來内治百般の事粗々緒に就くも外政未だ擧らざる者あり 惟ふに條約改正は 中興の鴻業に隨伴し 國權の大本に關繫す 朕は我臣民と俱に條約改正の成局を望む切なり(下略)と詔り給へり。然るに如何なる故なるやは知らざれども、此調査委員は其後僅に一會を開きたるのみにして何等の結果をも見ず、殆ど中止の姿となり居たる内、恰も松方伯爵を首班とする内閣員多數の辭職するに會し、調査委員其人の進退にも種々の變遷を招き、其事亦立消となれり。尋で同年八月伊藤伯爵が大命を奉じ内閣を組織するに當り、余之を外務の重職に承くるや、親しく前掲の大詔を拜覽し、深く聖慮の剴切なるに感激し、切に微力を願す此國家の大業を成就し、宸襟を安じ奉らざる可らずと決心し、屢々伊藤總理とも審議を盡し、更に一の約案を製し、再び締盟各國と會商を開くに至れり。(「審々録」)

この陸奥案なるものは、各國に對して全く對等の條約を締結せんとしたもので、從來問題を惹起したものは大に面目を異にするものであつた。だから當然、それが國內において強硬な反對を受けるであらうとは少しも期待して居なかつたのである。陸奥はその點を斯う説明してゐる。

蓋し歴任當局者各自の約案は、前後其時期相異なるに從ひ形式各々同じからず、大概後者の約案を以て前者の約案に比すれば、往々進歩の實なきに非れども、之を要するに孰れも井上伯

爵の起草に係る約案の系統を承襲する半面的對等條約の範圍を出づる能はず、然るに今や我國は既に立憲の制度確定し、國民亦長足の進歩を爲したる時に方り、斯る半面的對等條約案に向ひ、何等の改良修飾を加ふるも、到底立憲制度の大本と並立せず、從て國民一般の希望を満足せしむべからず。若し強て之を執行せんとせば會々以て更に一の失敗を重ねるに過ぎざるや明なり。故に余は寧ろ外國に對し一層の困難を増加するも、内國物議の爲め再び失敗することを豫防するの得策たるを確信し、斷然、井上伯爵以來歴任當局者が承襲する半面的對等條約案の系統を根本より變改し、純乎たる全面的對等條約案を以て各締盟國に提議し、彼等が如何に之に應ずるやを試みむと欲し、即ち明治二十六年七月五日を以て、右の主義に基き一の通商航海條約案を草し、閣議に提出し 聖裁を経たる上、まづこれを英國政府に提議せむとし、當時獨逸駐割の特命全權公使青木子爵をして、更に英國駐割の公使を兼ねしめむことを奏請し、同子爵をして倫敦に赴き、樽俎折衝の大任に當らしめたり。(「審々録」)

陸奥が斯様な注意を拂うたに拘らず、反對は意外の邊に起つた。それは即ち陸奥等の態度、言葉をかへていへば内閣の方針が、條約改正を贏ち得る手段として、列強の歡心を得る如き外交手段を執らんとしてゐることが、自主獨立の國權を無視するものであり、國威を全く失墮するもの

でありとして、いはゆる對外硬論、即ち強硬外交論が所在に蜂起したのである。そしてその旗じるしとして高く掲げられたのが條約勵行といふ合ひ言葉であつた。

一一 條約勵行論起る

「國民之友」第三十三號（廿一年十一月二日附發行）には「外交政略」と題して左のやうな記事が、蘇峰の執筆してゐた「時事」欄に載つてゐる。

大隈伯が外務大臣となられてより、外交の政略は強硬主義を執られたりといへり。吾人は未だ其實證を見ざるが故に果して然るや否や之れを知る能はず、唯だ吾人が希望する所は、即ち斯くの如くならん事是なり。

又

頃ろ外交上虚修の費用を節減し、是迄各國に派遣したる英、佛、獨、露、米を除くの外、公使館を廢し、其代りに領事館を置き商業上の報告等を精細に爲さしむといへり。是れ果して眞ならば、實に然る可き事と謂はざるべからず。……

更らにその第三十六號（十二月廿一日附）には「強硬主義の實行」と題して、その實行の個條を稍具體的に擧げてゐる。

大隈伯の外務大臣となられてより、大に強硬主義を實行せられたり。今其の例を擧ぐれば、外人の内地を旅行することにつき、其の取締を嚴にせられたる事是なり。また外人の居留地外に於てその商業を營むことにつき、制限を施されたること是なり。また是まで外人の犯罪に對しては、兎角遠慮勝ちなりしも、追々と嚴重に取締ることになる筈なりといふ。凡て是等は小事なりと雖も、復たその一斑を窺ふに足るべし。

廿一年におけるこの大隈政策を、より有効に實施するところに、條約勵行論の論據があつたことは、さきに引用した「蘇峰自傳」の所説によつて明瞭である。

政府が切角、全面的對等條約締結を目ざして交渉を開始したのに、民間において何故斯様な議論が起つたのであらうか。一體斯様な議論を紛起さすに至つた當時の政界は如何なる状態であり如何なる経過によつて、それが變化し、發展したのであるか。

當時、各政黨は其主義綱領中、何れも外交方針を掲げないものはないが、一として積極的の言議を爲すものなく、隨つて國論の歸趨視ふに由なしと雖も、之を要するに條約改正に對して二

派あるを看取すべし。一は進歩派と稱し、外人の内地雜居の自由を認め、對等の條約改正を遂行せんとするもので、他は保守派又は對外硬派とも稱し、内地雜居を尙早となし、國權の伸張を主張するものであつた。

蓋し從來帝國政府が條約改正に失敗したる所以のものは、一は國論の統一せざるにより、一はこれを外交官に放任し、一般國民は之を度外視したるに坐すと爲し、同志相集まりて條約改正研究會なるものを組織した。尋で同會に屬する自由、改進黨の議員八名提出者となり、五十名の賛成を以て條約改正に關する上奏案を作成し、之を第四議會（註廿五年十一月廿五日—廿六年二月末日）に提出した。……

條件附ではあるが、外人に對し内地雜居の自由を認む可しとする條約改正研究會の一團——主として自由黨員——に對し、絶対に之を許す可きにあらずと爲すか、若くは時期尙早論を持する一團は、初め雜居研究會なる社交俱樂部を組織したが、尋で明治廿六年十月、研究會を解き、茲に大日本協會なるものを組織した。安部井盤根（福島縣選出）神鞭知常（京都府選出）大井憲太郎（東洋自由黨を解きて之に加はる）大竹貫一等を其首謀者とし……大日本協會の主張する所は、現行條約を勵行して國權を恢復すべしといふにある。従つて當時の政府が改

正を第一義として、現行條約勵行の如きは徒らに列國の感情を害するの損あるのみにて、改正運動の支障たるに止まるといふの説と相當溝渠があつた。（林田龜太郎著「日本政黨史」）
更らに民間側をして對外硬を論議せしむるに至つた他の一つの有力な問題があつた。それはいはゆる千島艦事件といはれてゐるものである。

當時、條約改正問題の再燃が動機となり、國民を激昂せしめたものは軍艦千島の訴訟問題である。事件といふのは、明治廿五年十一月三十日佛國造船所に於て竣工したる帝國水雷砲艦千島が本國へ廻航の途次、我領域たる瀬戸灣堀江沖（伊豫興居島と睦月島との中間）に於て英國汽船ラベナ號と衝突して沈没したことに始まる。

今日の對等國間に於ては、其國際法上の規約に基き、もしある國の領海内に於て衝突したる時は、その領海の所屬國の裁判所の支配を受くることになつて居る。然るに當時にありては帝國は未だ對等の地位にあらざりし爲、政府は英國會社を相手取り横濱の英國領事裁判所に八十五萬圓の損害賠償を訴へ出でた。然るに被告は衝突の罪却つて我にありとなし十萬圓要求の反訴を起した。之に對し我政府は、當時 天皇の御名を以て訴訟當事者たるの資格となし、且我天皇は絶對不可侵の權利を有せらるゝ旨を告げて反訴の不當なるを責め、裁判所をして之を却

下せしめた。

被告會社は服せず、上海の上等裁判所に控訴した。裁判所は被告の要求を容れて、事日本領海に屬せずとし、且會社の反訴を認め、横濱の領事裁判所之が裁判の任に當るべき旨を判決した。我政府復た之に服せず、直に最上審判機關たる英本國の樞密院に上訴するに至つたが、其結果樞密院は我主張を是とし、衝突は我領海内に於て行はれたること及び被告會社の反訴を認めざる旨を判決して事件は再び横濱領事裁判所に廻つて來た。被告會社は形勢非なりと見るや直ちに英貨一萬ポンド及び英國裁判所に於て許可せらるゝ範圍内の一切の訴訟費用支辨の條件を以て示談を提言し、我政府亦之を容れて事件は茲に落着した。訴訟費用として我政府の支出したる額十二萬圓にして、英國裁判所の認許したる額は此内一萬二千圓餘に過ぎず。

斯くして我政府は、最初の要求八十五萬圓中僅かに一割強を得て解決したが、治まらないのは我輿論であつた。即ち我政府が至尊の御名を用ひて外國の一商賈と事を争ひ、自ら英國樞密院に上訴して卑屈を敢てしたるが如き、主權を毀傷し、皇室の尊嚴を墜瀆したる罪は許すべからずと爲し、國民の公憤は澎湃たる政府怨嗟の聲となつて現はれ、大日本協會に馳せ參じて條約勵行の目標に向つて一齊に奮進することになつた。（「日本政黨史」）

三 羯南の國際的革新論

大體、以上のやうな一般的説明を加へた上で、さてわれ等の本題に歸らう。

羯南は、大日本協會の成立に先立つこと約半年、明治廿六年の四月に、「日本」の紙上に「國際論」を連載した。この「國際論」はその後同じ紙上に掲載された「國際論續篇」及び「國際論補遺」とともに一冊に纏めて刊行されたものであるが、羯南の對外思想を理解する上には、最も缺くべからざる述作であるというてよい。彼は翌廿七年の一月、これを纏めて出版するに際して新に序文を加へたが、この序文がまた彼の所論を最も簡明に表現してゐる。

人の相交るは有無相通じ、長短相補ふ所以に外ならず。相通じ相補ふ所以のものは、人各々天稟の特能を發育するに外ならず。若し我の特能を棄て、人の勢力に感せられたらば、是れ自ら「我」を失ふものなり。「我」を失ひて人に接するは是れ交際にあらずして直に服従なり。服従は則ち有無相通じ、短長相補ふ所以の道に非ず。人の相交るは互に禮あるを要す。禮なるものは元と亂を防ぐのみ、好客を敬して之を上席に引く固より禮なり、乞人を叱して之を外庭に拒

む亦た禮ならんばあらざるなり。人各々家法あり、他人來りて同居を請ふ、之を許すと否とは我れの意のまゝたり。之れ亦交際の禮にあらずや。要は各々「我」を保ちて相亂れざるに在り。若し「我」を保たずんば焉んぞ復た交際あらんや。交際ありと雖も是れ服從に過ぎず。夫れ國の斯の世界に在るや猶ほ人の斯の社會に在るが如きなり。人の斯の社會に於て相交際する所以の禮を知らば、國の相交際する所以の道も亦た自ら明かならんのみ。道は近きに在り、而して之を遠きに求む。故に世人は往々にして國際の理に惑ふ。

彼はまづ個人においても、國家に於いても、その「我」を保つことが禮の初めであり、交際の目的であると強調してゐる。これは前に「近時政論考」に於て國民論派の論據が國家の特立、國民の統一に在る點を強調した自然の論結というてもよい譯であつて、この國家の「我」を彼はこの「國際論」においては「國命」と名づけて極力強調してゐるのである。さて序文はなほ續く。今日に在り外人雜居の利害は固より一疑問なり。故に雜居を許すの早遲も亦た一疑問なり。此等の疑問を決するには如何すべきや、亦た國際の理を究むるのみ。國際の理を究むれば、國の自ら處する所以のものを知るに庶幾らんか。國の自ら處する所以のものを知りて施設其の宜しきを得ば、雜居は明日之を許す固より害なし、常に害なきのみならず或は利あらん。雜居の利

害早遲は殆ど今日の問題と爲すべきものにあらず、問題は唯だ雜居を許すに如何すべき歟の一點に外ならざるのみ。此の點を講究せんには宜しく國際に係る最近の道理を講究せざるべからず。此の道理を棄て、而して雜居の是非に紛々たるは本を忘るゝの見なり。苟も本に復へりて國際の道理を知らば爲すべきもの甚だ多し。現行條約の範圍内に於て我れの有する權利は先づ講究せざるべからず、講究して其要を得ば條約以内に於て侵蝕せられたるもの亦既に多きを知らん。然らば今日に在りて之を回收することは國際上最急の務にあらずや。此急務を放置して猶ほ顧みざる者の腦中には國權の思想ある可らず。國權の思想なき者の腦中に争かてか條約改正の思想あるべきぞ。國は猶ほ人の如し、我れ招きて之を門に入る、或は以て我れの用を爲さしむべし。彼れ迫りて我が門に入る、若し我れの用を爲さば是れ偶然のみ。偶然の結果は豫め期すべきにあらず、故に「我」を固持して嚴正なるものは、利害を問はずして先づ名分を見る。國際論は其道理を明かにするものなり。

「利害を問はずしてまづ名分を見る」これは如何なる場合に於ても羯南が據つて以て立つ處の立場であつたのである。國際論もこの立場から述べられたものであつた。だから他の人々にとつては非常に問題であつた内地雜居の如きも、彼にとつては少しも問題でなかつたのである。雜居そ

のものは少しも問題でない、たゞ雜居を許す手段と精神が問題であるといふのが彼の立て前であつたのだ。

さて羯南のいはゆる「國命」説である。これは彼が「國際論」に於て、當時の國際關係、特に白人の異人種に對する關係は、狼吞即ち兵力による強力攻略、もしくは蠶食、即ち宗教的文化的精神的方法による侵蝕であると論じた後、特に一章を設けてこれを論じてゐるのである。

國に天賦の命あることは猶ほ人に天錫の能あるが如きのみ、寰宇の上に一部の面積を占めて千年以上の存立を保つものは、天の命する所を知らず自ら破滅を招ねきて恬然顧みざる可ならんや。……古今を大觀すれば國の生存亦た人の生存の如く自ら限界あり。然りと雖も若し「國命」あるを知らば君民の智を竭くして生存を永くせざる可らず。……歐洲以外に眞文化なく白哲人種以外に眞人種なし、故に歐洲の屬地にあらず白哲人の住所にあらざる國は彼等の見て劣等と爲す所、劣等の國及人は彼等視て文明の妨害と爲し一日もその破滅を速かにせんと努むる所のものなり。彼等が此の理想を挟むや善し。何となれば彼等是一種の「國命」を此の點に繫ぐればなり。然りと雖も、若し彼等の見て劣等國人と爲す所の者、例へば日本國人が歐人に内應して専ら破滅を速くに赴かば普通の知覺上如何なるか。劣等國といひ、劣等人種といふは歐人の

我れを指す所の斷定なり。我れ亦或る點より彼等を指して劣等國劣等人種といふ固より不可なり。少くとも長短を較して彼等に對抗し、其の「劣等」といへる無禮的稱呼を甘受せざるは我れの義務にあらずや。我れの保有する「國命」にあらずや。更らに轉じて世界文化の消長に見よ。人道の上よりすれば、何人も何國も皆な世界の文化に贊助するの義務ありと言はざる可らず。獨り一方の國人のみに此義務ありて、他の國人は唯だ牛馬とせらるゝが爲に存すと爲さば、世界の文化は常に一樣なるに止まりて進歩の運に向ふべからず。西洋の文化を存して東洋の文化を滅し、縦ひ滅せざるも之を發達せしめざるは是れ世界の文化に一要素を滅するに均しきなり。東洋に國する者例へば日本國の如きは世界文化の爲にも、其「國命」を重んずるの任務あり。如何にして此任務を竭さんと欲するか、歐人の文化を取るも自國の文化を棄つる勿れ、歐人と親交するも自國人を屈辱する勿れ。

斯く論じて羯南は、「國の盛衰は朝野の人士が國命といふを解するの有無に關す」といひ、更らに古者皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ朕既ニ大權ヲ總攬シ藩邦ノ制ヲ廢シ文武ノ政ヲ革メ又宇内ノ大勢ヲ察シ開國ノ國是ヲ定ム爾來百揆ノ施設一ニ皆ナ祖宗ノ遠猷ニ率由シ以テ臣民ノ康福ヲ増シ國家ノ隆昌ヲ圖ラントスルニ外ナラズ